

上牧町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（素案）

令和7（2025）年3月

上牧町

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の対象区域.....	3
第4節 計画の期間	3
第5節 計画策定の範囲.....	4
第6節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	5
第2章 地域の概況	6
第1節 地理的概況	6
第2節 社会的概況	8
第3章 ごみ処理の現状.....	20
第1節 ごみ処理システムの現状.....	20
第2節 ごみ処理の実績.....	25
第4章 ごみ処理技術の動向.....	30
第5章 ごみ処理の現況評価と課題.....	31
第1節 前計画の目標値の達成状況.....	31
第2節 類似都市との比較による現状評価.....	37
第3節 課題の整理	39
第6章 ごみ処理基本計画.....	40
第1節 将来予測の考え方.....	40
第2節 将来人口	41
第3節 ごみ排出量の予測.....	42
第4節 ごみ処理の基本理念と目標.....	45
第5節 目標達成に向けた基本施策.....	56

第7章 食品ロス削減推進計画.....	69
第1節 計画策定の趣旨.....	69
第2節 食品ロスの現状.....	70
第3節 食品ロス削減推進計画.....	73

資料編

資料1 類似自治体	資-1
資料2 組成調査結果.....	資-4
資料3 推計結果	資-7
資料4 用語集	資-9

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の目的

地球温暖化や天然資源の枯渇等の環境問題が深刻化する中、廃棄物をめぐる様々な問題に対応するため、国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」等の各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきました。

平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ること目的とした「循環型社会形成推進基本計画」が定められました。令和6（2024）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

また、奈良県では、「奈良県循環型社会構築構想」や「新奈良県廃棄物処理計画」が策定され、廃棄物の減量や適正処理の推進が図られています。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法の第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分に検討する必要があるとされています。

上牧町（以下「本町」という。）では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成30（2018）年3月）」（以下「前計画」という。）に則り、老朽化した焼却施設の稼働停止、それに伴う焼却処理の民間委託、中継施設の建設・稼働（平成28（2016）年11月開始）を進めてきました。

また、周辺市町村では、既存施設の老朽化が進んでおり、さらにごみ量が減少傾向にあることや、既存施設の維持管理費等を考慮した結果、行政効率の向上、ごみ施設の有効活用（発電・余熱利用等）等を図り、安定的なごみ処理の継続確保を目的に、広域処理を行う方針としました。それらを受けて、平成27（2015）年8月に広域ごみ処理に参加する市町村の意思確認を行い、本町、天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、広陵町、河合町の10市町村（以下「構成市町村」という。）を構成市町村として、平成28（2016）年4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）が設立されました。

広域組合では、新しい焼却施設及び粗大・リサイクル施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の整備を進めています。新ごみ処理施設は、令和7（2025）年度の供用開始を目標としており、施設の稼働開始に合わせて、広域処理を開始する予定としています。

今回の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）では、本町のごみ処理の現状を把握した上で、広域化に向けた分別品目の統一や処理体制等について検討・整理するとともに、広域組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「組合ごみ処理基本計画」という。）及び国の方針を踏まえて、本町の新たなごみ処理のあり方と、目標及び施策を検討することを目的としています。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて策定するもので、本町における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

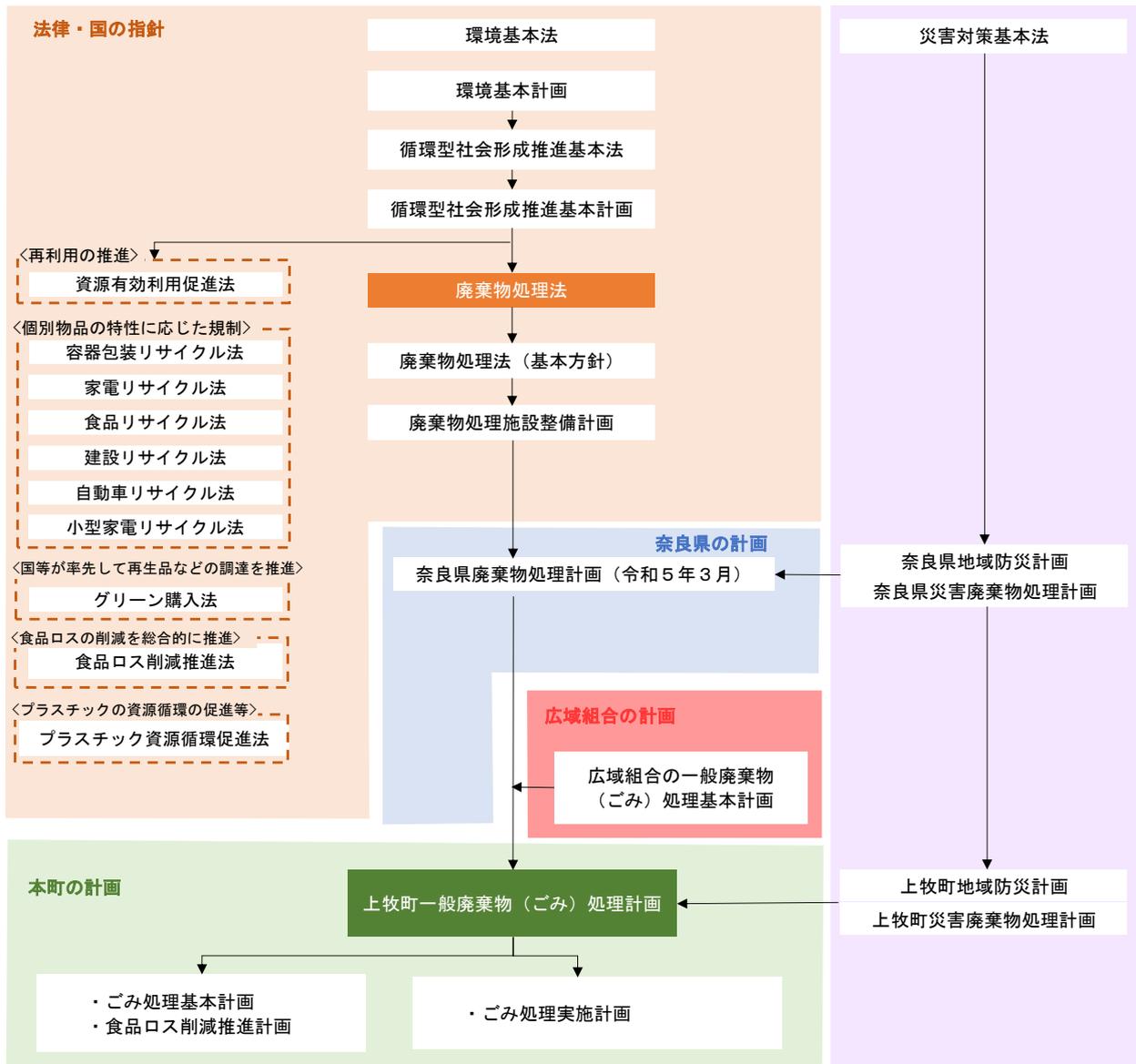


図 1-1 計画の位置付け

第3節 計画の対象区域

本計画の計画対象区域は、本町の全区域とします。



図 1-2 計画の対象区域

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度を初年度、令和 21（2039）年度を最終年度とした 15 年間の計画とし、中間目標年度は令和 11（2029）年度、令和 16（2034）年度とします。

なお、本計画は、概ね 5 年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行うものとします。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
策 定 年 度	◆																
計 画 期 間		◆	◆
中 間 目 標						◆					◆						
計 画 目 標																	◆

図 1-3 計画期間と計画目標年度

第5節 計画策定の範囲

本計画は一般廃棄物を対象とした計画です。一般廃棄物とは、廃棄物処理法第2条第2項において「一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。また、計画策定の目的でも述べたように、廃棄物処理法では、「市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されています。

本町は、本地域で発生する一般廃棄物について減量化・資源化、収集運搬、中間処理、最終処分 of 適正な処理・処分の役割を担っていきます。

本計画では循環型社会構築推進のため、減量計画、収集運搬から最終処分に至る過程において計画を策定しますが、将来においてごみの広域処理が計画されていることから、広域組合及び構成市町村との連携・調整を図り、広域組合の「組合ごみ処理基本計画」との整合性を図っていきます。

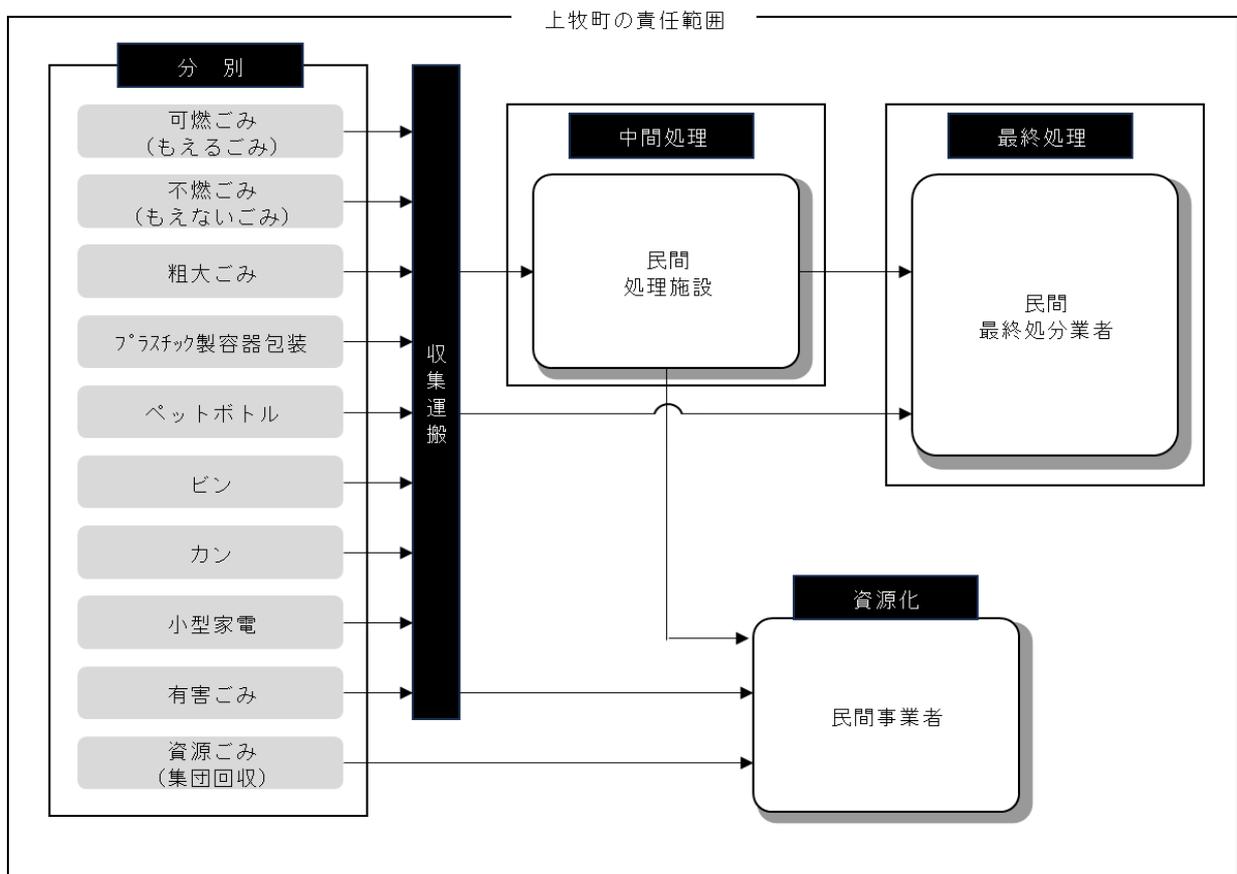


図 1-4 一般廃棄物の処理における責任範囲

第6節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

1. 「SDGs」の概要

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標のことです。

社会、経済、環境の3側面からとらえることができる17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国が取り組むべき普遍的な目標です。

2. 本基本計画との関係

SDGsの持続可能という考えは、循環型社会形成を目指す施策展開の観点からも重要です。このことから本町は、SDGsの推進を住民や事業者等と連携して取り組むにあたっての共通理念としています。

本町では「第5次総合計画後期基本計画」における「環境衛生」の分野で、以下の3つを目指すべきSDGsのゴールとしています。廃棄物分野と関連の深いものとしては「ゴール12 つくる責任つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減や廃棄物の大幅削減等がターゲットとして掲げられています。

また、自然災害等に対する強靱性（レジリエンス）や適応力の強化が目標となっています。

主に廃棄物分野と関わりが深い項目として以下の3つがあげられますが、それぞれのターゲットを通じて相互に関係しており、全体を俯瞰する視点を持って達成を目指すことが求められています。



第2章 地域の概況

第1節 地理的概況

1. 位置

本町の位置図を図 2-1 に示します。

本町は奈良県の北西部に位置しており、東西に 2.1km、南北に 3.6km、面積は 6.14km² のまちです。北西は王寺町、北東は河合町、南東は広陵町、南西は香芝市に隣接しています。

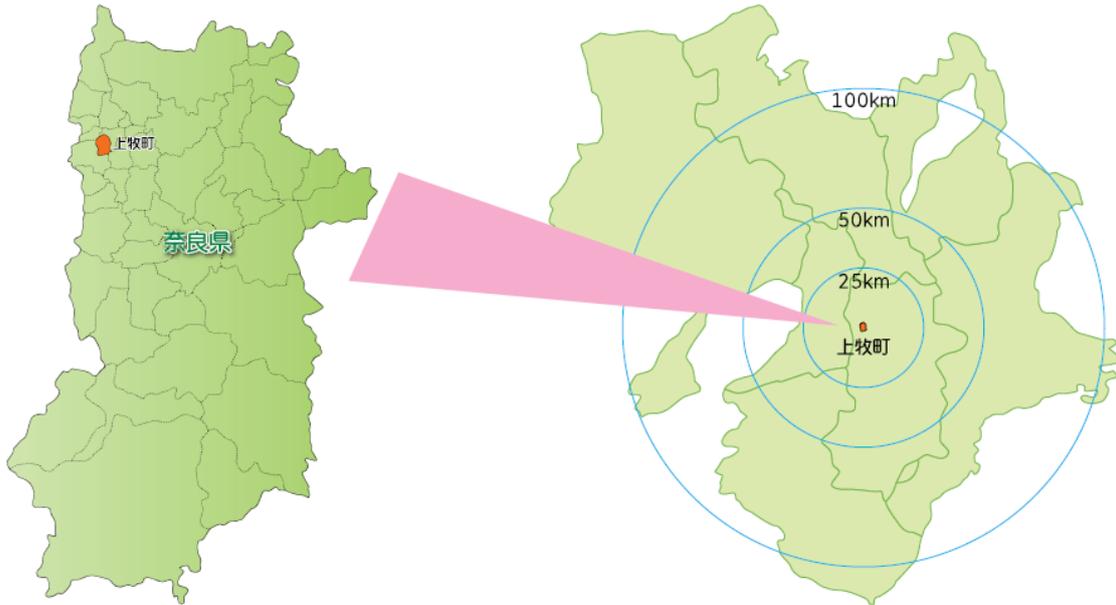


図 2-1 本町の位置図

2. 地勢

本町は大阪市の中心部から約 35km の距離にあり、西名阪自動車道の香芝 I C が近接する等自動車交通の利便性にも恵まれています。また、町内各地と王寺駅・五位堂駅を結ぶバス路線が運行されており、バスと電車を乗り継いで大阪の中心部まで約 1 時間の時間距離にあります。このような立地のため、大阪のベッドタウンとして人口が急増し、発展してきました。近年では大規模商業施設の建設や新しい住宅地も開発されています。



図 2-2 交通アクセス

3. 気象

本町の気象概況を表 2-1、図 2-3 に示します。

本町の平均気温は 16.2~16.6℃、年降水量は 1,216.0mm~1,642.0mm となっています。

降水量は 6 月が特に多く、令和 5（2023）年においては 235mm となっています。

表 2-1 気象概況

項目	降水量 (mm)	平均気温 (°C)		
		日平均	日最高	日最低
R1 (2019)	1,482.5	16.3	21.5	11.9
R2 (2020)	1,628.5	16.3	21.6	12.1
R3 (2021)	1,642.0	16.3	21.7	12.0
R4 (2022)	1,216.0	16.2	21.6	11.8
R5 (2023)	1,358.0	16.6	22.3	12.1
1月	27.5	4.7	9.5	0.7
2月	39.0	5.4	10.3	1.2
3月	66.5	11.6	18.6	5.5
4月	149.5	14.9	21.2	9.2
5月	205.5	19.0	25.3	13.8
6月	235.0	22.9	27.7	19.0
7月	114.5	28.2	34.0	24.0
8月	197.0	28.9	34.4	25.3
9月	116.5	26.4	32.0	22.6
10月	91.5	17.3	23.4	12.9
11月	88.0	12.6	18.2	7.8
12月	27.5	7.7	13.1	3.4

出典：気象庁（奈良気象台）

※表記は、年度ではなく年（1月~12月）を示す。

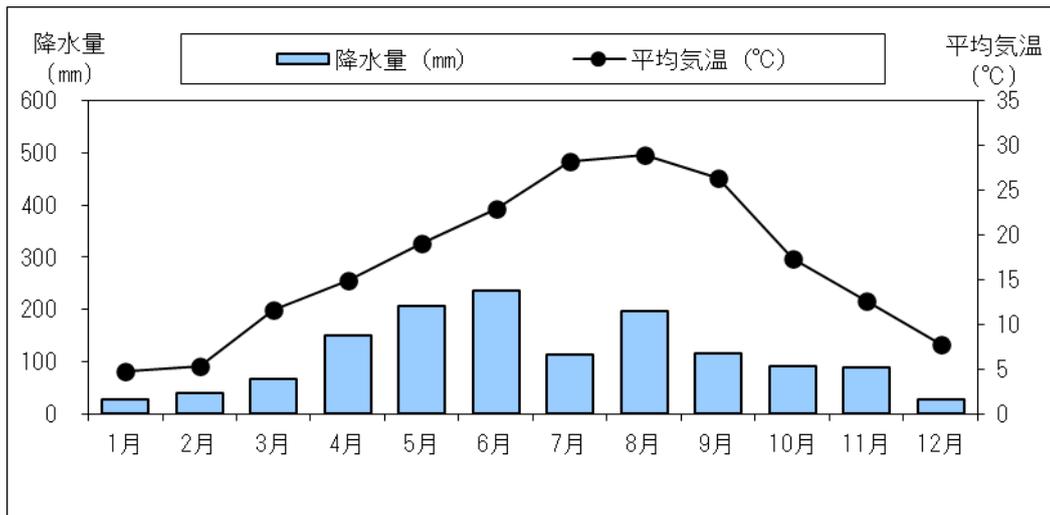


図 2-3 気象概況

第2節 社会的概況

1. 都市形態の動向

本町の都市計画状況を表2-2に示します。

用途地域のうち最も多くの面積を占めているのは、第一種住居地域の231haであり、次いで第一種低層住居専用地域の87haの順となっています。

表2-2 都市計画状況

区分	面積 (ha)		
		構成比	
都市計画区域	614	100.0%	
市街化区域	385	62.7%	
市街化調整区域	229	37.3%	
用途地域	第一種低層住居専用地域	87	14.2%
	第二種低層住居専用地域	0	0.0%
	第一種中高層住居専用地域	38	6.2%
	第二種中高層住居専用地域	0	0.0%
	第一種住居地域	231	37.6%
	第二種住居地域	0	0.0%
	準住居地域	0	0.0%
	近隣商業地域	10	1.6%
	商業地域	1	0.2%
	準工業地域	15	2.4%
	工業地域	0	0.0%
	工業専用地域	0	0.0%

出典：大和都市計画用途地域

2. 人口動態

1) 人口及び世帯数

本町の過去10年間の人口及び世帯数を表2-3、図2-4に示します。

令和5(2023)年度における人口は21,393人、世帯数は10,063世帯であり、世帯構成人口は2.1人世帯となっています。経年変化を見ると年々人口は減少する一方で世帯数は増加傾向にあるため、1世帯当たりの構成人口は減少傾向にあります。

表2-3 人口及び世帯数の推移

年度	人口(人)		世帯数(戸)	世帯人口(人/戸)
		増減		
H26(2014)	23,308	-	9,784	2.4
H27(2015)	23,064	-244	9,790	2.4
H28(2016)	22,916	-148	9,859	2.3
H29(2017)	22,733	-183	9,905	2.3
H30(2018)	22,494	-239	9,942	2.3
R1(2019)	22,326	-168	9,981	2.2
R2(2020)	22,155	-171	10,078	2.2
R3(2021)	21,946	-209	10,100	2.2
R4(2022)	21,688	-258	10,093	2.1
R5(2023)	21,393	-295	10,063	2.1
10年間	-1,915	-	279	-0.3

※各年度10月1日時点

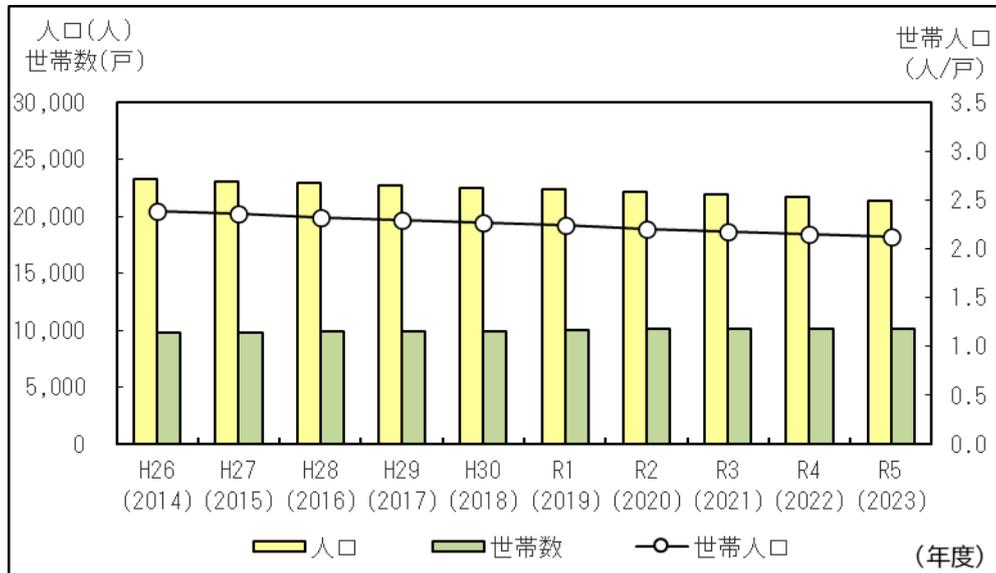


図2-4 人口及び世帯数の推移

2) 人口構造

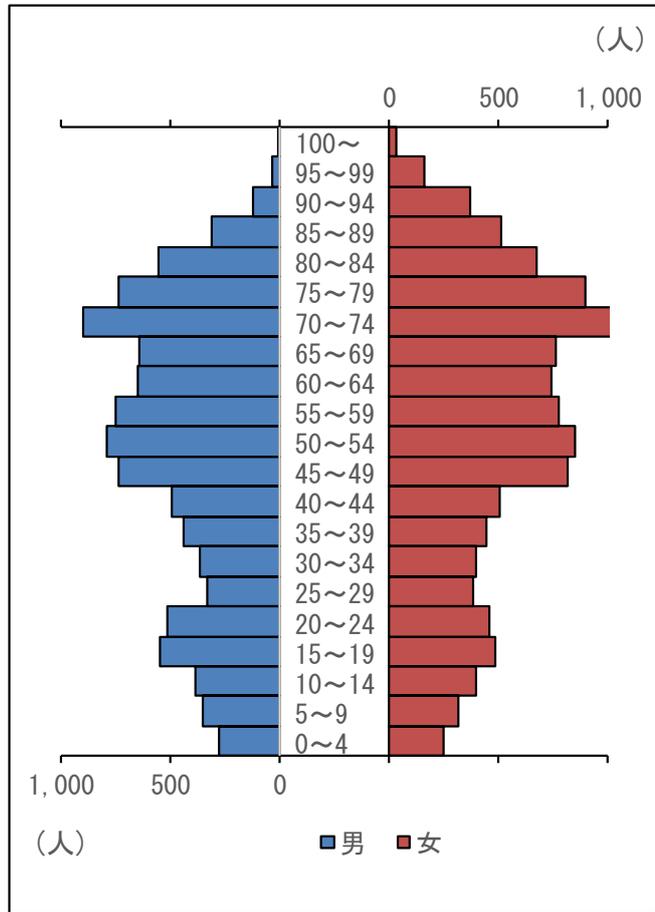
本町の年齢別人口を表 2-4、図 2-5 に示します。

男女ともに最も多いのが 70～74 歳の人口となっています。

表 2-4 年齢別人口

(単位：人)

項目	総数	男	女	
年少人口	0～4	273	253	
	5～9	352	322	
	10～14	382	400	
	小計	1,007	975	
生産年齢人口	15～19	544	485	
	20～24	513	464	
	25～29	328	384	
	30～34	361	402	
	35～39	440	448	
	40～44	489	510	
	45～49	734	816	
	50～54	791	853	
	55～59	747	780	
	60～64	644	744	
	小計	5,591	5,886	
	老年人口	65～69	639	767
		70～74	899	1,068
75～79		737	897	
80～84		554	675	
85～89		306	513	
90～94		120	376	
95～99		32	161	
100～		3	34	
小計	3,290	4,491		
総数	21,240	9,888	11,352	



※令和4（2022）年10月1日（奈良県ホームページ）

図 2-5 年齢別人口

3. 産業動態

本町の産業別事業所数及び従業者数を表 2-5 に、令和 3（2021）年における事業所数と従業者数を図 2-6 に示します。

令和 3（2021）年における事業所数は 502 事業所で、従業者数は 5,782 人となっています。平成 28（2016）年度と比較すると、事業所数及び従業者数ともに増加しています。

表 2-5 産業別事業所数及び従業者数

項目	平成28(2016)年		令和3(2021)年	
	事業所数(件)	従業者数(人)	事業所数(件)	従業者数(人)
第1次産業	0	0	0	0
農業、林業、漁業	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
第2次産業	74	770	73	952
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
建設業	41	197	36	183
製造業	33	573	37	769
小計	74	770	73	952
第3次産業	415	4,425	429	4,830
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	2	13
情報通信業	3	7	3	6
運輸業、郵便業	5	106	4	81
卸売業、小売業	137	1,329	124	1,146
金融業、保険業	6	56	5	40
不動産業、物品賃貸業	12	37	23	62
学術研究、専門・技術サービス業	15	62	17	52
宿泊業、飲食サービス業	58	495	48	434
生活関連サービス業、娯楽業	68	376	58	318
教育、学習支援業	25	115	27	462
医療、福祉	56	1,655	80	2,011
複合サービス事業	3	18	4	23
サービス業（他に分類されないもの）	27	169	34	182
小計	415	4,425	429	4,830
総数	489	5,195	502	5,782

出典：経済センサスー活動調査 平成28(2016)年、令和3(2021)年

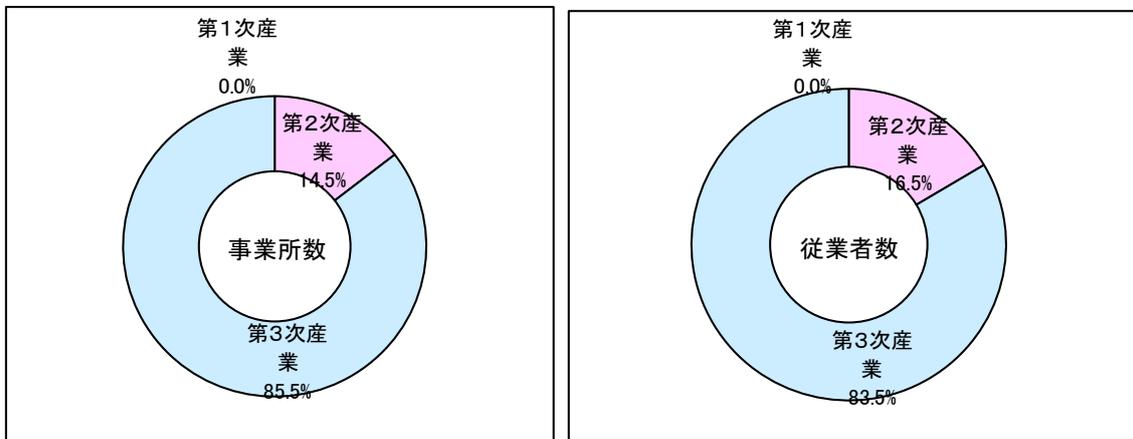


図 2-6 令和 3（2021）年における事業所数と従業者数

4. 土地の利用状況

本町の土地利用状況を表 2-6 に示します。

土地利用状況で最も多くの面積を占めているものが、宅地の 190.9ha (49.8%) であり、次いで道路用地の 72.1ha (18.8%)、農地の 32.6ha (8.5%) の順となっています。

表 2-6 土地利用状況

区分	統計	農地	山林	水面	その他自然地	宅地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	その他の公的施設用地	その他の空き地
面積 (ha)	383.0	32.6	11.9	5.8	12.3	190.9	22.5	72.1	1.5	0.0	25.1
構成比	100.0%	8.5%	3.1%	1.5%	3.2%	49.8%	5.9%	18.8%	0.4%	0.0%	6.6%

出典：平成26年度都市計画基礎調査

5. 関連計画

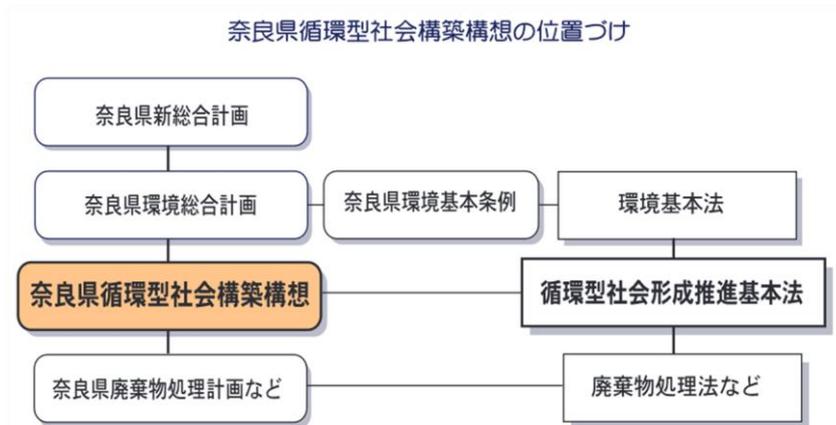
1) 奈良県循環型社会構築構想

構想の目的：

地域の特性を生かした奈良県がめざすべき循環型社会の姿を明らかにして、県民・事業所・行政が、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するという共通の認識を持って、一体的な取り組みが進められることを目的として策定する。

計画の位置付け：

循環型社会形成推進法、奈良県新総合計画、奈良県環境基本条例及び奈良県環境総合計画を上位計画におき、奈良県の特徴を活かした循環型社会の構築を進めるための基本的な方向を提示する。



本件における循環型社会のあるべき姿：

[基本目標] 県民・事業者・行政の連携でゴミゼロ奈良へ

[基本方針]

- 1 6つの「R」の推進
- 2 都市と農山村の交流を通じた循環型社会の構築
- 3 地場産業の振興とともに進めるゼロ・エミッション
- 4 世界に誇る歴史・文化遺産と豊かな自然環境の保全

2) 奈良県廃棄物処理計画

計画の位置付け：

- 3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））をはじめ循環型社会形成を推進するため、県民、NPO、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示す。
- 廃棄物処理法第5条の5に基づき策定する計画であり、「奈良県環境総合計画（2021-2025）」を上位計画とし、前計画の進捗状況及び県内市町村の一般廃棄物処理計画等を踏まえ、新たに策定する計画。

計画期間：

令和5(2024)年度～令和9(2027)年度までの5年間

基本目標：

未来に生きる「ごみゼロ奈良県」の実現

一般廃棄物の数値目標：

- ①最終処分目標値 最終処分量 43千トン/年 最終処分率 11.0%
- ②排出抑制目標値 排出利用 391千トン/年 一人1日当たり 821g/人・日
- ③再生利用目標値 再生利用率 19.3%

施策・事業：

- (1) 廃棄物の排出抑制の促進
- (2) 廃棄物の循環利用の促進
- (3) 廃棄物の適正処理の推進
- (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅
- (5) 災害廃棄物処理対策の推進
- (6) 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

3) 奈良県災害廃棄物処理計画

策定趣旨：

- ・各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備推進等を推進するとともに、市町村における災害廃棄物処理計画策定に資することを目的とする。
- ・奈良県地域防災計画等との整合を図り、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示す。

計画の基本的事項：

1. 想定する最大規模の災害

最も被害の大きい災害とされている奈良盆地東縁断層帯地震を想定する。

災害名	地震規模	災害廃棄物発生量	地震発生確率（30年以内）
奈良盆地東縁断層帯地震	最大震度：7 M7.5	最大約1,700万トン（県内） ※建物倒壊数：最大約20万棟	0～5%
南海トラフ地震	最大震度：7 M9.1	最大約500トン（県内） ※全国で約2.5億t～3.5億t	70%程度

出所) 第2次奈良県地震被害想定調査報告書 (H16)、南海トラフ巨大地震の被害想定 (H25 内閣府)、「長期評価結果」地震調査研究推進本部

2. 処理期間の設定

最大でも3年以内の処理完了を目指す。

3. 処理方針

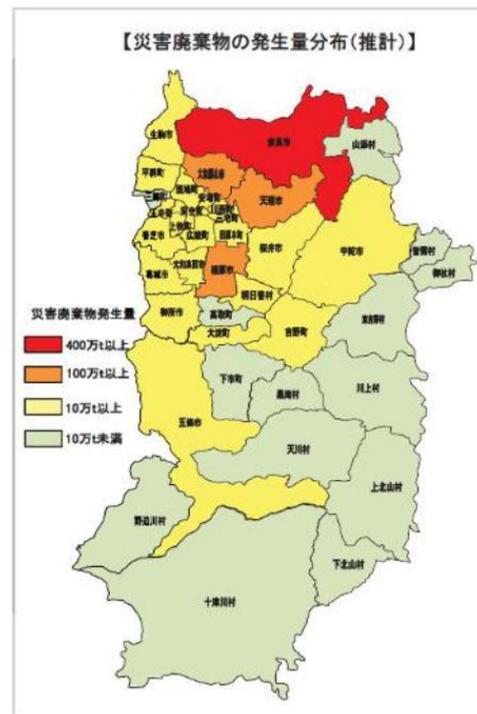
被災した市町村等では行政機能やごみ処理力が低下することも考えられることから、通常時とは異なる緊急かつ広域の体制を構築し、処理を行う必要がある。

災害廃棄物発生量の推計（奈良盆地東縁断層帯地震を想定）：

最大約1,700万トン

大規模な災害に備えた取組み：

1. 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営
2. 教育・訓練の実施
3. 災害廃棄物の仮置場の確保対策
4. 広域相互支援協定締結の促進



4) 山辺・県北西部広域環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画

計画の位置付け：

○本計画は、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）」や各種リサイクル法、県の循環型社会構築構想や廃棄物処理計画、災害廃棄物処理計画を参考に、構成市町村の一般廃棄物処理基本計画等の関連する計画に基づき策定するもので、本組合におけるごみ処理に関する最上位計画と位置付けられる。

計画期間：

平成 29(2017)年度～令和 13(2031)年度までの 5 年間

基本理念及び基本方針：

排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成

基本方針 1：排出抑制を最優先にした、ごみの減量・資源化の促進

基本方針 2：ごみ処理サービスの向上

基本方針 3：計画的な施設整備の推進

基本方針 4：安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築

数値目標：

①ごみ総排出量原単位の目標値 901g

②ごみ総排出量の目標値 84,278t

③資源化率の目標値 18.5%

④最終処分量の目標 6,668t

5) 上牧町第5次総合計画後期基本計画 (令和4(2022)年4月)

将来像：

「“ほほ笑み” あふれる “和” のまちづくり」を目指して

計画の位置づけ：

これまでの総合計画の進捗状況や新たな課題を的確に把握・整理し、社会経済状況の変化や時代の流れ等、本町を取り巻く諸状況を十分に認識し、総合的かつ戦略的な視点に立ち、実効性の高いものとなるように策定します。

計画期間：

平成29(2017)年度～ 令和8(2026)年度までの10年間

基本理念抜粋：

(都市環境) 快適で住み良く自慢できるまちづくり

環境衛生

目指す姿：

資源が循環し快適に暮らせるまち

現況と課題(抜粋)：

- ごみ減量化に伴う資源物の分別を実施して約25年が経過し、町民一人ひとりがごみを出さない生活が定着しつつあります。今後も環境衛生を推進するためには、町民一人ひとりが自覚をもち実践することが大切であることから、行動へ導くための情報発信及び支援が必要です。
- 昭和46(1971)年に稼働を開始した塵芥焼却場については、老朽化が著しく、適切な焼却処理が困難になったため、令和3(2020)年に解体しました。現在は、県内10市町村(大和高田市、天理市、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町、山添村)で構成された「山辺・県北西部広域環境衛生組合」のごみ処理施設(令和7(2025)年完成予定)の共同利用に向けて、ごみ中継施設(可燃ごみ・不燃ごみ等)を整備・稼働します。また、新しいごみ処理施設が稼働するまでの運搬・処理については、民間委託により、環境に配慮した適切なおみ処理を行っています。
- ごみ収集体制についても、高齢化の進展等による住民ニーズへの対応が求められており、今後、収集サービスのあり方について検討する必要があります。

6) 上牧町災害廃棄物処理計画（平成 30(2018)年 11 月）

対象とする災害と発生量の推計方法：

対象とする 災害	概要	発生量の推計方法
地震災害	大規模地震の揺れに加え、これにより発生する火災、液状化、急傾斜地崩壊等	「上牧町一般廃棄物処理基本計画」において、建物被害、火災被害、死者・負傷者数ともに最大と予測される『生駒断層帯地震』により想定される被害に基づき推計する。
風水害	台風、集中豪雨、土砂災害等	近年全国で集中豪雨等による被害が増加傾向にあるが、被害地域が限定的であり、地震災害時の対応で概ねカバーできると考えられることから、具体的な災害ケースの設定は行わない。

災害廃棄物処理の基本方針：

1. 迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況等を的確に把握し、計画的かつ迅速に処理を行う
2. 国や奈良県、近隣自治体、民間企業等とよく連携する
3. 町民の健康の保護、環境衛生の確保を確実に図る
4. 建築物の解体や災害廃棄物の収集運搬・保管・処理等の作業実施にあたっては、安全性を確保する
5. 大気質、水質、騒音・振動、悪臭等、周辺的生活環境への影響に十分配慮する
6. 災害廃棄物の仮置場への搬入時や倒壊家屋の解体・撤去時等から可能な限り分別を行う
7. 極力リサイクルを図ることで、地域の復興に役立てるとともに、埋立処分量の低減を図る

6. 上牧町の沿革

本町の沿革を表 2-7 に示します。

表 2-7 上牧町の沿革

	年月		沿革
	年	月	
昭和	46	4	焼却場の稼働開始
	47	12	上牧村が町制施行して上牧町になる
平成	8	7	資源ごみ（ペットボトル、カン、ビン）の回収開始
	15		排ガス高度処理施設、灰固形化施設 建設工事の実施
	15		焼却施設改良工事の実施
	18	8	ごみ処理の有料化の開始
	26	9	可燃ごみ袋に 20ℓ 袋を追加
	27	8	使用済み小型家電の収集を開始
	28	11	上牧町ごみ中継施設稼働及び焼却処理民間委託の開始
	30	4	有害ごみの収集を開始
令和	2	4	プラスチック製容器包装の収集を開始
	7	5	山辺・県北西部広域環境衛生組合における新施設の供用開始予定

7. 上牧町の関係法令等

本町の廃棄物に関する法令等を表 2-8 に示します。

表 2-8 上牧町の関係法令等

関連法令
上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則
上牧町再生資源集団回収助成金交付要綱

第3章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理システムの現状

1. 用語の定義

本計画における用語の定義を図3-1に示します。

本計画では、家庭から排出される一般廃棄物を「家庭系ごみ」と呼び、事業所から排出される産業廃棄物以外の一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの量を「ごみ排出量」、ごみ排出量に集団回収(町内会や子供会等で収集したもの)を加えたものを「ごみ総排出量」と呼び、その住民一人1日あたりのごみ総排出量を「ごみ総排出量原単位」と呼びます。

事業系ごみについては許可業者収集、自己搬入ごみとして処理します。

ごみ排出量については、処理形態により大きく可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ(可燃性、不燃性)、資源物(ペットボトル、ビン、カン、プラスチック製容器包装、小型家電)の4種類に分けられます。

また、家庭系ごみの資源物量と事業系ごみの資源物量に集団回収を加えた量を「資源化量」と呼び、ごみ総排出量に対する資源化量の割合を「資源化率」と呼びます。

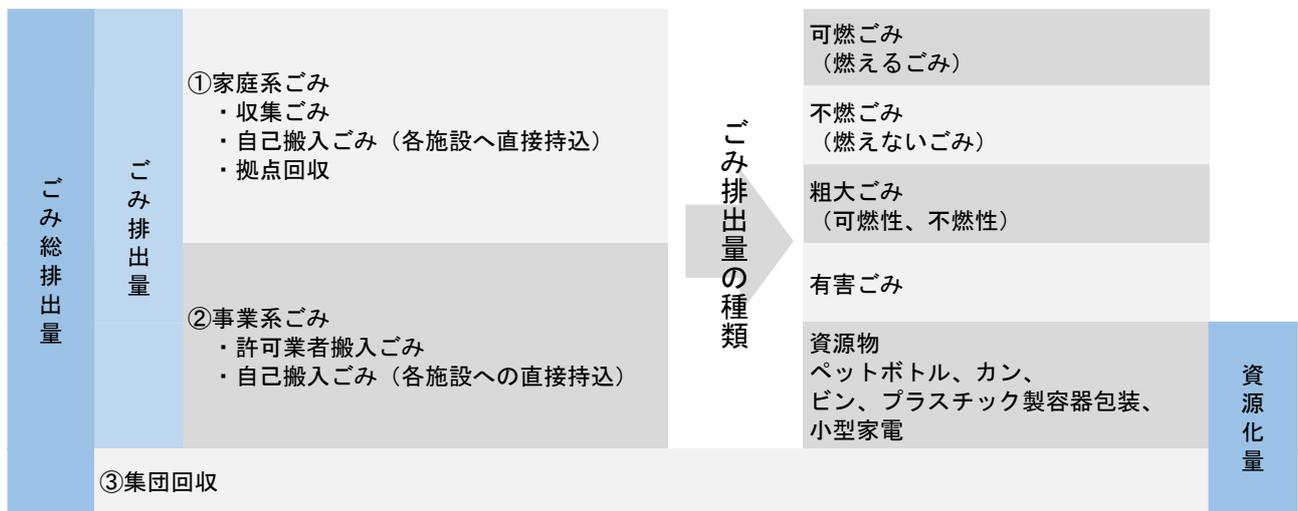


図3-1 本計画における用語の定義

2. ごみの分別区分等

令和6(2024)年度時点の本町のごみの分別区分等を表3-1に示します。

本町では、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみと、指定資源ごみ収集ステーションでペットボトル、カン類、ビン類、食品トレイ、プラスチック製容器包装を分別して収集しています。

表3-1 ごみの分別区分等（令和6(2024)年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	可燃ごみ (燃えるごみ)	生ごみ、草類、布類、皮・ゴム、紙くず・木くず	指定袋に入れる	週2回 ステーション
	不燃ごみ (燃えないごみ)	金属類、陶磁器類、ガラス類、電化製品	指定袋に入れる	2週1回 ステーション
	粗大ごみ	町指定のごみ袋に入らない大型ごみ	粗大ごみ収集利用券を貼って出す(品目により枚数は異なる)	電話申込 戸別
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、酒類ペットボトル	水で洗い資源物置場に出す	2週1回 資源ごみステーション
	カン類(アルミ・スチール)	スチール缶、アルミ缶	水で洗い資源物置場に出す	2週1回 資源ごみステーション
	ビン類(白・茶・その他)	飲料ビン、調味料ビン、薬ビン、化粧品ビン	水で洗い資源物置場に出す	2週1回 資源ごみステーション
	プラスチック製容器包装	 のある汚れていないもの	市販の透明または半透明の袋に入れる	週1回 ステーション
拠点回収	小型家電	携帯電話・PHS、電話機、携帯型ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ、時計、ゲーム機等	回収ボックスの投入口(20cm×35cm)に入る大きさで、ご家庭から出る使用済み小型家電	— 拠点 (回収ボックス)
	有害ごみ	蛍光管、電池、水銀体温計、水銀式血圧計(LED照明、白熱電球は燃えないごみ)	蛍光管や電池は袋や箱から出す	—
集団回収	古紙類	古新聞、古雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック	—	—
	古布類	古布、古着	—	—

3. ごみの処理主体

令和 6(2024)年度時点の本町のごみ処理主体を表 3-2 に示します。

表 3-2 ごみ処理主体 (令和 6(2024)年度時点)

区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ (燃えるごみ)	直営/自己搬入	委託	委託
	不燃ごみ (燃えないごみ)	直営/自己搬入	委託	委託
	ペットボトル	直営/自己搬入	委託	資源化
	カン類 (アルミ・スチール)	直営/自己搬入	委託	資源化
	ビン類 (白・茶・その他)	直営/自己搬入	委託	資源化
	プラスチック製容器包装	直営/自己搬入	委託	委託
	有害ごみ	直営	委託	委託
	小型家電	委託	委託	委託
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託	委託
事業系ごみ	可燃ごみ (燃えるごみ)	直営/自己搬入	委託	委託
	不燃ごみ (燃えないごみ)	—	—	—
	ペットボトル	—	—	—
	カン類 (アルミ・スチール)	—	—	—
	ビン類 (白・茶・その他)	—	—	—
	有害ごみ	—	—	—
	小型家電	—	—	—
	粗大ごみ	—	—	—

4. ごみの処理手数料

令和 6(2024)年度時点の本町のごみ処理手数料を表 3-3 に示します。

表 3-3 ごみ処理手数料 (令和 6(2024)年度時点)

区分		単位	手数料
家庭系ごみ	燃えるごみ	45 リットル袋	1 枚 45 円
		30 リットル袋	1 枚 30 円
		20 リットル袋	1 枚 20 円
		10 リットル袋	1 枚 10 円
		8 リットル袋	1 枚 8 円
	燃えないごみ	45 リットル袋	1 枚 45 円
		30 リットル袋	1 枚 30 円
		10 リットル袋	1 枚 10 円
	粗大ごみ	粗大ごみ収集利用券	1 枚 200 円
事業系一般廃棄物		10 キログラム	150 円 (重量制)
特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に基づく 特定家庭用機器廃棄物 [※]		1 品目 1 台 (個)	3,000 円

※引取義務外品に限る。

5. ごみ処理・処分の流れ

令和 6(2024)年度時点の本町のごみ処理フローを図 3-2 に示します。

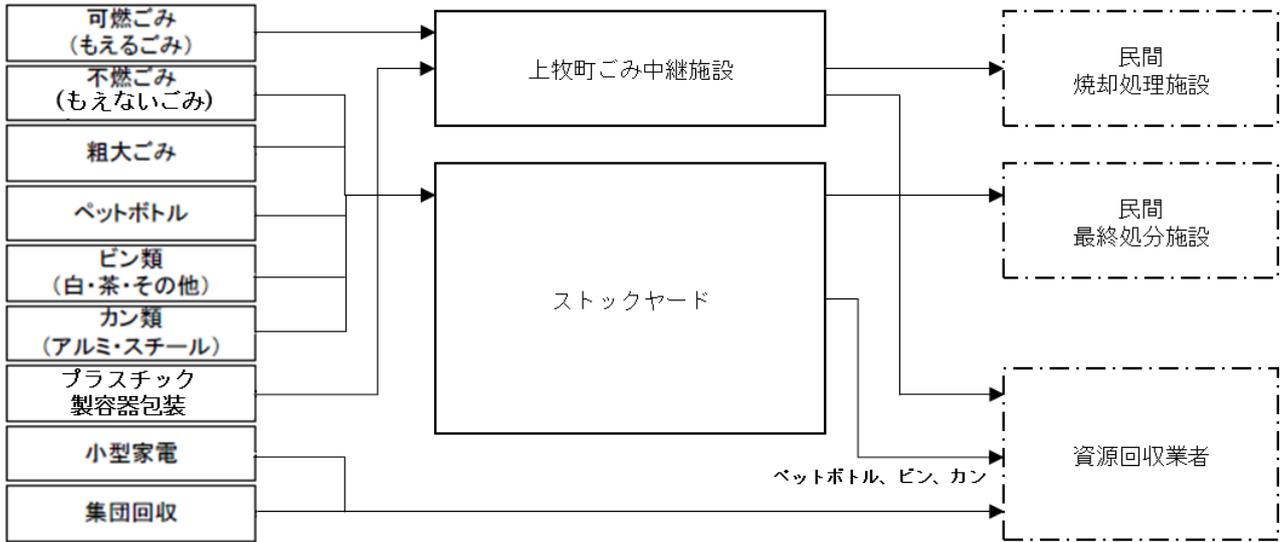


図 3-2 ごみ処理フロー（令和 6(2024)年度時点）

6. 中間処理の概要

本町では、平成 28（2016）年 11 月から焼却処理を民間委託しており、民間委託の開始に伴い、ごみの中継施設が稼働しています（表 3-4）。

表 3-4 上牧町ごみ中継施設

実施主体	上牧町
施設名	上牧町ごみ中継施設
所在地	上牧町上牧 1718-1 番地
竣工年月	平成 28（2016）年 11 月稼働開始
処理能力	—
処理方式	積替え
処理対象物	可燃物、プラスチック製容器包装

表 3-5 不燃ごみ等中継施設

実施主体	上牧町
施設名	不燃ごみ等中継施設
所在地	上牧町上牧 1719-1 番地
竣工年月	令和 4（2022）年 4 月（令和 4（2022）年 5 月稼働開始）
処理能力	—
処理方式	積替え
処理対象物	不燃物、資源物

7. 最終処分場の概要

本町から排出される不燃物や焼却施設からの焼却残渣等については、民間業者の最終処分場にて埋立処分を行っています。

なお、令和7年1月20日以降は、大阪湾フェニックス（表3-6）にて埋立処分を行っています。

表 3-6 最終処分場の概要

[大阪湾広域臨海環境整備センター]

実 施 主 体	大阪湾広域臨海環境整備センター
施 設 名	泉大津沖埋立処分場
所 在 地	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先
竣 工 年 月	平成4年1月
埋 立 面 積	203ha
埋 立 容 量	3,100万m ³ （一般廃棄物：390万m ³ ）
埋 立 対 象 物	一般廃棄物 産業廃棄物 災害廃棄物 陸上残土 浚渫土砂
浸出水処理能力	
浸出水処理方式	前処理（スクリーン、pH調整槽）、生物処理（接触酸化型の生物膜で有機物を除去）、凝集沈殿処理（汚濁物質を薬品により凝集させ、重力沈殿により、COD、SS成分を除去）

第2節 ごみ処理の実績

1. ごみ排出量の実績

本町の平成29(2017)年度から令和5(2023)年度までのごみ排出量を表3-7、図3-3に示します。

家庭系ごみは減少傾向にあります。一方、事業系ごみは令和2(2020)年度に減少しましたが、令和3(2021)年度は増加しその後横ばいで推移しています。また、ごみ総排出量原単位についても、令和3(2021)年度以降は減少し、令和5(2023)年度は833g/人・日となっています。

表3-7 ごみ排出量(集団回収含む)の推移

	単位	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
家庭系ごみ	t/年	4,114	4,040	4,068	4,029	4,021	3,786	3,664
事業系ごみ	t/年	2,411	2,469	2,597	2,276	2,457	2,459	2,267
集団回収	t/年	824	797	804	719	695	656	590
ごみ総排出量	t/年	7,349	7,306	7,469	7,024	7,173	6,901	6,521
ごみ総排出量原単位	g/人・日	885.69	889.87	914.06	868.60	895.47	871.76	832.83

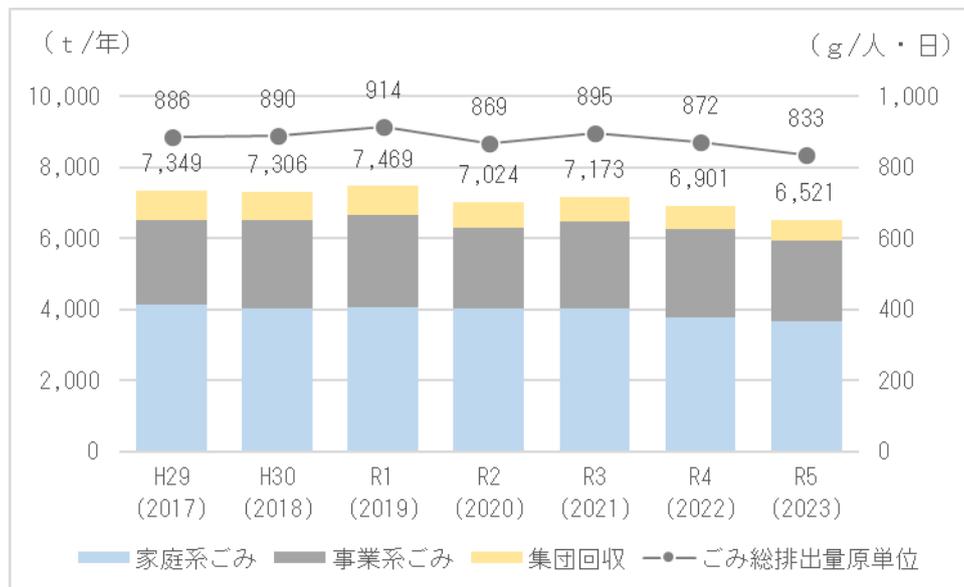


図3-3 ごみ排出量(集団回収含む)の推移

2. ごみ処理・処分

1) 中間処理量

本町の平成 29 (2017) 年度から令和 5 (2023) 年度までの可燃ごみの処理量 (焼却処理量) を表 3-8、
図 3-4 に示します。

本町では令和 5 (2023) 年度実績で、約 5,200 トンを焼却処理しています。

表 3-8 可燃ごみの処理量 (焼却処理量) の推移

	単位	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
焼却処理量	t/年	5,344	5,445	5,589	5,472	5,685	5,408	5,224

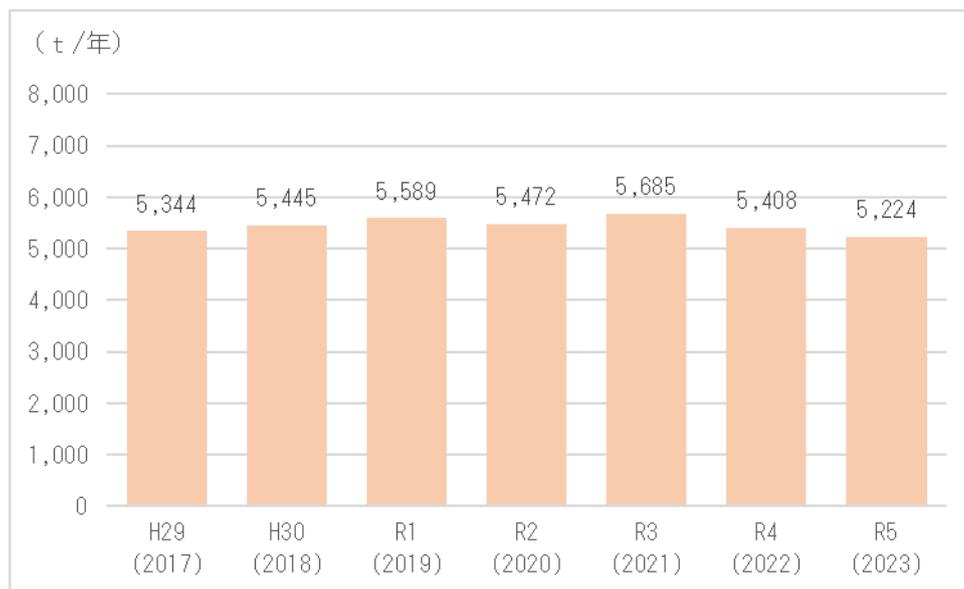


図 3-4 可燃ごみの処理量 (焼却処理量) の推移

2) 資源化量及び資源化率

本町の平成 29 (2017) 年度から令和 5 (2023) 年度までの資源化量及び資源化率を表 3-9、図 3-6 に示します。

資源化量は令和元 (2019) 年度まで減少傾向にありましたが、その後は増減を繰り返しており、令和 5 (2023) 年度における資源化率は 14.4%となっています。

表 3-9 資源化量及び資源化率の推移

	単位	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
行政回収	t/年	199	173	176	339	324	425	352
ペットボトル	t/年	33	36	35	40	36	49	46
空き缶	t/年	23	24	25	31	32	37	37
空きびん	t/年	120	88	89	94	78	121	88
食品トレイ	t/年	2	2	2	1	0	0	0
プラスチック製容器包装	t/年	0	0	3	156	164	184	166
新聞・雑誌・ダンボール	t/年	17	16	16	12	9	15	13
鉄くず	t/年	4	3	3	3	3	17	0
小型家電	t/年	0	3	3	2	2	2	2
集団回収	t/年	824	797	804	719	695	656	590
古紙	t/年	755	728	730	663	632	597	541
古布	t/年	69	69	74	56	62	58	48
合計	t/年	1,023	970	980	1,058	1,019	1,081	942
ごみ総排出量	t/年	7,349	7,306	7,469	7,024	7,173	6,901	6,521
資源化率	%	13.9	13.3	13.1	15.1	14.2	15.7	14.4



図 3-5 資源化量及び資源化率の推移

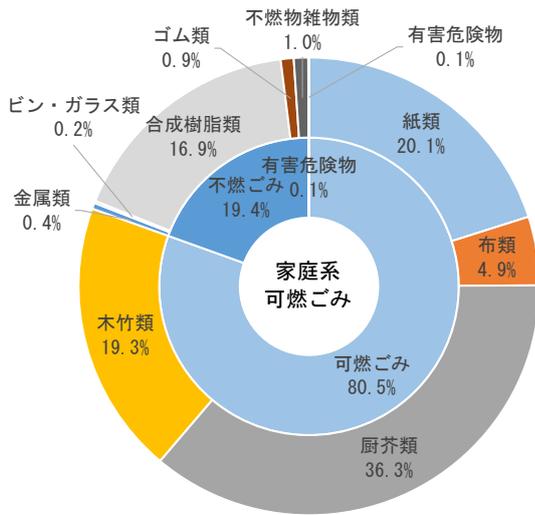
3) ごみの組成割合

令和5(2023)年度に実施した本町の家庭系可燃ごみ、家庭系不燃ごみ、事業系可燃ごみの組成調査結果を図3-6に示します。

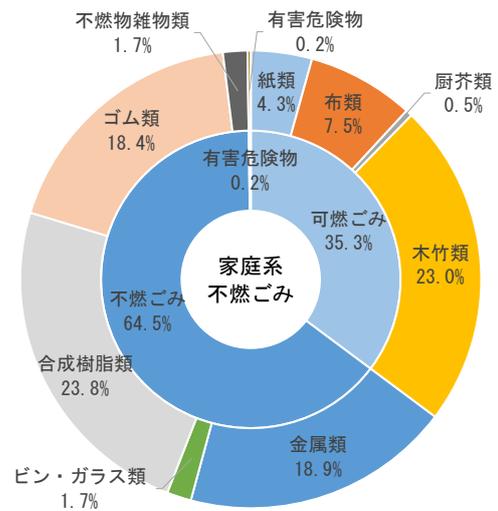
可燃ごみでは、家庭系、事業系ともに厨芥類が最も多く、次いで紙類となっています。家庭系可燃ごみの紙類では約16%が資源化可能な紙類であったことから、紙類は資源物へ分別、または集団回収で排出することで資源化率の向上が見込めます。

また、不燃ごみでは合成樹脂類が最も高く、次いで木竹類となっています。

[家庭系可燃ごみ]



[家庭系不燃ごみ]



[事業系可燃ごみ]

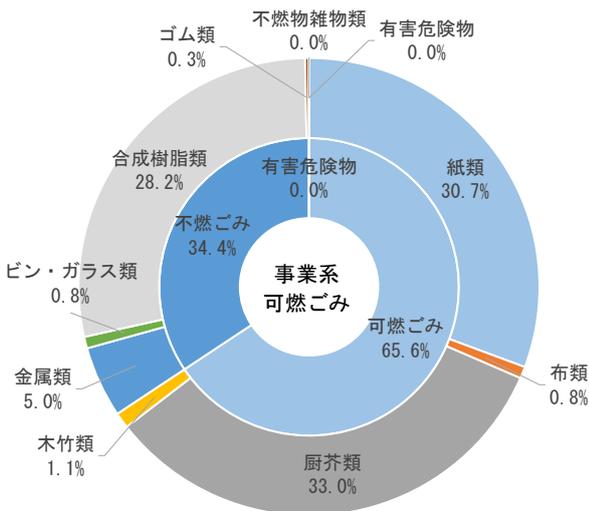


図3-6 家庭系可燃ごみ、家庭系不燃ごみ、事業系可燃ごみの組成(令和5(2023)年度)

3. ごみ処理経費

本町の平成 29 (2017) 年度から令和 5 (2023) 年度までのごみ処理経費を表 3-10、図 3-7 に示します。令和 5 (2023) 年度において 1 人当たりの経費が 35,725 円、ごみ 1 t 当たり経費が 117,202 円となっています。

表 3-10 ごみ処理経費

	単位	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
建設・改良費	千円	0	0	0	35,640	405,627	620,938	344,267
処理及び維持管理費	千円	378,200	382,700	388,090	381,432	413,890	400,788	401,761
人件費	千円	146,830	161,172	169,732	169,270	172,999	159,606	157,836
処理費								
収集運搬費	千円	5,217	5,509	6,344	6,004	7,254	11,185	10,676
中間処理費	千円	3,037	2,481	2,692	2,876	5,492	9,685	19,415
最終処分費	千円	0	0	0	0	0	0	0
車両等購入費	千円	0	0	0	0	7,278	2,948	9,000
委託費								
収集運搬費	千円	0	0	0	0	0	0	0
中間処理費	千円	1,202	974	956	654	46	4,247	4,181
最終処分費	千円	221,914	212,564	208,366	201,493	215,675	213,117	199,116
その他	千円	0	0	0	0	5,146	0	0
調査研究費	千円	0	0	0	1,135	0	0	1,537
その他	千円	0	40,550	45,103	27,919	16,794	16,053	18,246
合計	千円	378,200	423,250	433,193	444,991	836,311	1,037,779	764,274
人口	人	22,733	22,494	22,326	22,155	21,946	21,688	21,393
1人当たり経費	円/人	16,637	18,816	19,403	20,085	38,108	47,850	35,725
ごみ排出量	t/年	7,349	7,306	7,469	7,024	7,173	6,901	6,521
ごみ1t当たり経費	円/t	51,463	57,932	57,999	63,353	116,592	150,381	117,202

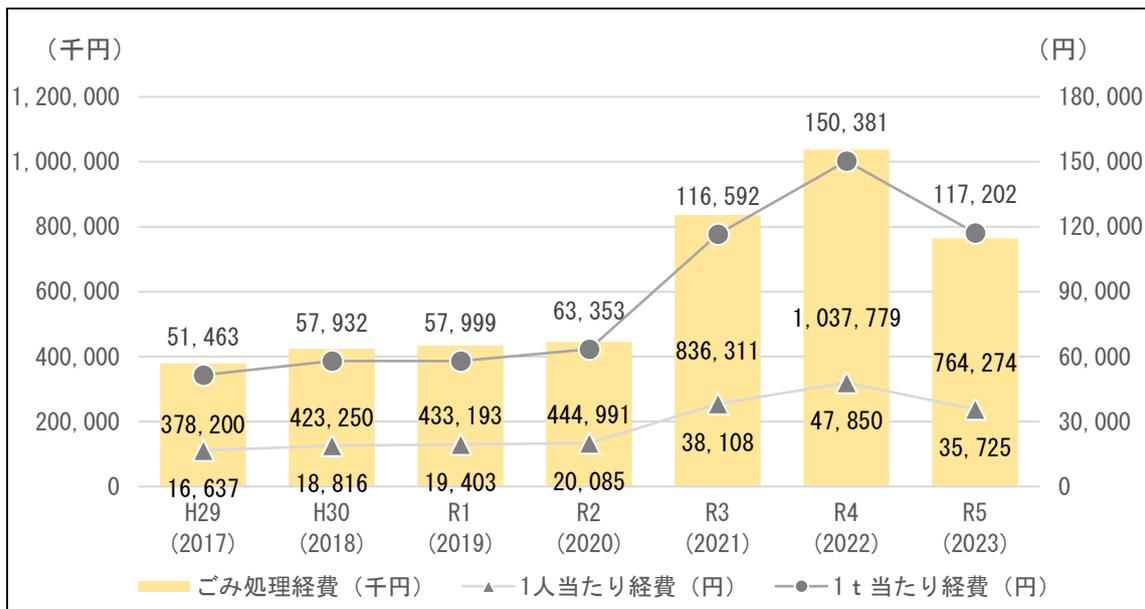


図 3-7 ごみ処理経費

第4章 ごみ処理技術の動向

奈良県下の10市町村（本町、広陵町、天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、河合町）では、一般廃棄物処理に要する負担の軽減、環境負荷の低減、ごみ資源エネルギーの活用といった観点から、10市町村共同によるごみ処理の広域化を進めています。平成28年4月にごみ処理施設の設置及び運営等を共同して行うことを目的として設立した一部事務組合である山辺・県北西部広域環境衛生組合では、令和7年5月にエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設が稼働する予定です。

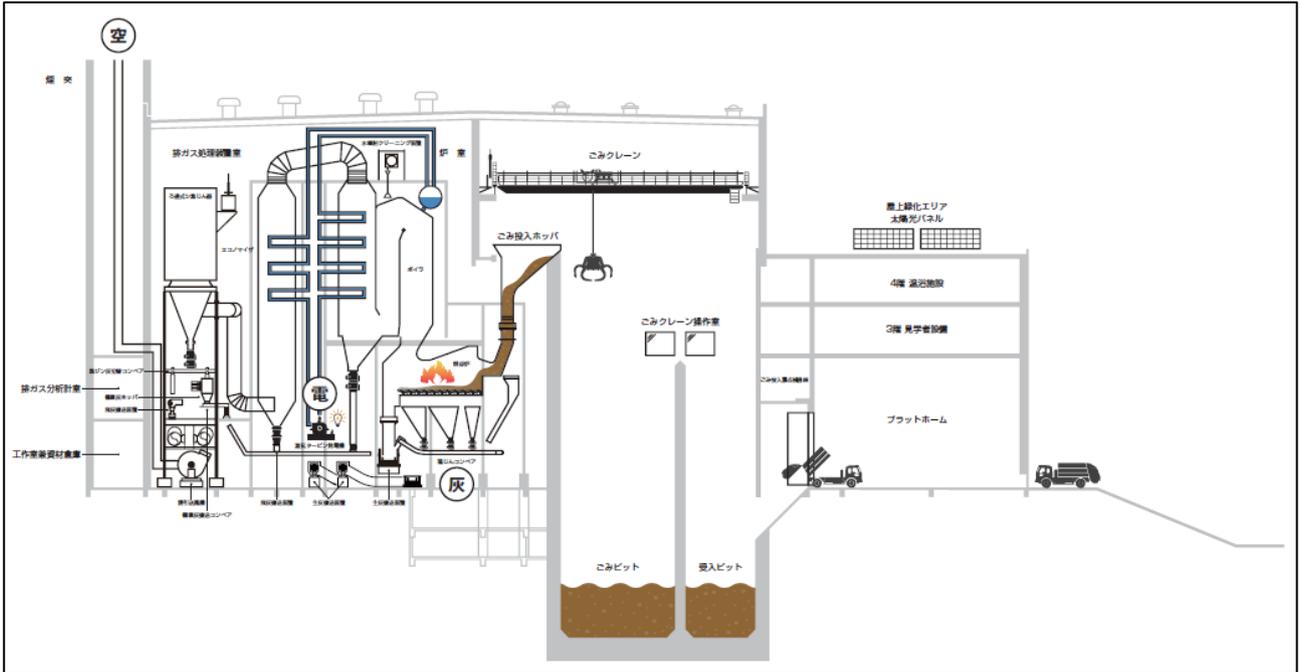


図4-1 エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理フロー

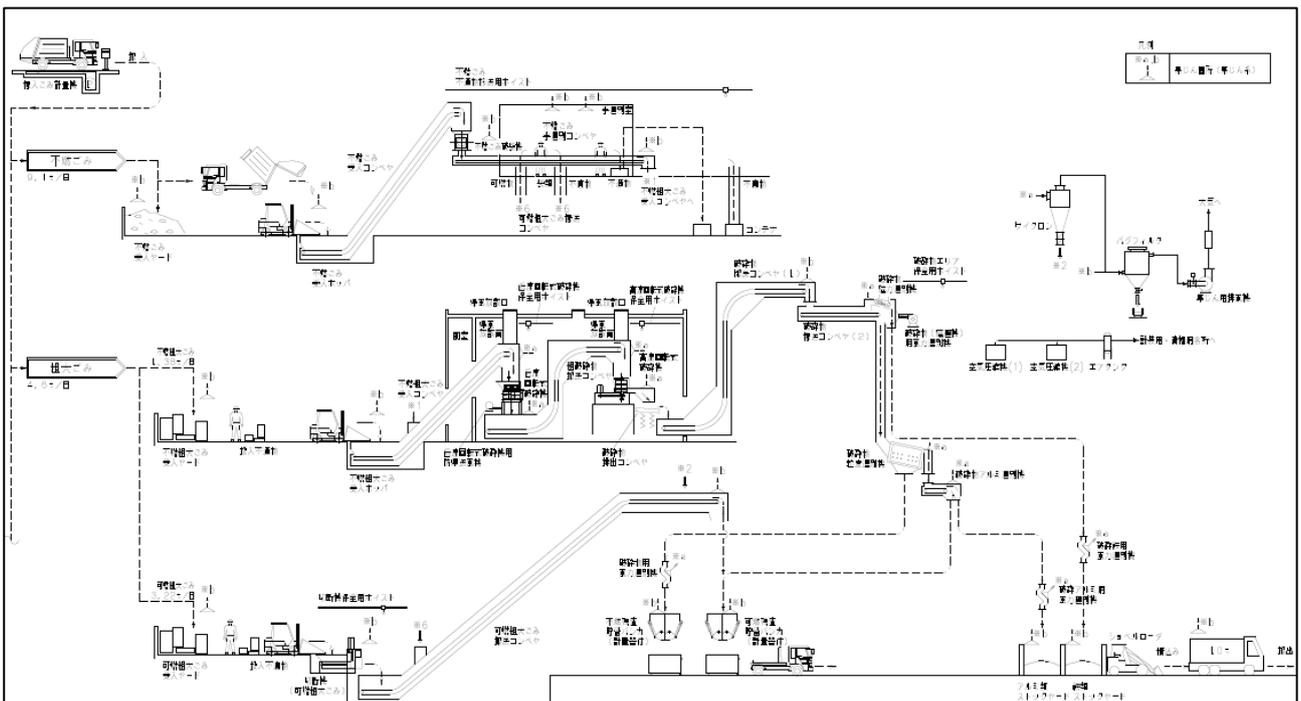


図4-2 マテリアルリサイクル推進施設の処理フロー

第5章 ごみ処理の現況評価と課題

第1節 前計画の目標値の達成状況

平成29(2017)年度策定の前計画は、令和6(2024)年度を中間年度、令和14(2032)年度を目標年度として目標値を設定していました。そこで、平成29(2017)年度から令和5(2023)年度について前計画の排出抑制策を推進した場合の目標と実績を比較しました。

1. ごみ総排出量原単位

平成29(2017)年度から令和5(2023)年度までのごみ総排出量原単位の目標値及び実績値の比較を表5-1、図5-1に示します。

いずれの年度においても達成できていない状況にありますが、令和5(2023)年度では目標値827g/人・日に対して実績値が833g/人・日となり、ほぼ同程度となりました。

表5-1 ごみ総排出量原単位の達成状況

単位：g/人・日

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
目標値	867	862	855	850	845	832	827
実績値	886	890	914	869	895	872	833

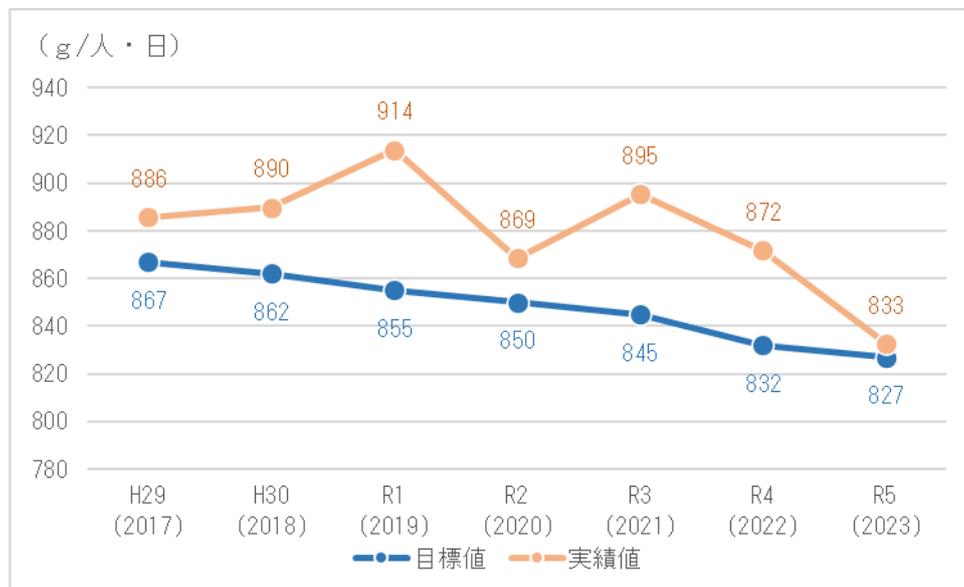


図5-1 ごみ総排出量原単位の達成状況

2. ごみ総排出量

平成 29 (2017) 年度から令和 5 (2023) 年度までのごみ総排出量の目標値及び実績値の比較を表 5-2、図 5-2 に示します。

令和 2 (2020) 年度、令和 5 (2023) 年度では目標を達成しており、令和 5 (2023) 年度では目標値 6,810 t/年に対して実績値が 6,521 t/年となりました。

表 5-2 ごみ総排出量の達成状況

単位：t/年

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
目標値	7,241	7,173	7,118	7,033	6,971	6,850	6,810
実績値	7,349	7,306	7,469	7,024	7,173	6,901	6,521

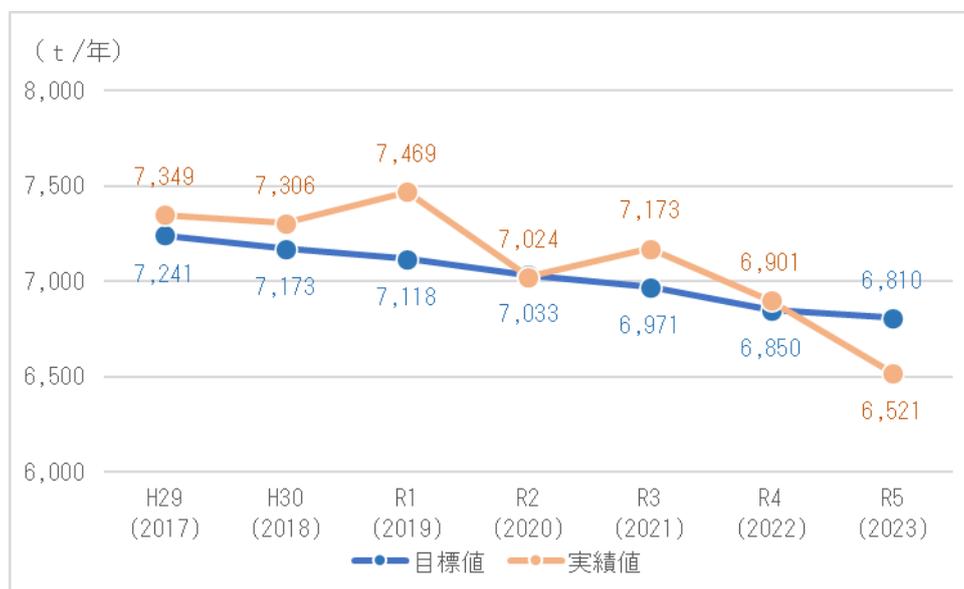


図 5-2 ごみ総排出量の達成状況

3. 資源化率（収集量ベース）

平成 29（2017）年度から令和 5（2023）年度までの資源化率の目標値及び実績値の比較を表 5-3、図 5-3 に示します。

令和 2（2020）年度のみ達成できており、その他の年度は達成できていない状況にあります。令和 5（2023）年度では目標値 17.2%に対して実績値が 14.4%となりました。

表 5-3 資源化率（収集量ベース）の達成状況

単位：%

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
目標値	14.6	14.6	14.6	15.0	14.9	17.2	17.2
実績値	13.9	13.3	13.1	15.1	14.2	15.7	14.4

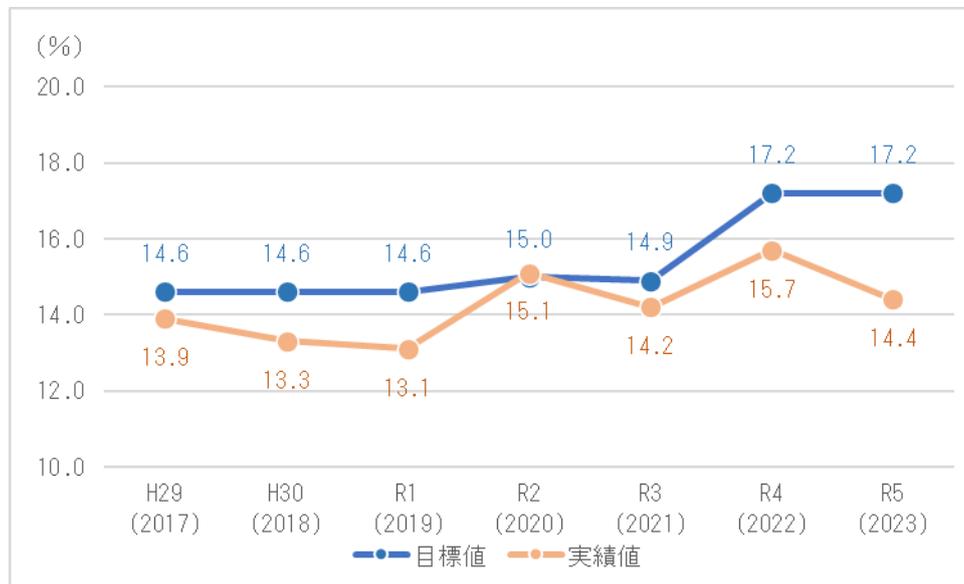


図 5-3 資源化率（収集量ベース）の達成状況

4. 施策の取組み状況

平成 29（2017）年度策定の前計画において、本町では基本方針 1 から 4 に基づき、ごみの減量化・資源化のための施策を取り組んできました。ここでは取組の実施状況を整理します。

事業系ごみに対する取組が、一部実施できていない状況にありましたが、概ね取組は実施できており、今後も継続してごみ減量化・資源化を進めるとともに、広域化に向けた分別の周知徹底をしていきます。

実施状況

○：取組を実施

△：取組を一部実施

×：未実施

基本方針 1 排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進

方策	実施状況	取組内容
「ごみゼロ生活」の推進	○	マイバッグ・マイボトルの推進 小型家電回収 使用済インクカートリッジの回収 使用済筆記用具の回収 廃食用油の回収 EM ポカシ菌の配布 草木の堆肥化 食品ロス削減の啓発 フードドライブ（準備中）
事業系の自主的な取組の促進	×	施策検討中
各種リユースの促進	△	ペガサスフェスタにおいてフリーマーケット開催 リユース食器は未使用 エコイベント未実施
廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討	○	バイオプラスチック製指定ごみ袋導入検討中 EM ポカシ菌の配布 民間業者により草木の堆肥化 民間業者により可燃ごみのメタン発酵
廃棄物の再生利用の促進	○	資源ごみ分別の徹底 広域処理に向け新たな分別区分を徹底（山辺・県北西部 広域環境衛生組合稼働に向け準備中）

基本方針 2 ごみ処理サービスの向上

方策	実施状況	取組内容
新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築	○	中継施設の整備（可燃ごみ中継施設・不燃ごみ等中継施設） 分別・収集・運搬体制構築（山辺・県北西部広域環境衛生組合稼働に向け実施中）
住民サービスの充実	○	ふれあい収集の実施
事業系ごみの適正排出体制の構築	△	組成分析の実施 事業所立入検査の実施 環境負荷の少ない収集車両の導入については未実施

基本方針 3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進

方策	実施状況	取組内容
民間委託による適正な処理・処分の推進	○	令和 6（2024）年度まで民間業者による処理・処分 令和 7（2025）年度～山辺・県北西部広域環境衛生組合（一部は引き続き民間業者で処理・処分）
循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備	○	山辺・県北西部広域環境衛生組合への参加
最終処分量の削減	○	分別、廃棄物排出量削減等広報等による周知
広域最終処分場の安定的な確保	○	令和 7（2025）年度以降、山辺・県北西部広域環境衛生組合稼働に伴い、大阪湾広域臨海環境整備センター等へ焼却残渣等を搬入。今後も安定的な確保を要望していく。

基本方針4 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築

方策	実施状況	取組内容
ごみ処理責任の明確化	○	広報誌、HP 等で周知
ごみに関する情報提供の充実	○	「ごみの分け方&出し方」(多言語情報クラウドサービス対応) 配布、広報誌・SNS を活用した情報提供を行う。
ごみに関する啓発活動の充実	○	小学生の中継施設見学実施
適正処理困難物への対応強化	○	「ごみの分け方&出し方」、HP 等で周知
在宅医療廃棄物の適正処理	○	「ごみの分け方&出し方」、HP 等で周知
不法投棄防止の推進	○	定期的なパトロールの実施 不法投棄防止看板の設置 広報誌等による啓発
計画の進行管理	○	PDCA サイクルを活用した新しい施策の実施

第2節 類似都市との比較による現状評価

1. 評価の見方

本町のごみ処理システムの評価結果を示すレーダーチャートを図5-4に示します。レーダーチャートには、本町の実績（黒線）と、類似市町村※の平均値（赤線）が示されており、5つの指標に関して、本町と類似市町村を比較することができます。平均値（赤線）の外側に飛び出している指標は、本町が類似市町村よりも優れているということを意味します。

レーダーチャートで用いる指標は、表5-4に示すとおり「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の5つです。

表5-4 各指標の算出方法

標準的な指標		算出方法	単位
廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量	= $\text{ごみ総排出量} \div 365 \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= $\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t / t
最終処分	廃棄物のうち 最終処分される割合	= $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t / t
費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	= $\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= $\frac{\text{（処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費）}}{\text{（ごみ総排出量} - \text{最終処分量）}}$	円 / t

※類似市町村とは、都市形態（政令指定都市、特別区、中核市等）、人口規模、産業構造（第2次産業人口、第3次産業人口の比率）で抽出しています。なお、類似市町村一覧は資料編に示します。

2. ごみ処理システムの評価

本町は、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「最終処分減量に要する費用」は類似都市の平均を上回っていますが、その他の指標は平均と同等、または下回っています。

特に、「人口一人当たり年間処理経費」は大きく下回っており、システムのさらなる向上のためには処理経費を下げっていくための施策を講じる必要があります。

表 5-5 実績と偏差値

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収 率 (RDF・セメント原 料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する 費用 (円/t)
平均	0.865	0.187	0.068	14,164	45,291
最大	1.586	0.9	0.171	30,218	102,026
最小	0.642	0.061	0	5,377	19,369
標準偏差	0.161	0.099	0.048	4,933	16,408
当該市町村実績	0.872	0.187	0.02	18,591	26,282
偏差値	49.6	50.0	60.0	41.0	61.6

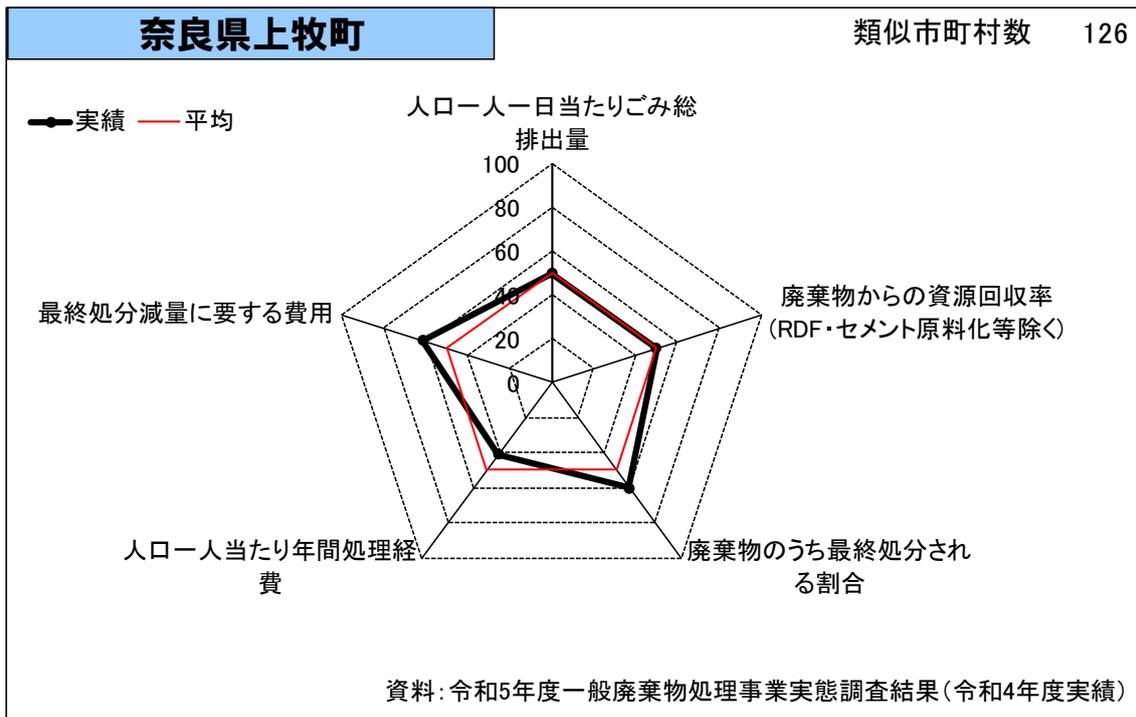


図 5-4 実績と偏差値

第3節 課題の整理

1. 排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、令和4（2022）年度のごみ総排出量原単位は、872g/人・日と類型都市の平均値（865g/人・日）より多くなっていましたが、令和5（2023）年度では減少しました。
- ・家庭系ごみ、事業系ごみについては、ともに減少傾向にあり、このまま減少傾向を継続させることが望まれます。
- ・ごみ組成分析調査の結果から、可燃ごみは家庭系、事業系ともに紙類の割合が比較的高く、家庭系可燃ごみの紙類では約16%が資源化可能な紙類であったことから、紙類は資源物へ分別、または集団回収で排出するよう住民に呼びかける必要があります。

2. 資源化

- ・資源化率は、類似都市と比較して同程度にあり、過去の推移をみると、若干だけ増加傾向にあります。
- ・集団回収は、平成29（2017）年度で824t/年であったのに対し、令和5（2023）年度では590t/年と減少しました。資源化率を増加させるためには、集団回収として排出することを促す必要があります。
- ・総排出量が減少傾向にあるため、資源化率を維持または向上させるためには、資源化物の分別を徹底する必要があります。

3. 収集・運搬

- ・資源物については、基本的に月に12回のペースで拠点回収を行っていますが、資源物の回収率を向上させるためにも、収集形態について検討する余地があります。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分等が変更となることから、より効率的な収集・運搬と住民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供及び分別指導等を行っていく必要があります。

4. 中間処理

- ・既存のごみ焼却施設は、平成28（2016）年11月に稼働を停止したため、ごみ処理については、すべて民間事業者へ委託しています。新ごみ処理施設が稼働するまでの間、民間処理委託費をできる限り削減するためにも、より一層の減量化と分別の徹底に努めていく必要があります。

5. 最終処分

- ・令和4（2022）年度における最終処分率は、類似都市に比べやや低い状況にあります。
- ・処分費の削減の観点から、焼却対象ごみを減らし、最終処分量の削減に取り組む必要があります。

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 将来予測の考え方

ごみ総排出量について、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去5年間の実績をもとに将来推計を行いました。ごみ総排出量の将来予測の考え方を図6-1に示します。

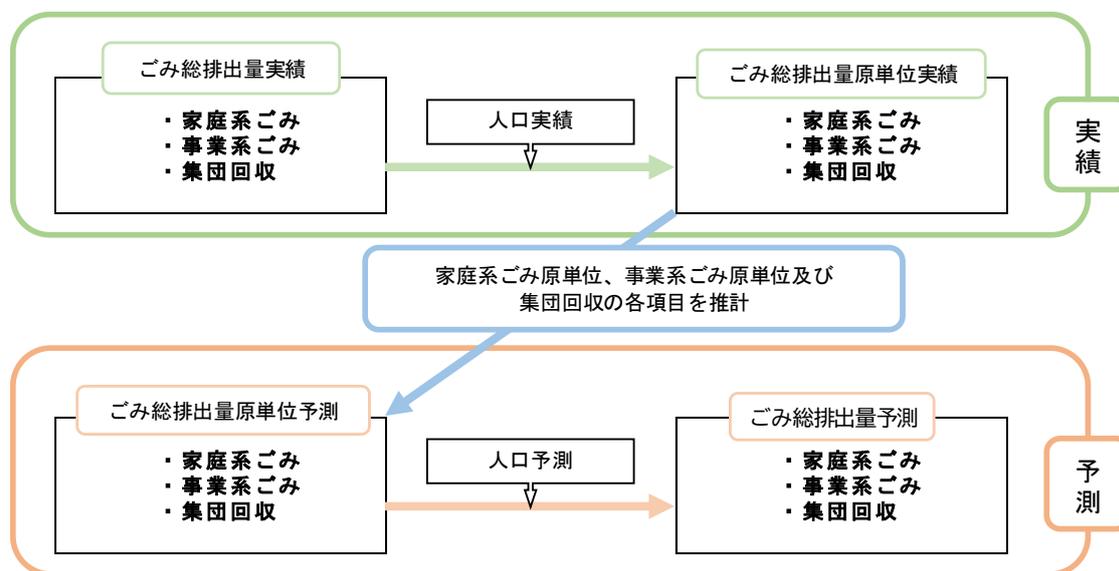


図6-1 ごみ総排出量の将来予測の考え方

5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが理論的矛盾をきたさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値（以下「単純推計」という。）を設定します。

表6-1 本計画で用いる推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y=a+bx$	Y：推計値 a、b：係数 ln、e：自然対数、逆対数 x：年度
対数級数法	$Y=a+b \times \ln x$	
等比級数法	$Y=a \times e^{bx}$	
べき級数法	$Y=a \times x^b$	
逆数級数法	$Y=a+b \div x$	

第2節 将来人口

本計画の人口の将来予測を表6-2、図6-2に示します。本町の人口は令和21（2039）年度には18,225人になると見込まれます。

表6-2 本計画における人口の将来予測

単位：人

	年度	人口
実績	R1 (2019)	22,326
	R2 (2020)	22,155
	R3 (2021)	21,946
	R4 (2022)	21,688
	R5 (2023)	21,393
予測	R6 (2024)	21,282
	R7 (2025)	21,078
	R8 (2026)	20,874
	R9 (2027)	20,670
	R10 (2028)	20,467
	R11 (2029)	20,263
	R12 (2030)	20,059
	R13 (2031)	19,855
	R14 (2032)	19,652
	R15 (2033)	19,448
	R16 (2034)	19,244
	R17 (2035)	19,040
	R18 (2036)	18,837
	R19 (2037)	18,633
	R20 (2038)	18,429
	R21 (2039)	18,225

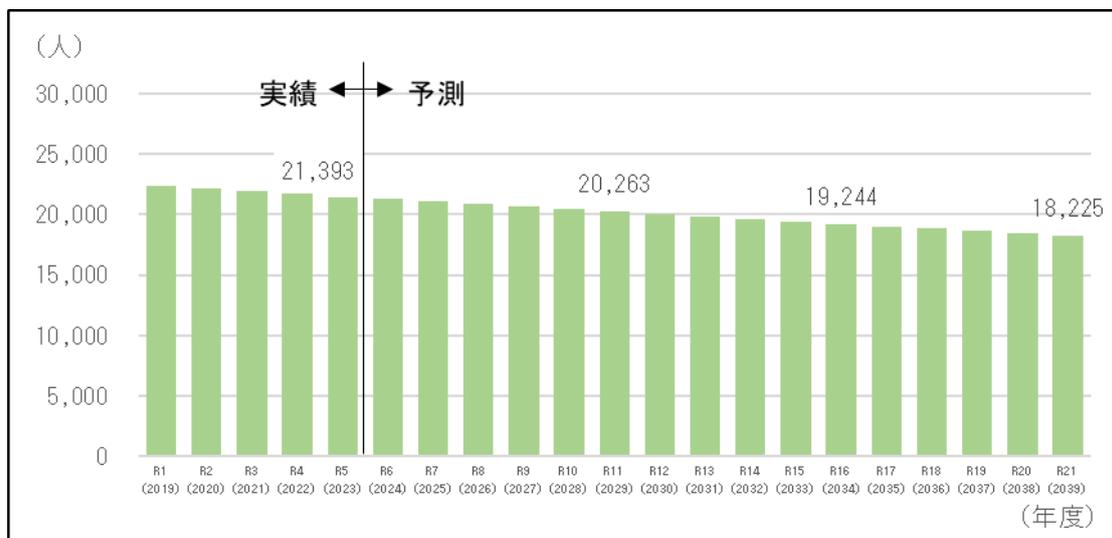


図6-2 本計画における人口の将来予測

第3節 ごみ排出量の予測

過去5年間の実績を基に推計を行いました。

「集団回収」の排出量原単位はトレンド推計法を用いて推計したものを、「家庭系ごみ」「事業系ごみ」の排出量原単位は直近の実績を採用することとします。

表 6-3 「家庭系ごみ」、「集団回収」及び「事業系ごみ」の排出原単位の推計方法

ごみの種類	単位	推計方法
家庭系ごみ	g/人・日	令和5(2023)年度実績
集団回収		トレンド式 等比級数法
事業系ごみ		令和5(2023)年度実績

現状のまま推移した場合のごみ総排出量の推計結果を表6-4、図6-3に示します。

表 6-4 現状のまま推移した場合のごみ総排出量

	単位	実績	予測		
		R5 (2023)	R11 (2029)	R16 (2034)	R21 (2039)
人口	人	21,393	20,263	19,244	18,225
ごみ総排出量	t/年	6,521	6,001	5,600	5,250
家庭系ごみ	t/年	3,664	3,460	3,286	3,121
集団回収量	t/年	590	399	281	198
事業系ごみ	t/年	2,267	2,142	2,033	1,931
ごみ総排出量原単位	g/人・日	832.83	811.47	797.48	787.11

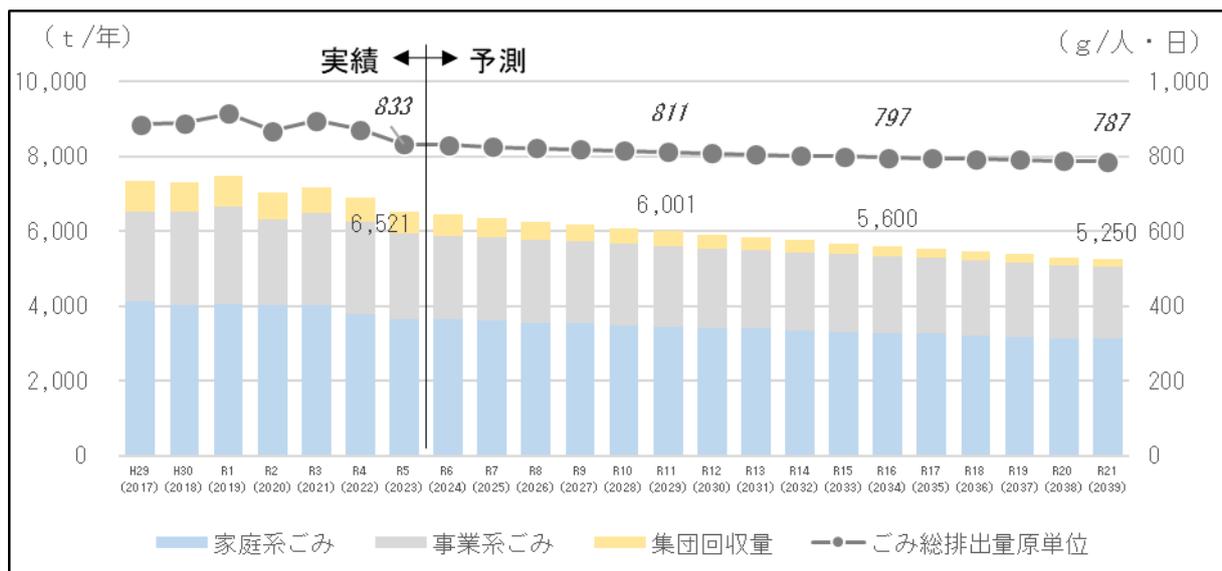


図 6-3 現状のまま推移した場合のごみ排出量

表 6-5 現状のまま推移した場合のごみ排出量

分別区分		実績							予測		
		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
人口(人)		22,733	22,494	22,326	22,155	21,946	21,688	21,393	21,282	21,078	
排出量 (t/年)	町収集	可燃ごみ	3,108	3,076	3,071	3,283	3,263	2,985	2,991	2,926	2,898
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	755	732	729	308	266	263	237	244	241
		粗大ごみ	52	59	67	74	71	64	72	65	65
		資源物	-	-	3	156	164	184	166	164	162
		小計	3,915	3,867	3,870	3,821	3,764	3,496	3,466	3,399	3,366
	自己搬入	可燃ごみ	0	0	19	15	9	6	3	7	7
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	0	0	6	10	4	3	9	4	4
		粗大ごみ	0	0	0	0	84	40	0	40	40
		資源物	21	20	19	15	12	33	13	18	18
		小計	21	20	44	40	109	82	25	69	69
	拠点回収	可燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		資源物	178	153	154	168	148	208	173	167	166
		小計	178	153	154	168	148	208	173	167	166
	家庭系ごみ排出量		4,114	4,040	4,068	4,029	4,021	3,786	3,664	3,635	3,601
	集団回収		824	797	804	719	695	656	590	566	528
	小計		824	797	804	719	695	656	590	566	528
	家庭系ごみ+集団回収排出量		4,938	4,837	4,872	4,748	4,716	4,442	4,254	4,201	4,129
	許可業者収集	可燃ごみ	2,146	2,269	2,396	2,099	2,402	2,397	2,198	2,193	2,172
不燃ごみ(有害ごみ含む)		26	35	13	8	2	0	0	0	0	
粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資源物		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計		2,172	2,304	2,409	2,107	2,404	2,397	2,198	2,193	2,172	
自己搬入	可燃ごみ	90	100	122	90	20	26	35	25	24	
	不燃ごみ(有害ごみ含む)	149	65	66	79	33	36	34	31	31	
	粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	資源物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	239	165	188	169	53	62	69	56	55	
事業系ごみ排出量		2,411	2,469	2,597	2,276	2,457	2,459	2,267	2,249	2,227	
ごみ総排出量		7,349	7,306	7,469	7,024	7,173	6,901	6,521	6,450	6,356	
排出原単位 (g/人・日)	町収集	可燃ごみ	374.57	374.65	375.83	405.98	407.35	377.08	382.00	376.69	376.69
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	90.99	89.16	89.21	38.09	33.21	33.22	30.27	31.35	31.35
		粗大ごみ	6.27	7.19	8.20	9.15	8.86	8.08	9.20	8.42	8.42
		資源物	-	-	0.37	19.29	20.47	23.24	21.20	21.06	21.06
		小計	471.83	471.00	473.61	472.51	469.89	441.62	442.67	437.52	437.52
	自己搬入	可燃ごみ	0.00	0.00	2.33	1.85	1.12	0.76	0.38	0.94	0.94
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	0.00	0.00	0.73	1.24	0.50	0.38	1.15	0.47	0.47
		粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	10.49	5.05	0.00	5.15	5.15
		資源物	2.53	2.44	2.33	1.85	1.50	4.17	1.66	2.34	2.34
		小計	2.53	2.44	5.39	4.94	13.61	10.36	3.19	8.90	8.90
	拠点回収	可燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		資源物	21.45	18.64	18.85	20.78	18.48	26.28	22.09	21.53	21.53
		小計	21.45	18.64	18.85	20.78	18.48	26.28	22.09	21.53	21.53
	家庭系ごみ排出量		495.81	492.08	497.85	498.23	501.98	478.26	467.95	467.95	467.95
	集団回収		99.31	97.07	98.39	88.91	86.76	82.87	75.35	72.88	68.64
	小計		99.31	97.07	98.39	88.91	86.76	82.87	75.35	72.88	68.64
	家庭系ごみ+集団回収排出量		595.12	589.15	596.24	587.14	588.74	561.13	543.30	540.83	536.59
	許可業者収集	可燃ごみ	258.63	276.36	293.22	259.57	299.86	302.80	280.72	282.30	282.30
不燃ごみ(有害ごみ含む)		3.13	4.26	1.59	0.99	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	
粗大ごみ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資源物		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計		261.76	280.62	294.81	260.56	300.11	302.80	280.72	282.30	282.30	
自己搬入	可燃ごみ	10.85	12.18	14.93	11.13	2.50	3.28	4.47	3.18	3.18	
	不燃ごみ(有害ごみ含む)	17.96	7.92	8.08	9.77	4.12	4.55	4.34	4.05	4.05	
	粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	資源物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	28.81	20.10	23.01	20.90	6.62	7.83	8.81	7.23	7.23	
事業系ごみ排出量		290.57	300.72	317.82	281.46	306.73	310.63	289.53	289.53	289.53	
ごみ総排出量		885.69	889.87	914.06	868.60	895.47	871.76	832.83	830.36	826.12	

予測													
R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)
20,874	20,670	20,467	20,263	20,059	19,855	19,652	19,448	19,244	19,040	18,837	18,633	18,429	18,225
2,870	2,850	2,814	2,786	2,758	2,737	2,702	2,674	2,646	2,625	2,590	2,562	2,534	2,513
239	237	234	232	230	228	225	223	220	218	216	213	211	209
64	64	63	62	62	61	60	60	59	59	58	57	57	56
160	159	157	156	154	153	151	149	148	147	145	143	142	140
3,333	3,310	3,268	3,236	3,204	3,179	3,138	3,106	3,073	3,049	3,009	2,975	2,944	2,918
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6
4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
39	39	38	38	38	37	37	37	36	36	35	35	35	34
18	18	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16
68	68	66	65	65	64	64	64	62	62	60	60	60	59
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
164	163	161	159	158	156	154	153	151	150	148	146	145	144
164	163	161	159	158	156	154	153	151	150	148	146	145	144
3,565	3,541	3,495	3,460	3,427	3,399	3,356	3,323	3,286	3,261	3,217	3,181	3,149	3,121
492	461	428	399	372	348	324	301	281	263	244	227	212	198
492	461	428	399	372	348	324	301	281	263	244	227	212	198
4,057	4,002	3,923	3,859	3,799	3,747	3,680	3,624	3,567	3,524	3,461	3,408	3,361	3,319
2,151	2,136	2,109	2,088	2,067	2,051	2,025	2,004	1,983	1,967	1,941	1,920	1,899	1,883
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,151	2,136	2,109	2,088	2,067	2,051	2,025	2,004	1,983	1,967	1,941	1,920	1,899	1,883
24	24	24	24	23	23	23	23	22	22	22	22	21	21
31	31	30	30	30	29	29	29	28	28	28	28	27	27
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	55	54	54	53	52	52	52	50	50	50	50	48	48
2,206	2,191	2,163	2,142	2,120	2,103	2,077	2,056	2,033	2,017	1,991	1,970	1,947	1,931
6,263	6,193	6,086	6,001	5,919	5,850	5,757	5,680	5,600	5,541	5,452	5,378	5,308	5,250
376.69	376.69	376.69	376.69	376.69	376.69	376.69	376.69	376.69	376.69	376.69	376.69	376.69	376.69
31.35	31.35	31.35	31.35	31.35	31.35	31.35	31.35	31.35	31.35	31.35	31.35	31.35	31.35
8.42	8.42	8.42	8.42	8.42	8.42	8.42	8.42	8.42	8.42	8.42	8.42	8.42	8.42
21.06	21.06	21.06	21.06	21.06	21.06	21.06	21.06	21.06	21.06	21.06	21.06	21.06	21.06
437.52	437.52	437.52	437.52	437.52	437.52	437.52	437.52	437.52	437.52	437.52	437.52	437.52	437.52
0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94
0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47
5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15
2.34	2.34	2.34	2.34	2.34	2.34	2.34	2.34	2.34	2.34	2.34	2.34	2.34	2.34
8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90	8.90
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53
21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53	21.53
467.95	467.95	467.95	467.95	467.95	467.95	467.95	467.95	467.95	467.95	467.95	467.95	467.95	467.95
64.64	60.88	57.33	53.99	50.85	47.89	45.10	42.47	40.00	37.67	35.47	33.41	31.46	29.63
64.64	60.88	57.33	53.99	50.85	47.89	45.10	42.47	40.00	37.67	35.47	33.41	31.46	29.63
532.59	528.83	525.28	521.94	518.80	515.84	513.05	510.42	507.95	505.62	503.42	501.36	499.41	497.58
282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30	282.30
3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18	3.18
4.05	4.05	4.05	4.05	4.05	4.05	4.05	4.05	4.05	4.05	4.05	4.05	4.05	4.05
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7.23	7.23	7.23	7.23	7.23	7.23	7.23	7.23	7.23	7.23	7.23	7.23	7.23	7.23
289.53	289.53	289.53	289.53	289.53	289.53	289.53	289.53	289.53	289.53	289.53	289.53	289.53	289.53
822.12	818.36	814.81	811.47	808.33	805.37	802.58	799.95	797.48	795.15	792.95	790.89	788.94	787.11

第4節 ごみ処理の基本理念と目標

1. 基本理念

本町では、「ごみの排出抑制と資源循環による、快適な暮らしを目指す」を基本理念とし、ごみ減量化・資源化・適正処理を進めていきます。

また、今後予定している広域処理を踏まえて、本町だけでなく、地域の適正処理の一翼を担っていきます。

基本理念 ごみの排出抑制と資源循環による、快適な暮らしを目指す

2. ごみ処理の基本方針

基本理念に基づき、本町では、以下4つの基本方針を掲げ、各施策を実施していきます。

基本方針1 排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進

排出抑制の意義と3Rの優先順位の周知を図り、普及啓発等を通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となっておごみの減量化・資源化の強化を図ります。

基本方針2 ごみ処理サービスの向上

ごみ処理の広域化に伴うごみ分別区分の変更等、ごみ処理についての情報提供を十分に行い、住民の理解を得るとともに、ごみ処理サービスの提供に努めます。

基本方針3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な施設整備の推進

当面、ごみのすべてを民間委託により処理・処分をしていますが、広域組合が整備する新ごみ処理施設が稼働後は、広域で処理・処分を実施することになります。今後も一層のごみ減量化・資源化のために、計画的な処理・処分を推進します。

基本方針4 安心・安全・安定的な廃棄物処理の仕組みの構築

大規模災害発生時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制の整備や、強靱なごみ処理システムを構築するとともに、安定した最終処分先の継続的確保に努めていきます。

3. 数値目標

1) 数値目標項目

本町における令和 21（2039）年度までの数値目標は、表 6-6 に示すとおりとします。

表 6-6 本計画の数値目標

数値目標項目	現状	目標値		
	基準年度 (令和5(2023)年度)	中間目標年度 (令和11(2029)年度)	中間目標年度 (令和16(2034)年度)	計画目標年度 (令和21(2034)年度)
①ごみ総排出量原単位	828.00g/人・日	785.45g/人・日	750.00g/人・日	714.55g/人・日
令和5(2023)年度比	—	－5ポイント以上	－9ポイント以上	－14ポイント以上
②ごみ総排出量	6,521t/年	5,808t/年	5,267t/年	4,767t/年
令和5(2023)年度比	—	－11ポイント以上	－19ポイント以上	－27ポイント以上
③資源化率 (収集量ベース)	14.4%	16.0%	17.4%	19.0%
令和5(2023)年度比	—	1ポイント以上	3ポイント以上	5ポイント以上

2) 数値目標

(1) ごみ総排出量原単位

現状のまま推移した場合、ごみ総排出量原単位は緩やかに減少していく予測となっていますが、循環型社会実現を達成するため、本計画では更なる減量を目指します。

本計画では中間目標年度である令和 11 (2029) 年度には 785 g/人・日、令和 16 (2034) 年度には 750 g/人・日、計画目標年度である令和 21 (2039) 年度には 715 g/人・日にすることを目標とします。

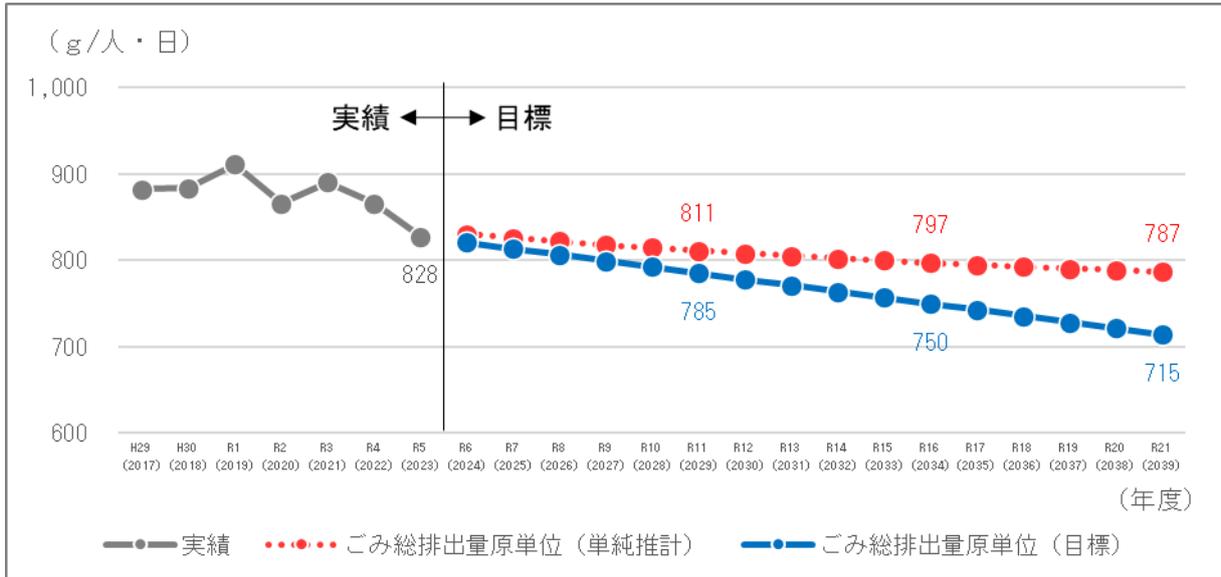


図 6-4 ごみ総排出量原単位の目標

(2) ごみ総排出量

ごみ総排出量原単位と人口が減少していく予測となっていることを踏まえ、中間目標年度である令和 11 (2029) 年度には 5,808 t/年、令和 16 (2034) 年度には 5,267 t/年、計画目標年度である令和 21 (2039) 年度には 4,767 t/年にすることを目標とします。

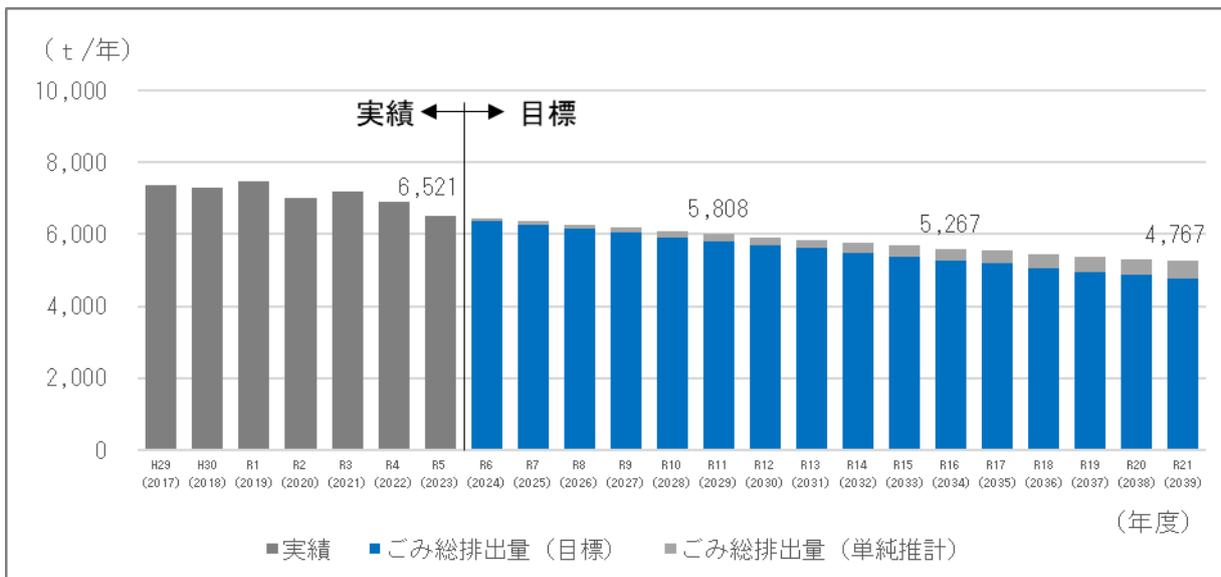


図 6-5 ごみ総排出量の目標

(3) 資源化率（収集量ベース）

本町では、ごみ排出量の削減及び分別収集の徹底をすることにより、中間目標年度である令和11(2029)年度には16.0%、令和16(2034)年度には17.4%、計画目標年度である令和21(2039)年度には19.0%にすることを目指します。

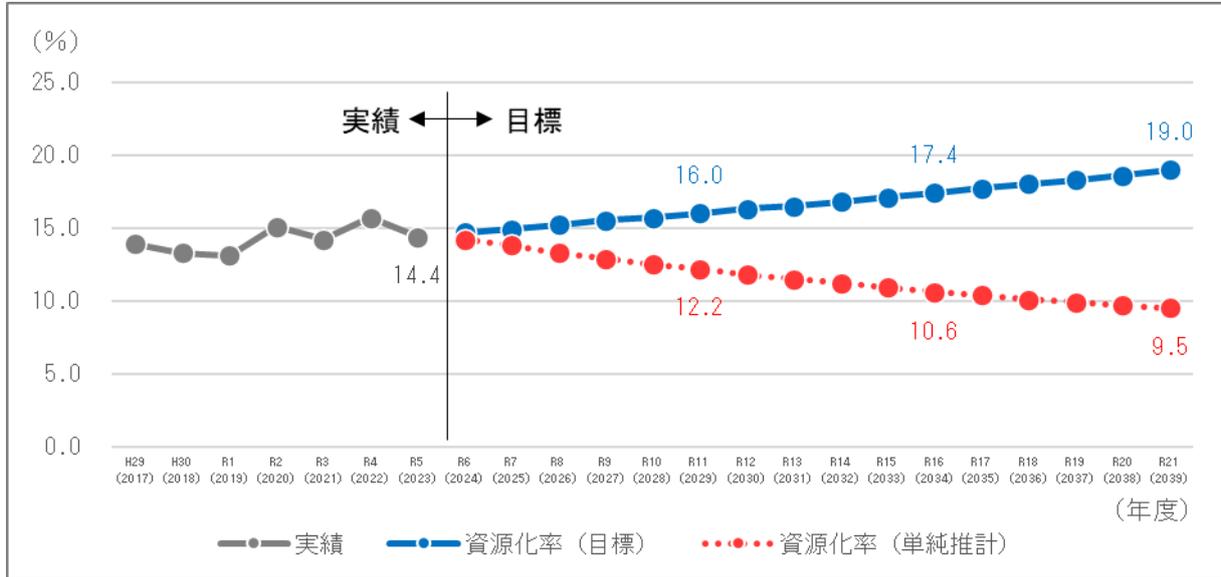


図 6-6 資源化率（収集量ベース）の目標

(4) 国等との減量化目標との比較

本計画の数値目標と「第四次循環型社会形成推進基本計画」に示されている目標（以下「国の目標」という。）及び「奈良県廃棄物処理計画」（以下「県の目標」という。）との比較を表 6-7 に示します。

表 6-7 国等の減量化目標との比較

原単位	項目	実績値	数値目標を達成した場合					国の目標	県の目標
			推計値						
			令和5 (2023)年度	令和7 (2025)年度	令和9 (2027)年度	令和16 (2034)年度	令和21 (2039)年度		
家庭系	ごみ排出量	465g/人・日	455g/人・日	444g/人・日	407g/人・日	380g/人・日	—	—	
	内資源ごみ除く	422g/人・日	413g/人・日	404g/人・日	370g/人・日	346g/人・日	440g/人・日	—	
	ごみ総排出量	828g/人・日	814g/人・日	800g/人・日	750g/人・日	715g/人・日	850g/人・日	821g/人・日	
	ごみ総排出量	6,521t/年	6,260t/年	6,049t/年	5,267t/年	4,767t/年	—	—	
	家庭系ごみ排出量	3,664t/年	3,497t/年	3,360t/年	2,858t/年	2,539t/年	—	—	
	増減率（令和5年度比）	—	-4.6%	-8.3%	-22.0%	-30.7%	—	—	
	事業系ごみ	2,267t/年	2,163t/年	2,077t/年	1,767t/年	1,568t/年	【1,100万t/年】※	—	
	増減率（令和5年度比）	—	-4.6%	-8.4%	-22.1%	-30.8%	—	—	
	資源化量（収集量ベース）	942t/年	935t/年	935t/年	916t/年	904t/年	—	—	
	資源化率（収集量ベース）	14.4%	14.9%	15.5%	17.4%	19.0%	—	19.3%	

※国全体の目標

表 6-8 数値目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

分別区分		実績							目標			
		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)		
人口(人)		22,807	22,642	22,390	22,212	22,057	21,830	21,518	21,282	21,078		
排出量 (t/年)	町収集	可燃ごみ	3,108	3,076	3,071	3,283	3,263	2,985	2,991	2,877	2,817	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	755	732	729	308	266	263	237	239	234	
		粗大ごみ	52	59	67	74	71	64	72	64	63	
		資源物	-	-	3	156	164	184	166	161	157	
		小計	3,915	3,867	3,870	3,821	3,764	3,496	3,466	3,341	3,271	
	自己搬入	可燃ごみ	0	0	19	15	9	6	3	7	7	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	0	0	6	10	4	3	9	4	3	
		粗大ごみ	0	0	0	0	84	40	0	39	38	
		資源物	21	20	19	15	12	33	13	18	17	
		小計	21	20	44	40	109	82	25	68	65	
	拠点回収	可燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		資源物	178	153	154	168	148	208	173	164	161	
		小計	178	153	154	168	148	208	173	164	161	
	家庭系ごみ排出量		4,114	4,040	4,068	4,029	4,021	3,786	3,664	3,573	3,497	
	集団回収		824	797	804	719	695	656	590	594	600	
	小計		824	797	804	719	695	656	590	594	600	
	家庭系ごみ+集団回収排出量		4,938	4,837	4,872	4,748	4,716	4,442	4,254	4,167	4,097	
	排出原単位 (g/人・日)	許可業者収集	可燃ごみ	2,146	2,269	2,396	2,099	2,402	2,397	2,198	2,154	2,109
不燃ごみ(有害ごみ含む)			26	35	13	8	2	0	0	0	0	
粗大ごみ			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資源物			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計			2,172	2,304	2,409	2,107	2,404	2,397	2,198	2,154	2,109	
自己搬入		可燃ごみ	90	100	122	90	20	26	35	24	24	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	149	65	66	79	33	36	34	31	30	
		粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		資源物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		小計	239	165	188	169	53	62	69	55	54	
事業系ごみ排出量		2,411	2,469	2,597	2,276	2,457	2,459	2,267	2,209	2,163		
ごみ総排出量		7,349	7,306	7,469	7,024	7,173	6,901	6,521	6,376	6,260		
排出原単位 (g/人・日)		町収集	可燃ごみ	373.35	372.20	374.75	404.94	405.30	374.63	379.78	370.38	366.10
			不燃ごみ(有害ごみ含む)	90.70	88.57	88.96	37.99	33.04	33.01	30.09	30.83	30.47
			粗大ごみ	6.25	7.14	8.18	9.13	8.82	8.03	9.14	8.28	8.19
	資源物		-	-	0.37	19.24	20.37	23.09	21.08	20.70	20.47	
	小計		470.30	467.91	472.26	471.30	467.53	438.76	440.09	430.19	425.23	
	自己搬入	可燃ごみ	0.00	0.00	2.32	1.85	1.12	0.75	0.38	0.92	0.91	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	0.00	0.00	0.73	1.23	0.50	0.38	1.14	0.46	0.45	
		粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	10.43	5.02	0.00	5.06	5.00	
		資源物	2.52	2.42	2.32	1.85	1.49	4.14	1.65	2.30	2.27	
		小計	2.52	2.42	5.37	4.93	13.54	10.29	3.17	8.74	8.63	
	拠点回収	可燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		不燃ごみ(有害ごみ含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		資源物	21.38	18.51	18.79	20.72	18.38	26.10	21.97	21.16	20.92	
		小計	21.38	18.51	18.79	20.72	18.38	26.10	21.97	21.16	20.92	
家庭系ごみ排出量		494.20	488.84	496.42	496.95	499.45	475.15	465.23	460.09	454.78		
集団回収		98.98	96.44	98.11	88.68	86.33	82.33	74.92	76.42	77.93		
小計		98.98	96.44	98.11	88.68	86.33	82.33	74.92	76.42	77.93		
家庭系ごみ+集団回収排出量		593.18	585.28	594.53	585.63	585.78	557.48	540.15	536.51	532.71		
許可業者収集	可燃ごみ	257.79	274.55	292.38	258.90	298.36	300.83	279.09	277.29	274.08		
	不燃ごみ(有害ごみ含む)	3.12	4.24	1.59	0.99	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00		
	粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	資源物	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小計	260.91	278.79	293.97	259.89	298.61	300.83	279.09	277.29	274.08		
自己搬入	可燃ごみ	10.81	12.10	14.89	11.10	2.48	3.26	4.44	3.13	3.09		
	不燃ごみ(有害ごみ含む)	17.90	7.87	8.05	9.74	4.10	4.52	4.32	3.98	3.94		
	粗大ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	資源物	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小計	28.71	19.97	22.94	20.84	6.58	7.78	8.76	7.11	7.03		
事業系ごみ排出量		289.62	298.76	316.91	280.73	305.19	308.61	287.85	284.40	281.11		
ごみ総排出量		882.80	884.04	911.44	866.36	890.97	866.09	828.00	820.91	813.82		

目標													
R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)
20,874	20,670	20,467	20,263	20,059	19,855	19,652	19,448	19,244	19,040	18,837	18,633	18,429	18,225
2,757	2,705	2,639	2,581	2,524	2,474	2,411	2,356	2,301	2,253	2,194	2,141	2,089	2,043
229	225	220	215	210	206	201	196	192	188	183	178	174	170
62	60	59	58	56	55	54	53	51	50	49	48	47	46
154	151	148	144	141	138	135	132	129	126	123	120	117	114
3,202	3,141	3,066	2,998	2,931	2,873	2,801	2,737	2,673	2,617	2,549	2,487	2,427	2,373
7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
38	37	36	35	34	34	33	32	31	31	30	29	29	28
17	17	16	16	16	15	15	15	14	14	14	13	13	13
65	64	62	60	59	58	57	56	54	54	52	50	50	49
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
158	155	151	147	144	141	138	135	131	129	125	122	119	117
158	155	151	147	144	141	138	135	131	129	125	122	119	117
3,425	3,360	3,279	3,205	3,134	3,072	2,996	2,928	2,858	2,800	2,726	2,659	2,596	2,539
605	612	616	621	626	632	634	639	642	648	650	653	656	660
605	612	616	621	626	632	634	639	642	648	650	653	656	660
4,030	3,972	3,895	3,826	3,760	3,704	3,630	3,567	3,500	3,448	3,376	3,312	3,252	3,199
2,064	2,025	1,976	1,932	1,889	1,852	1,805	1,764	1,723	1,687	1,642	1,603	1,564	1,529
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,064	2,025	1,976	1,932	1,889	1,852	1,805	1,764	1,723	1,687	1,642	1,603	1,564	1,529
23	23	22	22	21	21	20	20	19	19	19	18	18	17
30	29	28	28	27	27	26	25	25	24	24	23	22	22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	52	50	50	48	48	46	45	44	43	43	41	40	39
2,117	2,077	2,026	1,982	1,937	1,900	1,851	1,809	1,767	1,730	1,685	1,644	1,604	1,568
6,147	6,049	5,921	5,808	5,697	5,604	5,481	5,376	5,267	5,178	5,061	4,956	4,856	4,767
361.82	357.55	353.27	348.99	344.71	340.46	336.16	331.90	327.62	323.34	319.06	314.79	310.52	306.24
30.11	29.76	29.40	29.05	28.69	28.33	27.98	27.62	27.27	26.91	26.56	26.20	25.84	25.49
8.09	7.99	7.90	7.80	7.71	7.61	7.52	7.42	7.33	7.23	7.13	7.04	6.94	6.85
20.23	19.99	19.75	19.51	19.27	19.03	18.79	18.55	18.31	18.07	17.84	17.60	17.36	17.12
420.25	415.29	410.32	405.35	400.38	395.43	390.45	385.49	380.53	375.55	370.59	365.63	360.66	355.70
0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.84	0.82	0.81	0.80	0.79	0.78	0.77	0.76
0.45	0.44	0.44	0.43	0.43	0.42	0.42	0.41	0.41	0.40	0.40	0.39	0.39	0.38
4.94	4.89	4.83	4.77	4.71	4.65	4.59	4.54	4.48	4.42	4.36	4.30	4.24	4.18
2.25	2.22	2.19	2.17	2.14	2.11	2.09	2.06	2.03	2.01	1.98	1.96	1.93	1.90
8.54	8.44	8.34	8.24	8.14	8.03	7.94	7.83	7.73	7.63	7.53	7.43	7.33	7.22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20.68	20.43	20.19	19.94	19.70	19.45	19.21	18.97	18.72	18.48	18.23	17.99	17.74	17.50
20.68	20.43	20.19	19.94	19.70	19.45	19.21	18.97	18.72	18.48	18.23	17.99	17.74	17.50
449.47	444.16	438.85	433.53	428.22	422.91	417.60	412.29	406.98	401.66	396.35	391.05	385.73	380.42
79.43	80.94	82.44	83.94	85.45	86.95	88.45	89.96	91.46	92.97	94.47	95.97	97.48	98.98
79.43	80.94	82.44	83.94	85.45	86.95	88.45	89.96	91.46	92.97	94.47	95.97	97.48	98.98
528.90	525.10	521.29	517.47	513.67	509.86	506.05	502.25	498.44	494.63	490.82	487.02	483.21	479.40
270.88	267.68	264.48	261.28	258.07	254.87	251.68	248.47	245.27	242.07	238.87	235.67	232.47	229.27
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
270.88	267.68	264.48	261.28	258.07	254.87	251.68	248.47	245.27	242.07	238.87	235.67	232.47	229.27
3.06	3.02	2.98	2.95	2.91	2.88	2.84	2.80	2.77	2.73	2.70	2.66	2.62	2.59
3.89	3.84	3.80	3.75	3.71	3.66	3.61	3.57	3.52	3.48	3.43	3.38	3.34	3.29
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.95	6.86	6.78	6.70	6.62	6.54	6.45	6.37	6.29	6.21	6.13	6.04	5.96	5.88
277.83	274.54	271.26	267.98	264.69	261.41	258.13	254.84	251.56	248.28	245.00	241.71	238.43	235.15
806.73	799.64	792.55	785.45	778.36	771.27	764.18	757.09	750.00	742.91	735.82	728.73	721.64	714.55

3) ごみ排出量

本町の家庭系ごみ排出量（集団回収量含む）、事業系ごみ排出量、ごみ総排出量原単位の推計結果を図6-7に示します。

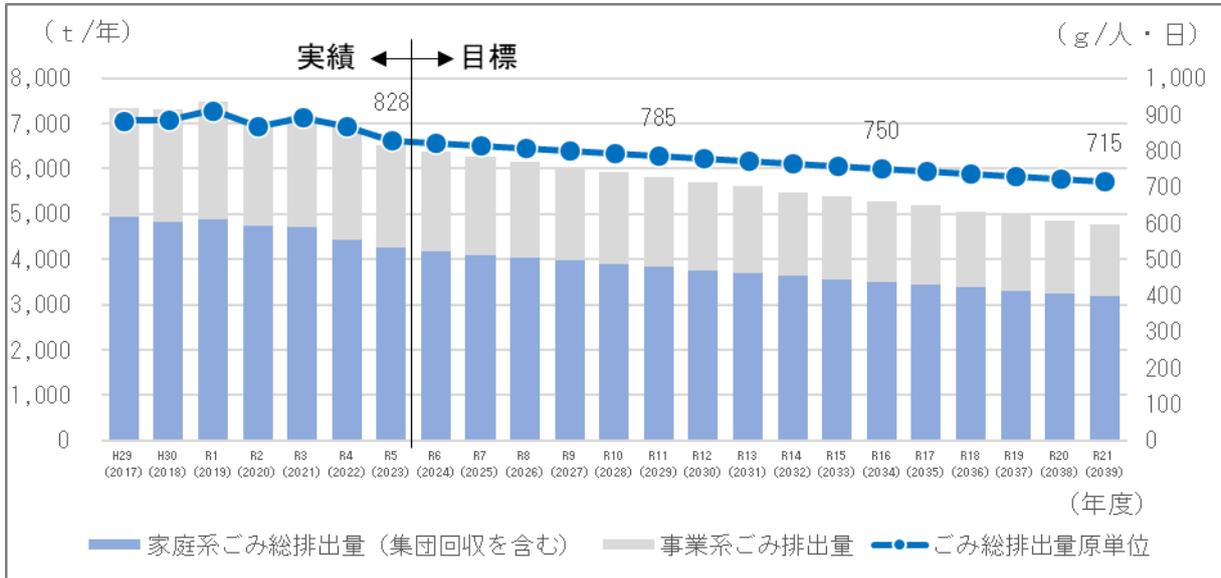


図 6-7 ごみ排出量（集団回収含む）の推計結果

4) 中間処理量（収集量ベース）

本町の可燃ごみの処理量（収集量ベース）及び可燃ごみ以外の処理量（収集量ベース）の推計結果を図6-8に示します。

なお、可燃ごみの処理量については、新ごみ処理施設での実績がないことから残渣等の推計ができないため、収集量ベースでの推計とします。また、可燃ごみ以外の処理量についても、「可燃ごみの処理量」と同様の理由から収集量ベースでの推計とします。

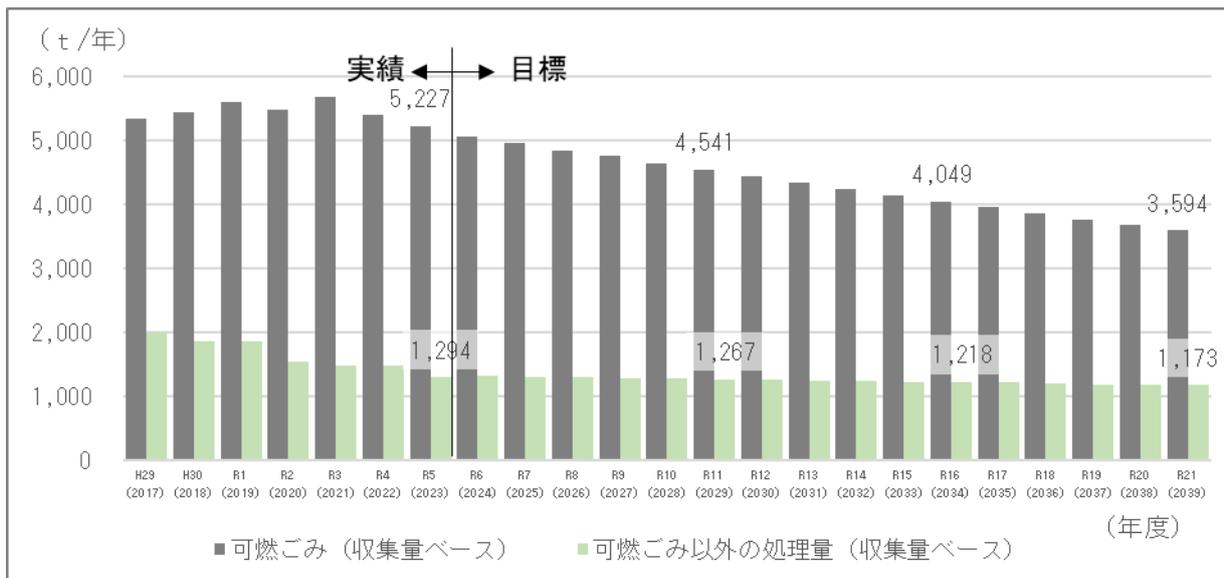


図 6-8 中間処理量（収集量ベース）の推計結果

5) 資源化量及び資源化率（収集量ベース）

本町の資源化量（収集量ベース）の推計結果と各年度の資源化率を図 6-9 に示します。

資源化量（収集量ベース）には、家庭系の行政収集及び自己搬入される資源化物、事業系の行政収集及び自己搬入される資源物、集団回収、拠点回収を含みます。

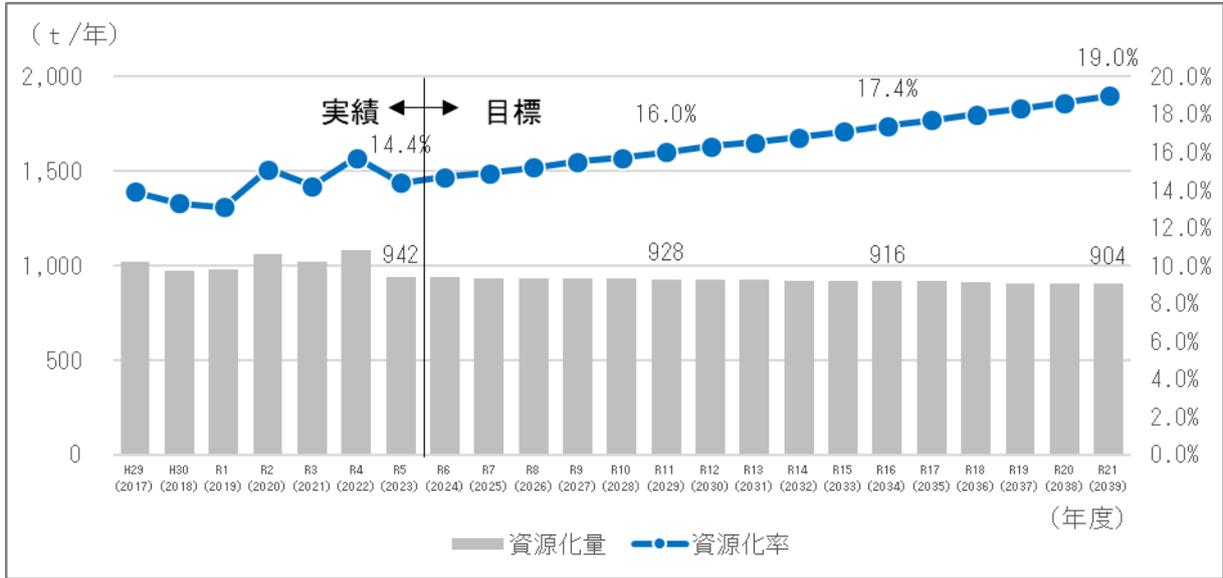


図 6-9 資源化量及び資源化率（収集量ベース）の推計結果

4. 将来のごみ処理の対象ごみ及び品目

令和 7 年度からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である令和 21（2039）年度時点における将来の本町の処理対象ごみ及び品目を図 6-10 に示します。家庭系ごみ及び事業系ごみを対象に、図 6-10 に示す収集及び自己搬入する 8 品目を広域組合で広域処理するものとします。

処理対象ごみ	家庭系ごみ		事業系ごみ	
処理対象品目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラスチック製容器包装
	ペットボトル	ビン	アルミ缶	スチール缶
	有害ごみ	小型家電	広域処理の対象品目	
	新聞紙	ダンボール		
	古着	牛乳・ジュース等紙パック	雑誌	雑がみ

図 6-10 将来のごみ処理の対象範囲

5. 将来のごみの分別区分等（排出方法、収集回数、収集方法含む）

本計画の計画目標年度である令和 21（2039）年度時点における将来の分別区分等を表 6-9 に示します。

表 6-9 ごみの分別区分等（令和 21（2039）年度時点）

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等
収集・自己搬入	可燃ごみ (燃えるごみ)	生ごみ、草類、布類、皮・ゴム、紙くず・木くず	指定袋に入れる	週 2 回 ステーション
	不燃ごみ (燃えないごみ)	金属類、陶磁器類、ガラス類、電化製品	指定袋に入れる	2 週 1 回 ステーション
	粗大ごみ	町指定のごみ袋に入らない大型ごみ	粗大ごみ収集利用券を貼って出す(品目により枚数は異なる)	電話申込 戸別
	プラスチック製容器包装	 のある汚れていないもの	市販の透明または半透明の袋に入れる	週 1 回 ステーション
拠点回収	小型家電	制度対象品目	・回収ボックスに入れる	— 拠点 (回収ボックス)
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、酒類ペットボトル	水で洗い資源物置場に出す	2 週 1 回 資源ごみステーション
	カン類（アルミ・スチール）	スチール缶、アルミ缶	水で洗い資源物置場に出す	2 週 1 回 資源ごみステーション
	ビン類（白・茶・その他）	飲料ビン、調味料ビン、薬ビン、化粧品ビン	水で洗い資源物置場に出す	2 週 1 回 資源ごみステーション
	小型家電	携帯電話・PHS、電話機、携帯型ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ、時計、ゲーム機 等	回収ボックスの投入口(20 cm × 35 cm)に入る大きさで、ご家庭から出る使用済み小型家電	— 拠点 (回収ボックス)
	有害ごみ	蛍光管、電池、水銀体温計、水銀式血圧計（LED 照明、白熱電球は燃えないごみ）	蛍光管や電池は袋や箱から出す	—
集団回収	古紙類	古新聞、古雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック	—	—
	古布類	古布、古着	—	—

6. 将来のごみ処理主体

令和7（2025）年度からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である令和21（2039）年度時点における将来のごみ処理主体を表6-10に、ごみ処理フローを図6-11に示します。

表6-10 ごみ処理主体（令和21（2039）年度）

		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	可燃ごみ（燃えるごみ）	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	委託（広域処理）
	不燃ごみ（燃えないごみ）	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	委託（広域処理）
	ペットボトル	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	アルミ缶	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	スチール缶	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	ビン	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	プラスチック製容器包装	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	資源化（広域処理）
	有害ごみ	自己搬入	委託	委託
	小型家電	自己搬入	委託	資源化
	粗大ごみ	直営/自己搬入	委託（広域化処理）	委託（広域処理）
	古紙類	委託（集団回収）	委託（民間）	資源化
	古布類	委託（集団回収）	委託（民間）	資源化
	事業系ごみ	可燃ごみ（燃えるごみ）	直営/自己搬入	委託（広域化処理）
不燃ごみ（燃えないごみ）		—	—	—
ペットボトル		—	—	—
カン		—	—	—
ビン		—	—	—
小型家電		—	—	—
粗大ごみ		—	—	—

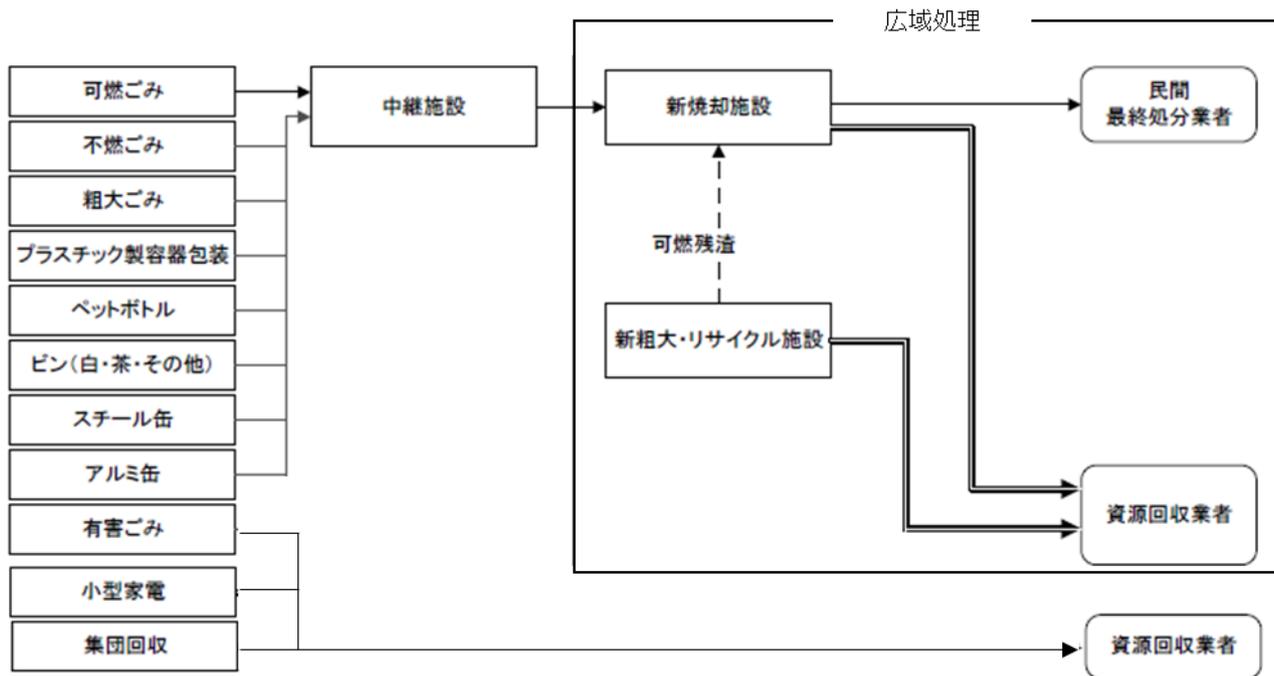


図 6-11 ごみ処理フロー（令和 21（2039）年度時点）

第5節 目標達成に向けた基本施策

基本理念の実現に向け、基本方針に基づき、具体的な基本施策を講じていきます。



1. 排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進

1) 基本施策

- 施策 1.1 「ごみゼロ生活」の推進
- 施策 1.2 事業系の自主的な取組みの推進
- 施策 1.3 各種リユースの促進
- 施策 1.4 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討
- 施策 1.5 廃棄物の再生利用の促進

廃棄物対策はまず、不用となるもの（廃棄物・ごみ）を排出させない・減らすことが重要です。家庭や事業所で廃棄物を発生させない生活スタイルや事業活動に転換するために、ごみ減量意識を高めるとともに、住民、事業者の自主的な行動につながるような施策を展開します。

(1) 「ごみゼロ生活」の推進

【具体的施策】

①ごみとなるものを家庭に持ち込ませない

マイバッグ・マイボトルを利用する地球環境へ配慮したライフスタイルへの転換、ばら売りや量り売りの利用、簡易包装、詰め替え用商品の利用等、本来必要のないものを家庭に持ち込ませないような消費活動の推進を、住民、行政とのパートナーシップで推進します。また、行政はマイバッグや詰め替え商品等の利用を呼びかけます。

コラム

○地球環境へ配慮したライフスタイルへの転換

レジ袋の有料化が令和元（2019）年7月1日から開始されたことを受けて、令和元（2019）年度から2年間でレジ袋辞退率が約23%増加しました。今後はレジ袋だけではなく、ペットボトルやカトラリーを辞退するライフスタイルへの転換が求められています。

レジ袋辞退率の推移

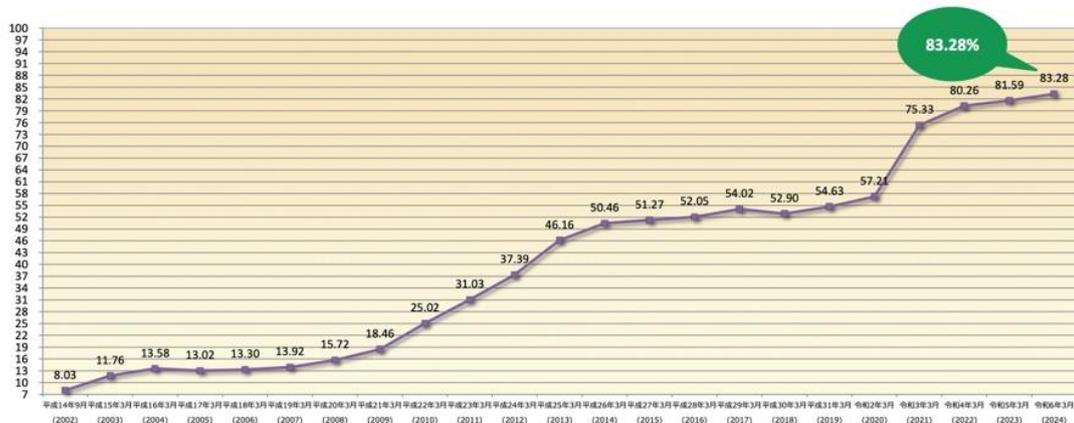


図 6-12 レジ袋の辞退率の推移

出典：日本チェーンストア協会の環境問題への取り組み

②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす

まだ食べることができるのに捨てられている食べ物を「食品ロス」といいます。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境面や家計面にとってもプラスになるような取り組み、3010運動の推進やドギーバッグの対応等、住民、事業者がそれぞれできることから進めます。

行政はその取り組みを推進するために、住民、事業者への情報提供の充実を図るとともに、学校での食育を実施し、食品ロス削減意識の向上に努めます。また、生ごみを排出するときの水切りの徹底を普及啓発します。

(2) 事業系の自主的な取組の促進

【具体的施策】

①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める

事業活動に伴って発生する廃棄物（事業系廃棄物）は景気の動向等の影響を受け変動します。その事業系廃棄物の処理責任は事業者自身にあります。

本町は多量排出事業者に対し減量化計画の策定を促し、計画に基づく排出抑制や減量化の実施について積極的に指導します。

②中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る

事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について、有効な取り組み事例の紹介や事業者向けに適正処理の手引きを作成する等、啓発・指導を積極的に行い、事業者の自主的な取り組みを支援します。



図 6-13 事業系ごみの適正処理・減量に関するパンフレット例

(3) 各種リユースの促進

【具体的施策】

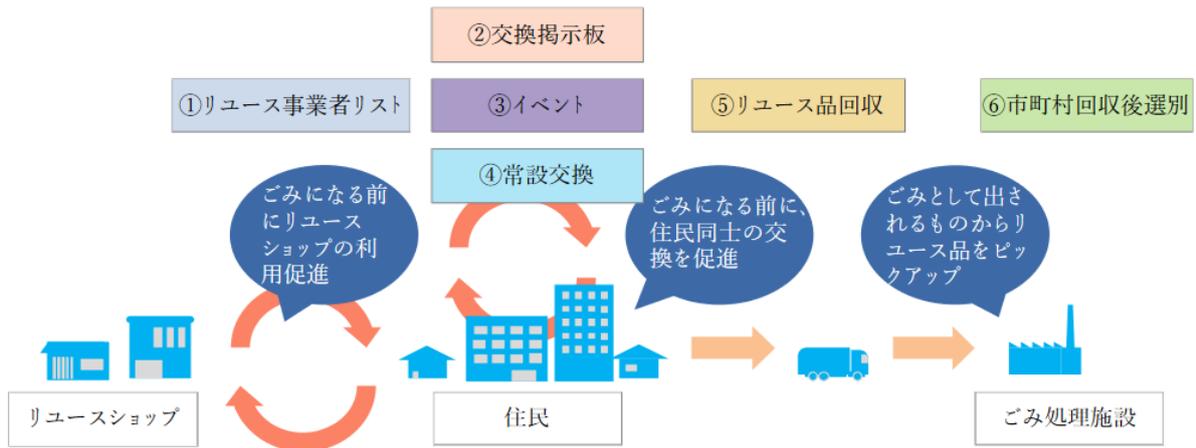
① 不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる

ごみ減量の情報発信拠点を整備し、不用品交換（譲ります。譲ってください。）コーナーやフリーマーケットの実施、また、修理、衣類、家具等のリメイク等の講習会を開催し、リユースを促進します。



出典：リユース読本 平成 28 年 5 月 環境省

図 6-14 暮らしの中のリユース方法



<使用済製品等のリユース取組事例マップ>

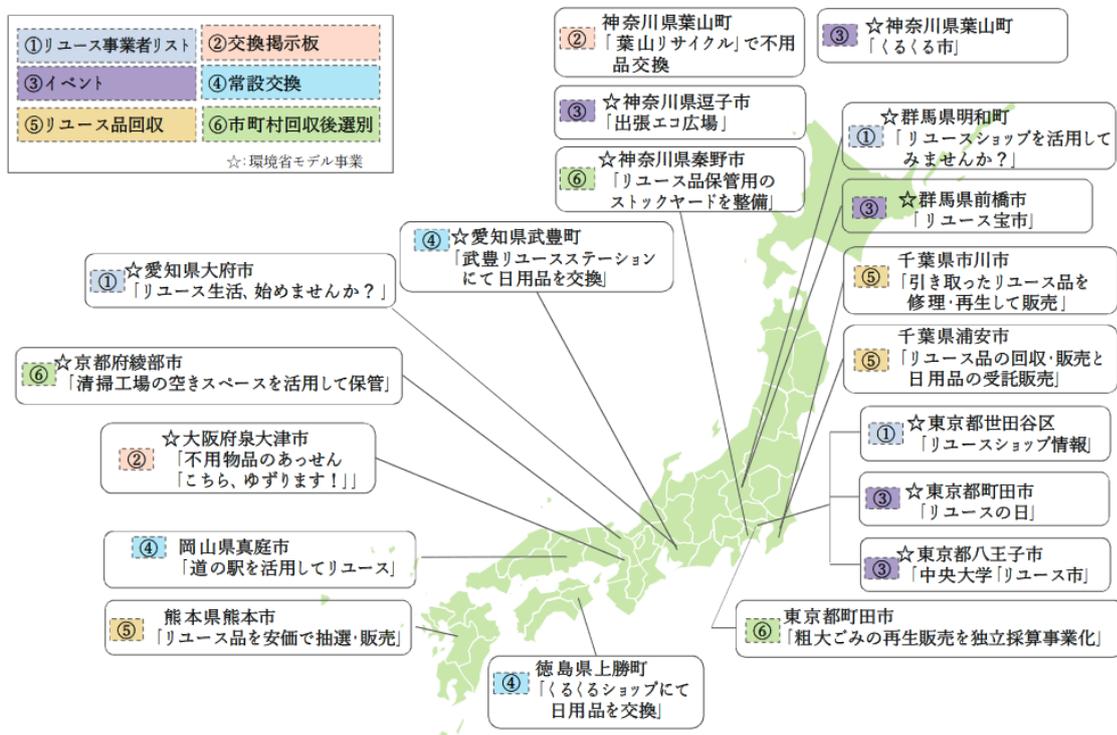


図 6-15 リユースに関連した取組イメージと取組事例

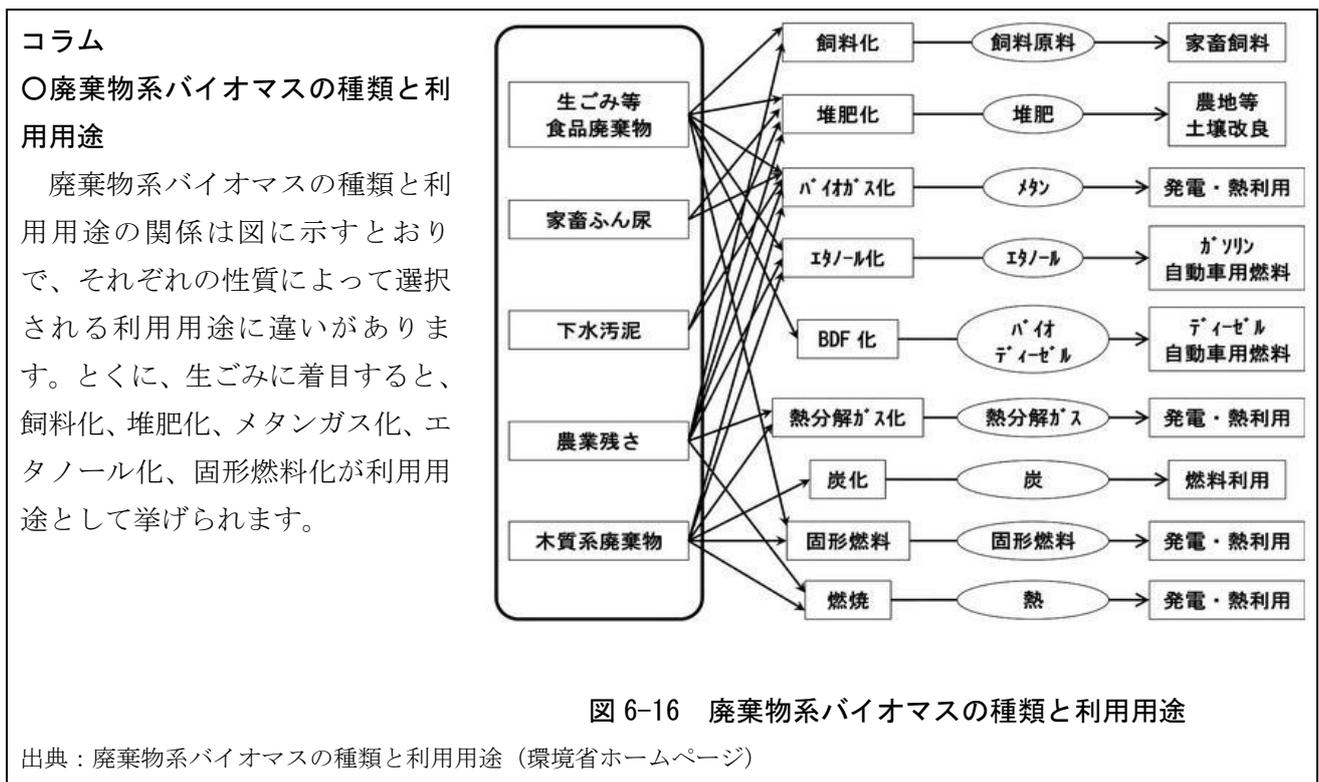
(4) 廃棄物系バイオマス有効利用の促進及び検討

①生ごみ等のリサイクルを促進（生ごみ堆肥化、廃食用油の再生利用等）する

令和 5（2023）年度に実施したごみ組成分析調査の結果をみると、家庭から出る可燃ごみの中に 36.3%の生ごみが含まれています。生ごみを減量するために、食品ロス削減の取組を実施しますが、どうしても排出せざるを得ない生ごみについては、家庭用生ごみ処理器やコンポスト容器を利用し、生ごみの堆肥化を推進します。また、廃食用油の回収を推進します。

②廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する

廃棄物の再生利用を進めていく上で、生ごみや家畜排泄物、下水汚泥等をバイオマス資源として有効利用していくことは有用です。これらの廃棄物系バイオマスは、廃棄物処理費の費用の一部として活用できる可能性があること、事業系廃棄物においては比較的まとまった量が特定の場所で発生すること等の特徴があります。今後、地域の実情等も踏まえ、県、関係機関、事業者等との連携・協働により、廃棄物系バイオマスの有効利用を検討するために研究開発やコスト低減、関連産業の育成、市場拡大等に積極的に取り組みます。



(5) 廃棄物の再生利用の促進

【具体的施策】

①資源ごみの分別を徹底する

令和 5 (2023) 年度に実施した家庭系可燃ごみ、家庭系不燃ごみ、事業系可燃ごみの組成調査結果をみると、可燃ごみでは、家庭系、事業系ともに厨芥類が最も多く、次いで紙類となっていました。

家庭系可燃ごみの紙類では約 16%が資源化可能な紙類であったことから、紙類は資源物へ分別、または集団回収で排出することで資源化率の向上が見込めます。資源の有効利用を図るため、分別区分に従い、分別排出を徹底することを住民へ周知し、再生利用の促進を図ります。

2. ごみ処理サービスの向上

1) 基本施策

施策 2.1 新ごみ処理施設を踏まえた新収集・運搬体制の構築

施策 2.2 住民サービスの向上

施策 2.3 事業系ごみの適正排出体制の構築

広域組合で、令和 7 (2025) 年 5 月に稼働を開始する新ごみ処理施設での処理を踏まえて、新たな分別区分の効率的で安定した新収集・運搬体制を構築します。

新ごみ処理施設の稼働に伴う、分別区分の変更や排出方法の変更等、住民への情報提供や分別指導、周知の徹底を行うことで、分別排出マナーの向上を図ります。

また、今後さらに進む高齢化社会等を踏まえ、ふれあい収集の充実に努めます。

(1) 新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築

【具体的施策】

①新収集・運搬体制を構築する

新ごみ処理施設稼働後も、本町域内における排出方法、収集回数、収集体制等については、本町の所掌事務であることから、効率的で安定した収集・運搬体制を今後も継続していきます。

なお、本計画で示す分別区分等は、現時点で決定している内容であり、今後、広域組合との協議等により、変更する可能性があります。

(2) 住民サービスの向上

【具体的施策】

① 高齢化社会を踏まえ、住民サービスを向上する

ひとり暮らしの高齢者世帯の一層の増加が想定されることから、自宅からステーションまでごみを出すことが困難な高齢単身者を対象に行っている「ふれあい収集」の充実に努めます。

(3) 事業系ごみの適正排出体制の構築

【具体的施策】

① 事業系ごみの分別排出を徹底する

事業活動に伴って発生するごみの処理責任は事業者にあります。可燃ごみに資源化物や産業廃棄物が混入することがないように分別指導を強化し、混入防止に努めます。

② 事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う

事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らによる自己搬入もしくは収集・運搬許可業者によって実施されます。適正な収集・運搬作業を安定して、継続的に実施するため、指導を強化します。

③ 環境負荷の少ない収集車両を導入する

収集を委託、許可する民間業者に、環境負荷の少ない車両の導入を働きかけます。

3. ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な施設整備の推進

1) 基本施策

施策 3.1 民間委託による適正な処理・処分の推進

施策 3.2 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備

施策 3.3 最終処分量の削減

施策 3.4 広域最終処分場の安定的な確保

すべてのごみを民間処理に委ねていることから、一層、適正な処理・処分に努めます。

新ごみ処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電等、循環型社会推進に資する事業実施に努めます

(1) 民間委託による適正な処理・処分の推進

【具体的施策】

① 民間委託による適正な処理・処分に努める

本町では昭和 47（1972）年から稼働していた焼却工場を平成 28（2016）年 11 月に稼働停止し、以降、すべてのごみの処理を民間委託しています。新ごみ処理施設が稼働するまで、この民間委託によるごみの処理・処分は継続します。

定期的に立入検査を実施し、処理・処分状況を把握します。

②民間施設の負荷を減らす

令和 7 (2025) 年度まで委託処理を行う既存施設について、今後も適切かつ安定した可燃ごみの処理を継続して行うために、処理量の削減に努めるとともに、施設の負荷の削減を働きかけます。

(2) 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備

【具体的施策】

①ごみ処理広域化を推進する

奈良県では県内のごみ処理施設の約 7 割が人口規模 5 万人未満を対象とした施設となっており、可燃ごみ処理施設のほとんどが小規模施設で、かつ老朽化が進んでいます。

県では、このような各市町村のごみ処理の現状や課題等の情報を踏まえ、ごみの共同処理の効果・必要性の認識を共有し、ごみ処理の広域化を推進（奈良モデル・プロジェクト）しています。

本町では、2 市 7 町 1 村の人口規模 25 万人の広域組合において、今後、安心・安全・安定なごみ処理が行えるよう、構成市町村に存在する複数のごみ処理施設を 1 施設に統合した施設でごみの広域処理を行っていきます。

②循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する

新たに整備するごみ処理施設は、単に公衆衛生の確保・環境保全のみを目的とした施設ではなく、循環型社会、低炭素社会に対応した施設を計画します。また、新ごみ処理施設は、3 R を推進するための粗大・リサイクル施設と焼却施設とを総合的に整備します。

将来のごみ処理の対象範囲は図 6-17 に示すとおりです。

[新ごみ処理施設の整備の考え方]

- ・資源化やエネルギー回収が可能な熱回収施設及び粗大・リサイクル施設を総合的に整備する。
- ・生活環境や自然環境に配慮した、安全・安定的な施設とする。
- ・環境教育の起点となる施設とする。
- ・環境負荷を低減するための技術等を積極的に導入する。
- ・焼却残渣等の処理・処分についても環境負荷の低減に配慮し有効に利用できる技術を検討し、最終処分場の延命化を図る。

処理対象ごみ	家庭系ごみ		事業系ごみ	
処理対象品目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	プラスチック製 容器包装
	ペットボトル	ビン	アルミ缶	スチール缶
	有害ごみ	小型家電	広域処理の対象品目	
	新聞紙	ダンボール	雑誌	雑がみ
	古着	牛乳・ジュース等 紙パック		

図 6-17 将来のごみ処理の対象範囲（再掲）

焼却残渣等は、今後、大阪湾フェニックス等に搬入し処分します。

最終処分場の延命化を行っていくために、ごみの減量化による焼却処理量の削減と広域処理による焼却残渣等の削減を図ります。

また、最終処分が必要なものについては、今後も最終処分場の安定確保に努めます。

（３）最終処分量の削減

【具体的施策】

①ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する

最終処分の対象は、中間処理等を経て最終的に残ったごみです。

今後は、可燃ごみに含まれる資源化可能物の分別徹底、生ごみの削減等により、焼却処理量の削減に努め、焼却残渣等を削減します。

②中間処理残渣の減量・資源化の推進により最終処分量を削減する

今後の新ごみ処理施設のごみ処理技術の検討にあたり、最終処分量の減量につながる新技術の開発動向等の把握に努めます。

（４）広域最終処分場の安定的な確保

【具体的施策】

①広域最終処分場を安定的に確保する

最終処分量の削減に努める一方で、最終処分が必要となる廃棄物の対応として、最終処分場の安定確保が必要です。本町では、広域組合、構成市町村とともに国や奈良県に対して大阪湾フェニックス等の広域的な最終処分場の安定的な確保を要望していきます。

②最終処分場の確保を検討する

最終処分場は住民合意を得ることが難しい施設ではありますが、安定した最終処分を実施するためにも、最終処分場の自区内確保の可能性を調査し、最終処分場の確保を検討していきます。

4. 安心・安全・安定的な廃棄物処理の仕組みの構築

1) 基本施策

- 施策 4.1 ごみ処理責任の明確化
- 施策 4.2 ごみ処理に関する啓発活動の充実
- 施策 4.3 ごみに関する啓発活動の充実
- 施策 4.4 適正処理困難物への対応強化
- 施策 4.5 在宅医療廃棄物の適正処理
- 施策 4.6 不法投棄防止の推進
- 施策 4.7 災害廃棄物対策
- 施策 4.8 計画の進行管理

ごみに関する意識の向上を図るため、ごみ処理施設、ごみ処理費用、ごみを減らす方法等の情報をきちんと住民に発信し、循環型社会構築の意識の醸成に努めます。

(1) ごみ処理の責務の明確化

①住民の責務

住民は、廃棄物の排出者として、廃棄物の減量やその他適正な処理に関する本町や広域組合の施策に協力する必要があります。本町は、排出の抑制や再生利用の協力を要請していくものとします。

②事業者の責務

事業者には、事業活動に伴って生じた廃棄物についての処理責任があります。

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等による減量化に努め、その製造、加工、販売等に際して、その製品が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難にならないようにする必要があります。また、国や本町が実施する廃棄物の減量化、適正処理の確保のための施策に協力する必要があります。

本町は、事業者に廃棄物処理の協力を求めるため、指導・啓発等を行います。

③町の責務

本町は処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないよう処理する責任があります。一般廃棄物の処理事業にあたる職員の資質の向上等、その能率的な運営に努めます。また、一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動を促し、その適正な処理に必要な措置を講ずるように努めます。

(2) ごみに関する情報提供の充実

従来の広報紙、ごみの出し方パンフレット等に加え、インターネットを活用し、ホームページやスマートフォンアプリ等を活用する等、媒体の拡充を図ります。また、多言語に対応する等、誰にでも分かりやすい情報提供に努めます。

(3) ごみに関する啓発活動の充実

【具体的施策】

①環境教育・学習の充実

小学校・中学校等における従来の施設見学に加え、実践型の教育プログラムを作成し、環境教育・学習の充実を図ります。

②社会教育プログラムの充実

町内で実施されるイベント等において、「ごみを出さないイベント」の実施、大人を対象とした施設見学会の実施、ごみ減量ワークショップやエコクッキング講習会等、社会教育のプログラムを充実し、住民のごみ減量への意識の向上を図ります。

家庭系一般廃棄物に含まれる「適正処理困難物」や「有害・危険ごみ」等住民が排出に困っているごみは、不法投棄や収集・運搬作業の事故の要因となる恐れがあります。これらのごみへの対応を住民に広く周知します。

(4) 適正処理困難物への対応強化

組合での処理が困難な適正処理困難物等の廃棄物については、拡大生産責任の観点から、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対してその回収等の措置を講ずるように構成市町村とともに要請していきます。ただし、一般廃棄物については本町の処理責任のもとで、必要な受け皿の検討もしていきます。

なお、現在本町で、今後も組合が取り扱わない品目については、不法投棄の未然防止から、専門事業者等の紹介を行います。

(5) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系廃棄物のうち、感染の恐れがある廃棄物は、本町では収集することも持ち込むこともできません。高齢化社会において、今後在宅医療廃棄物は増加すると予測されることから、これらの医療廃棄物については、種類ごとに医療機関・薬局等の関係機関で適切な回収に努めるとともに、専門業による処理等の排出ルールを定め、対象者へ医療機器とともに配布する等、関係者への周知徹底を図ります。

(6) 不法投棄防止の推進

本町では不法投棄の早期発見、未然防止のため、環境政策課で常時巡回パトロールを実施します。また、不法投棄に困っている自治会、土地所有者等で、不法投棄禁止看板が必要な方に配布しています。

今後も、不法投棄や散乱ごみを防止するため、町民への啓発を進めるとともに、地域外からの不法投棄を防止するため、地域、警察、道路管理者等との連携による監視体制を強化します。また、不法投棄がある箇所を特定し、不法投棄されにくい環境の整備を推進します。

(7) 災害廃棄物対策

本町では、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、「上牧町災害廃棄物処理計画」を平成30（2018）年度に策定しており、今後は国や県の指針を踏まえ、必要に応じて変更します。

(8) 計画の進行管理

環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、計画の進行管理を行います。

本計画の目標に対する達成状況や目標達成に向けた取組み内容等に対し、PDCAサイクルを活用し、実績の把握や各種ごみの減量化・資源化施策等の分析評価により、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効果的な達成に努めます。



図 6-18 PDCAサイクルのイメージ

第7章 食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の趣旨

1. 本計画の位置付け

本町における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

本章は、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置づけます。

2. 食品ロス削減推進法

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元（2019）年10月1日に食品ロス削減推進法が施行されました。同法では、令和12（2030）年度において、平成12（2000）年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取り組みを推進することを目標と定めています。

表 7-1 食品ロス削減推進法の概要

国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の責務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料（令和6(2024)年6月21日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図 7-1 食品ロス削減目標

第2節 食品ロスの現状

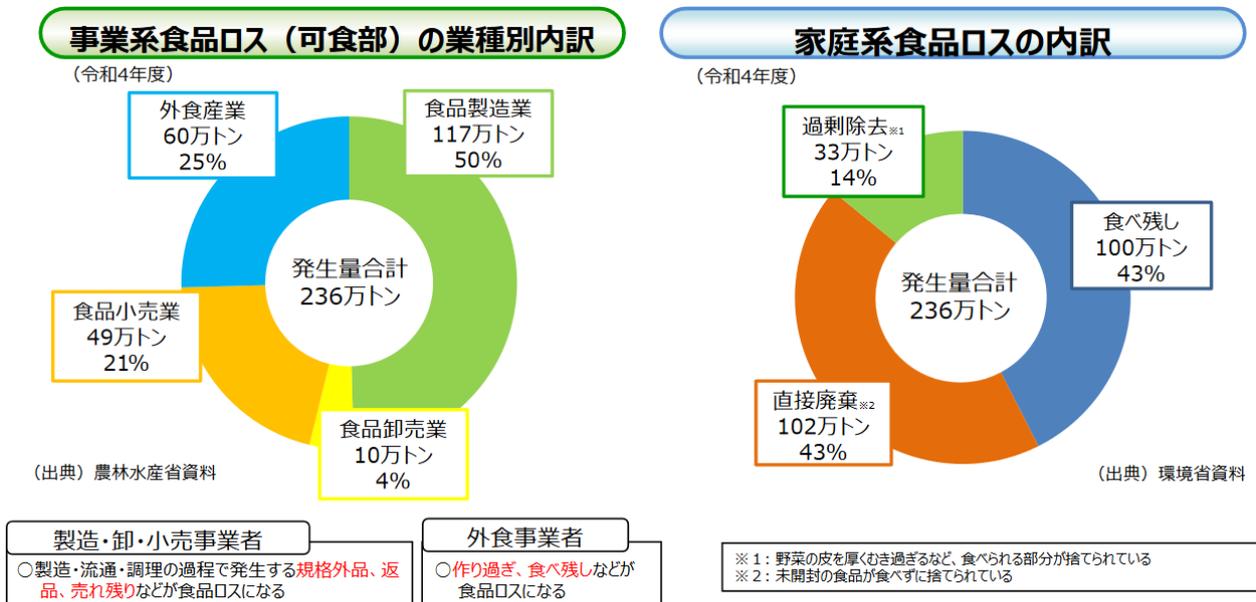
1. 食品ロスを取り巻く情勢及び課題

1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスとに分類されます。

2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は年間約472万t（農林水産省及び環境省における令和4（2022）年度推計）であり、国民一人当たりで換算すると38kgになると言われています。このうち事業系食品ロス量は236万t、家庭系食品ロス量は102万tであり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることがわかります。



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料（令和6(2024)年6月21日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図7-2 全国における食品ロス発生量

3) 本町における食品ロス量

本町では、家庭系可燃ごみ、家庭系不燃ごみ、事業系可燃ごみの組成調査を行っていますが、ごみ中の可燃分は紙類、布類、厨芥類、木竹類の分類としていることから、厨芥類の中に食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいのが現状です。

ごみの種類別組成は自治体により異なる場合がありますが、環境省が毎年行っている食品ロスの実態調査ではいずれの自治体も傾向が一致しています。そこで、「令和4（2022）年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示す食品ロスの全国平均値の割合（燃やすごみ中の食品廃棄物：30.4%、食品廃棄物中の食品ロス量：36.5%）を本町に当てはめて推定するものとします。これによると、令和5（2023）年度における家庭系食品ロスの発生量は約332t/年（42.3g/人・日）と推定されます。またこのうち直接廃棄は163t/年（20.7g/人・日）、食べ残しは169t/年（21.6g/人・日）と推定されます。

表 7-2 本町における家庭系食品ロス発生量（令和5（2023）年度・推定）

項目	排出量（t/年）	割合		1人1日当たり排出量（g/人・日）
家庭系可燃ごみ量	2,994.00	100.0%	—	381.2
うち、食品廃棄物量（推定）	910.18	30.4%	100.0%	
うち、食品ロス量（推定）	332.22	—	36.5%	42.3
（直接廃棄）	162.92	—	17.9%	20.7
（食べ残し）	169.30	—	18.7%	21.6

※割合は「令和4（2022）年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」を参照

※人口：令和5（2023）年度実績（21,518人）

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

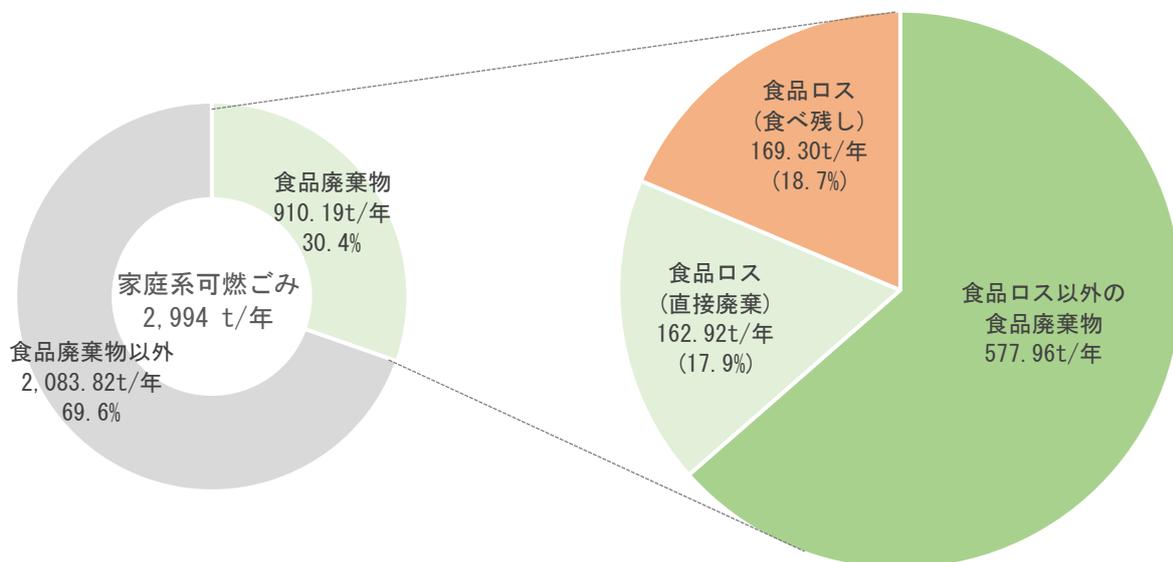


図 7-3 本町における家庭系食品ロス発生量（令和5（2023）年度・推定）

また事業系食品ロスについては、主に食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されますが、自治体により業種別事業所数や事業所規模は大きく異なり、事例を当てはめて算出することは適当とはいえません。

そこで、農林水産省が示す令和3（2021）年度事業系食品ロス量約279万t/年が、事業系可燃ごみに占める割合（2,790,000t/年÷令和3（2021）年度事業系可燃ごみ※10,634,213t/年＝26.2%）で大枠を捉えるものとします。これによると、令和5（2023）年度における事業系食品ロスの発生量は約585t/年と推定されます。

※一般廃棄物処理事業実態調査に基づく、混合ごみ及び可燃ごみの和とします。

表 7-3 本町における事業系食品ロス発生量（令和5（2023）年度・推定）

項目	排出量（t/年）	割合
事業系可燃ごみ量	2,233.00	100.0%
うち、食品ロス量（推定）	585.05	26.2%

第3節 食品ロス削減推進計画

1. 目標年次

本計画の目標年次を令和 21（2039）年度とします。

2. 食品ロスに関する目標

国においては食品ロス量の削減について、平成 12（2000）年度から令和 12（2030）年度までの 30 年間で半減させることを目指しています。本町では、「第 6 章 ごみ処理基本計画」におけるごみの数値目標から食品ロスの割合を算出し、令和 5（2023）年度の推計値である 917.27 t から、食品ロスの発生抑制に関する施策を展開することで、令和 21（2039）年度に 632.3 t を達成することを目標とします。

表 7-4 食品ロス発生量の削減目標

	令和 11 (2029) 年度 (中間目標)	令和 16 (2034) 年度 (中間目標)	令和 21 (2039) 年度 (計画目標)
食品ロス発生量 (t/年)	799.0	712.4	632.3

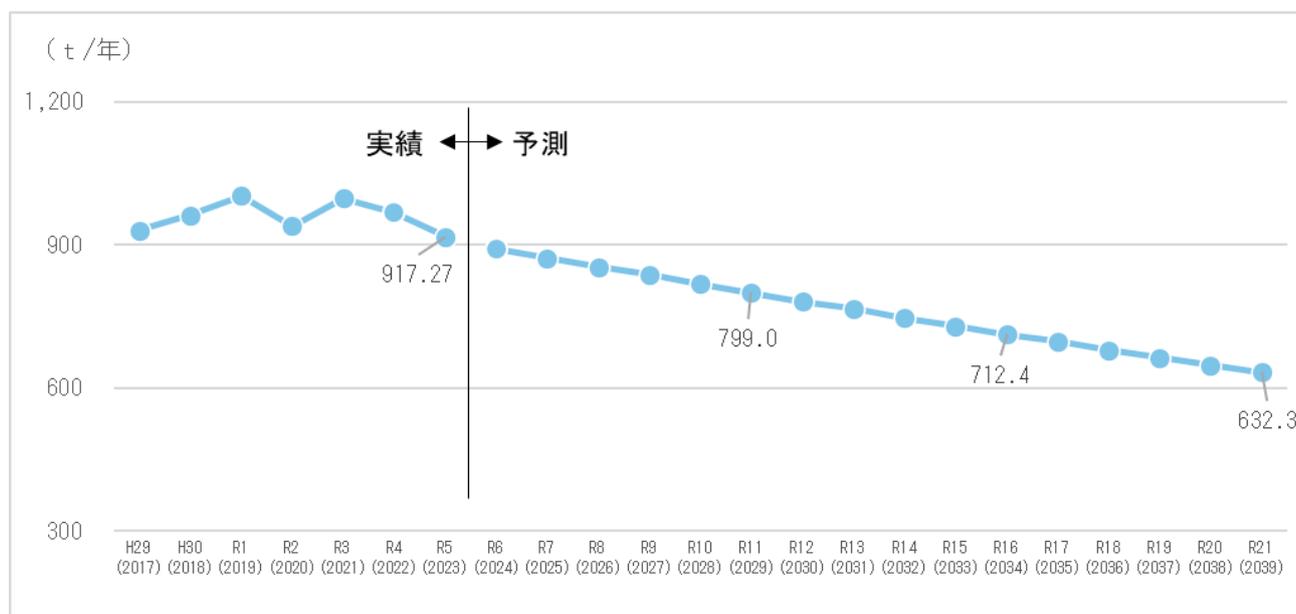


図 7-4 食品ロス発生量の削減目標

3. 食品ロスに向けた取組み

1) 家庭から出る食品ロス

家庭から排出される食品ロスについては、大きく分けて3つに分類されます。

①食べ残し

②過剰除去（皮の剥ぎすぎ等）

③直接廃棄（確認不足による期限切れ・好みに合わないもの）

- 食品ロスの削減には、料理は買い物の段階から在庫状況を踏まえたうえで必要な量だけ購入し、食べきれぬ量だけ調理するよう心掛けることが必要です。
- 本町では「おいしい食べ物を適量で残さず食べる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体が食品ロスの削減を目的として平成29（2017）年度に設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加盟し、食品ロスの削減に向けた取組を検討しています。消費者庁でもクックパッドでブロッコリーの茎等の捨ててしまうことが多いものについても「食材を無駄にしないレシピ」として情報発信しています。
- 今後、食品ロスに対する住民の理解を醸成するために食品ロスの発生状況や削減方法等の普及・啓発に努めます。
- 発生してしまった食品ロスについては、水切りの徹底や生ごみ処理機等によって減量化・再資源化することの必要性について普及・啓発しています。
- 消費者庁「SNS媒体を活用した食品ロス削減啓発プロジェクト」参加により、LINEで食品ロス発生量の削減に係る情報を発信しています。
- フードドライブを実施しています（令和7（2025）年度開始）。
- 廃食用油の回収、ぼかし菌の活用による生ごみの資源化を推進します。

「消費者庁のキッチン」のレシピ例

【リメイク】ポテのミートソースグラタン

残ったミートソースをグラタンに変身させます。

材料（4人前）	
じゃがいも	中3個
ピザ用チーズ	40g
ミートソースの残り	80～100g
パン粉	大さじ4
パセリ	少々
バター	適量

作り方

- 1 じゃがいもは1cm程度の角切りにして、楊枝が刺さる程度軽くゆでるか蒸す。耐熱性のグラタン皿にバターを薄く塗っておく。
- 2 1のじゃがいもをグラタン皿に並べ、ミートソース、ピザ用チーズ、パン粉、パセリをのせる。
- 3 表面に焦げ目がつく程度、オーブンで焼いて完成。

コツ・ポイント
じゃがいもの芽や緑の部分は、取り除いて使いましょう。オーブンから出す時は、器が暑くなっているので、やけどに気を付けましょう。

考案者
相模原市の管理栄養士

ブロッコリーのザーサイ

「もったいないワッキング サンクスレシピ集」（長野県松本市）【野菜まるごとレシピ】

材料（1人分）	
ブロッコリーの茎	150g
塩	小さじ1/2
ラー油	小さじ1/3
ごま油	小さじ1
鶏ガラスープの素	小さじ1/4



作り方

- 1 ブロッコリーの茎は端から薄く輪切りにする。
- 2 耐熱皿に入れて、ラップをし、電子レンジで4分ほど加熱する。
- 3 塩、ラー油、ごま油、鶏ガラスープの素を合わせて、調味料を作っておく。
- 4 2が熱いうちに3を加えてよく混ぜ、器に盛り完成。

コツ・ポイント
熱いうちに、調味料を加えるとよい。

考案者
長野県松本市と松本大学地域づくり工房「ゆめ」@いただきます!!

出典) 食材を無駄にしないレシピ

図 7-5 食材を無駄にしないレシピ

2) 事業所から出る食品ロス

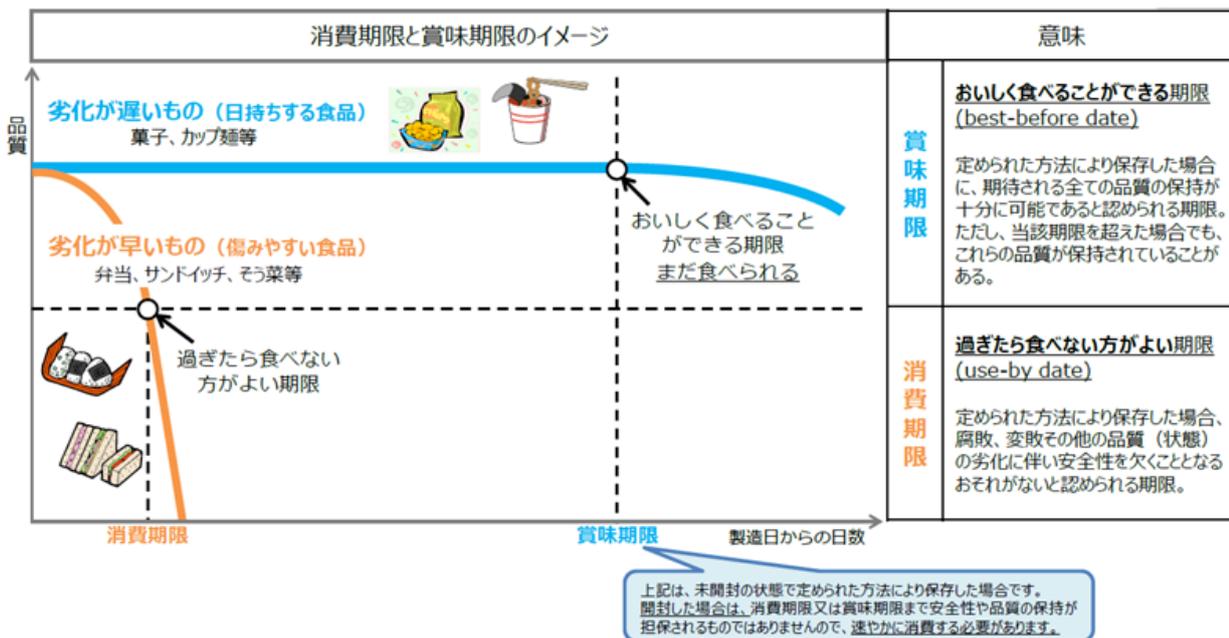
事業所から排出される食品ロスについては、大きく分けて4つに分類されます。

- ①商習慣 (3分の1ルール)
- ②販売機会の損失を恐れた多量の発注
- ③消費者の過度な鮮度志向や賞味期限の理解不足
- ④消費者の食べ残し

3分の1ルールとは小売店では賞味期限の3分の1を超えたものを入荷しない、賞味期限の3分の2を超えたものは販売しない等の商習慣が存在しており、現在、見直しが進められています。

また、賞味期限と消費期限の理解度について、消費者庁のアンケート調査では理解していない方の割合が約2割となったことから、賞味期限に対する理解を高めることも重要とされています。

食べ残しや賞味期限切れにより発生する食品ロスは、消費者の購買行動に変化を促すことが必要であり、店舗でポスター等を掲示することによっても、削減の効果があることとされていることから、事業者とも連携を図り情報発信に努めます。



出典) 食品ロス削減関係参考資料 (令和5 (2023) 年9月)

図 7-6 賞味期限と消費期限の違い

資料編

資料1 類似自治体

市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
北海道七飯町	27,998	0.878	0.134	0.089	14,415	43,257
北海道音更町	43,105	0.807	0.251	0.13	10,623	40,058
北海道幕別町	25,991	0.782	0.262	0.126	15,021	58,741
北海道中標津町	22,476	0.992	0.154	0.101	22,942	65,331
青森県おいらせ町	25,256	0.912	0.098	0.057	9,012	26,428
岩手県紫波町	33,084	0.817	0.207	0.059	16,338	54,366
岩手県矢巾町	26,641	1.168	0.198	0.042	17,316	39,533
宮城県大河原町	23,592	0.984	0.197	0.047	8,126	23,709
宮城県柴田町	37,013	0.927	0.209	0.045	8,157	25,212
宮城県亶理町	33,348	0.868	0.197	0.079	11,954	40,749
宮城県利府町	35,869	1.101	0.097	0.166	10,316	29,353
宮城県大和町	28,288	1.013	0.093	0.131	15,668	44,540
宮城県美里町	23,571	1.005	0.073	0.131	12,333	34,466
茨城県茨城町	31,162	0.87	0.282	0.004	9,282	29,202
茨城県東海村	38,357	0.9	0.224	0.031	12,543	36,440
茨城県阿見町	49,042	1.076	0.083	0.15	16,181	47,073
茨城県境町	24,799	0.938	0.213	0.048	9,388	27,017
栃木県上三川町	30,957	0.852	0.17	0.136	8,064	29,841
栃木県益子町	21,925	0.682	0.292	0.036	7,418	28,601
栃木県壬生町	38,601	0.936	0.112	0.098	10,665	34,622
栃木県野木町	25,099	0.8	0.272	0.03	10,544	36,673
栃木県高根沢町	29,150	0.668	0.12	0.1	14,201	60,662
栃木県那須町	24,385	1.149	0.134	0.104	21,264	52,000
群馬県吉岡町	22,331	0.919	0.064	0.119	8,980	27,086
群馬県玉村町	36,086	0.983	0.158	0.094	17,134	49,209
群馬県邑楽町	25,787	0.918	0.175	0.013	12,349	29,690
埼玉県伊奈町	45,239	0.813	0.207	0.097	15,627	51,808
埼玉県三芳町	37,807	0.851	0.171	0.012	11,004	35,372
埼玉県毛呂山町	32,702	0.873	0.154	0.06	11,191	33,655
埼玉県小川町	28,310	0.79	0.9	0.027	21,141	74,786
埼玉県上里町	30,534	0.938	0.112	0.035	9,977	29,006
埼玉県寄居町	32,370	0.913	0.12	0.019	13,385	40,226
埼玉県宮代町	33,631	0.771	0.322	0.01	15,038	53,105
埼玉県杉戸町	44,193	0.844	0.184	0.169	14,660	50,077
埼玉県松伏町	28,436	0.84	0.135	0.082	11,258	33,265
千葉県酒々井町	20,344	0.95	0.092	0.029	10,186	29,769
千葉県横芝光町	22,760	0.711	0.095	0.094	14,203	58,766
東京都瑞穂町	32,181	0.917	0.245	0	24,184	62,752
神奈川県葉山町	31,431	0.927	0.495	0.007	23,161	68,911
神奈川県寒川町	49,133	0.723	0.286	0.034	11,303	37,846
神奈川県大磯町	31,353	0.89	0.28	0.006	15,569	47,460
神奈川県二宮町	27,934	0.767	0.327	0.008	16,937	60,447
神奈川県湯河原町	23,965	1.447	0.141	0.115	24,773	45,607
神奈川県愛川町	39,412	0.849	0.25	0.089	16,652	55,058
富山県立山町	24,957	1.154	0.187	0.1	9,056	21,577
石川県津幡町	37,546	0.785	0.15	0.104	11,984	43,798
石川県内灘町	26,179	0.819	0.142	0.095	13,058	45,430
福井県越前町	20,229	0.853	0.115	0.105	14,243	47,651
山梨県昭和町	20,966	1.107	0.148	0.11	12,240	31,320
山梨県富士河口湖町	26,787	1.281	0.143	0.116	18,009	42,351
長野県軽井沢町	21,488	1.586	0.214	0.023	30,218	53,464
岐阜県岐南町	26,194	0.998	0.217	0.021	24,793	68,904
岐阜県笠松町	21,956	0.811	0.239	0.03	25,720	89,592
岐阜県養老町	25,750	0.858	0.116	0.138	24,776	88,966
岐阜県垂井町	26,337	0.895	0.092	0.091	14,195	42,798

市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
岐阜県大野町	21,468	0.687	0.061	0.028	11,691	45,093
岐阜県池田町	22,850	0.674	0.186	0.028	11,395	44,391
静岡県函南町	37,091	1.06	0.168	0.001	13,504	34,660
静岡県清水町	31,808	0.725	0.261	0.003	11,523	39,090
静岡県長泉町	43,560	0.693	0.233	0.121	16,370	56,234
愛知県東郷町	43,757	0.806	0.177	0.056	10,329	33,711
愛知県大口町	24,240	0.954	0.309	0.072	11,605	34,189
愛知県扶桑町	34,952	0.678	0.178	0.083	12,015	50,495
愛知県大治町	33,372	0.683	0.094	0.081	11,330	43,044
愛知県蟹江町	37,204	0.766	0.128	0.056	10,840	35,960
愛知県阿久比町	28,489	0.731	0.26	0.03	14,390	55,011
愛知県東浦町	50,308	0.711	0.251	0.029	11,975	46,924
愛知県美浜町	21,175	0.892	0.221	0.101	15,036	47,877
愛知県武豊町	43,346	0.965	0.413	0.077	10,157	29,127
三重県東員町	25,898	0.702	0.204	0.012	8,250	32,064
三重県菟野町	41,324	0.81	0.264	0.015	11,928	38,170
三重県明和町	22,924	0.873	0.227	0.023	9,739	30,454
滋賀県愛荘町	21,344	0.642	0.123	0.012	13,979	57,320
京都府精華町	36,864	0.777	0.193	0.102	10,822	40,157
京都府与謝野町	20,019	0.917	0.203	0.122	21,338	67,355
大阪府島本町	31,734	0.686	0.157	0.103	12,394	51,092
大阪府熊取町	43,041	0.799	0.131	0.129	17,517	67,118
兵庫県猪名川町	29,606	0.881	0.25	0.018	19,062	59,083
兵庫県稲美町	30,621	0.8	0.122	0.067	8,039	28,865
兵庫県播磨町	34,757	0.769	0.17	0.063	7,362	27,836
兵庫県太子町	33,732	0.8	0.209	0.03	15,477	53,667
奈良県三郷町	22,585	0.923	0.279	0.139	14,616	50,391
奈良県斑鳩町	28,183	0.723	0.509	0.007	14,370	27,064
奈良県田原本町	31,589	0.842	0.086	0.171	17,450	66,475
奈良県上牧町	21,688	0.872	0.187	0.02	18,591	26,282
奈良県王寺町	24,011	0.958	0.121	0.135	11,771	37,795
奈良県広陵町	35,237	0.807	0.194	0.002	18,748	63,579
和歌山県白浜町	20,366	1.574	0.175	0.104	25,051	44,070
広島県府中町	52,978	0.772	0.174	0.088	13,365	50,365
広島県海田町	30,578	0.854	0.136	0.052	13,526	44,382
広島県熊野町	23,454	0.836	0.181	0.075	15,169	51,984
徳島県石井町	25,158	0.905	0.118	0.11	16,947	48,353
徳島県北島町	23,516	0.802	0.19	0.123	16,121	59,002
徳島県藍住町	35,446	0.791	0.226	0.069	13,799	37,807
香川県三木町	27,345	0.741	0.242	0	14,448	47,975
香川県綾川町	23,427	0.709	0.161	0.159	8,313	34,199
香川県多度津町	22,124	0.73	0.142	0.129	11,259	46,803
愛媛県松前町	30,353	1.024	0.218	0.122	10,508	27,373
愛媛県砥部町	20,520	0.725	0.259	0.159	14,687	31,157
高知県いの町	21,602	0.789	0.244	0.111	16,238	61,606
福岡県宇美町	37,221	0.772	0.236	0.036	20,078	70,861
福岡県篠栗町	31,068	0.713	0.158	0.024	22,111	86,626
福岡県志免町	46,631	0.729	0.12	0.012	19,801	74,968
福岡県須恵町	29,340	0.716	0.152	0.026	26,099	102,026
福岡県新宮町	33,556	0.823	0.115	0.033	18,825	64,290
福岡県粕屋町	48,975	0.679	0.088	0.024	21,616	88,948
福岡県水巻町	27,866	0.859	0.17	0.119	17,308	61,479
福岡県岡垣町	31,620	0.794	0.187	0.117	15,836	60,724
福岡県筑前町	30,196	0.838	0.205	0	15,731	49,859
福岡県福智町	21,363	0.936	0.139	0	15,636	41,172
福岡県苅田町	37,668	0.932	0.181	0	21,479	63,114
佐賀県みやき町	25,701	0.739	0.171	0	18,500	68,007
長崎県長与町	40,436	0.697	0.212	0.009	12,915	46,308
長崎県時津町	29,609	0.795	0.15	0.014	11,360	35,815
熊本県大津町	36,029	0.692	0.111	0.107	5,377	19,369
熊本県菊陽町	43,642	0.756	0.086	0.108	8,453	30,185
熊本県益城町	33,786	0.808	0.098	0.046	7,360	21,418

市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
大分県日出町	28,125	0.806	0.094	0.033	7,236	25,440
宮崎県三股町	25,973	0.935	0.119	0.132	7,347	20,296
沖縄県読谷村	41,950	1.011	0.236	0.135	12,062	36,058
沖縄県北谷町	29,005	1.189	0.179	0.054	15,776	37,856
沖縄県中城村	22,350	0.848	0.093	0	12,804	35,235
沖縄県西原町	35,693	0.84	0.099	0.08	7,115	23,324
沖縄県与那原町	20,007	0.811	0.087	0.077	8,026	27,285
沖縄県南風原町	40,531	0.785	0.201	0.035	7,235	25,736
沖縄県八重瀬町	32,506	0.712	0.105	0.11	6,789	27,035

資料2 組成調査結果

1) 家庭系可燃ごみ

		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023	
		重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)
可燃ごみ	紙類	ダンボール	5.20	0.75	4.54	2.99	1.81	1.11	0.00	0.00	0.16	0.09	0.10	0.11	
		新聞紙	3.40	0.49	3.48	2.29	3.44	2.12	0.80	0.68	2.70	1.51	0.85	0.91	
		雑誌	0.70	0.10	1.27	0.84	0.66	0.41	0.00	0.00	3.36	1.88	0.00	0.00	
		カタログ・パンフレット	1.30	0.19	1.42	0.93	0.74	0.46	0.51	0.43	0.00	0.00	0.05	0.05	
		牛乳パック	2.30	0.33	1.62	1.07	1.76	1.08	1.12	0.95	2.30	1.29	0.60	0.64	
		容器包装関係 (その他)	13.71	1.99	9.48	6.23	1.94	1.19	3.38	2.87	4.14	2.32	2.65	2.82	
		その他 (資源化可能)	0.70	0.10	0.29	0.19	11.72	7.21	0.15	0.13	2.92	1.64	0.10	0.11	
		その他 (資源化可能)	223.45	32.40	23.12	15.20	22.12	13.60	16.88	14.31	40.21	22.53	14.50	15.44	
		小計	250.76	36.35	45.22	29.74	44.19	27.18	22.84	19.37	55.79	31.26	18.85	20.08	
		布類	ウエス	0.65	0.09	0.70	0.46	0.00	0.00	3.56	3.02	1.56	0.87	3.65	3.89
	衣類 (再生可能)		1.55	0.22	4.46	2.93	1.15	0.71	0.00	0.00	1.58	0.89	0.30	0.32	
	その他		0.05	0.01	4.32	2.84	3.67	2.26	2.59	2.20	2.04	1.14	0.60	0.64	
	小計		2.25	0.32	9.48	6.23	4.82	2.97	6.15	5.22	5.18	2.90	4.55	4.85	
	厨芥類	厨芥等	150.00	21.75	38.04	25.01	50.03	30.76	37.31	31.63	44.40	24.88	34.05	36.26	
	木竹類	木・竹・わら・草・葉・花等	153.00	22.18	8.76	5.76	7.11	4.37	9.84	8.34	21.20	11.88	18.15	19.33	
計		556.01	80.60	101.50	66.74	106.15	65.28	76.14	64.56	126.57	70.92	75.60	80.52		
不燃ごみ	金属類	空き缶	アルミ缶	0.05	0.01	0.02	0.01	0.07	0.04	0.06	0.05	0.04	0.02	0.00	0.00
			スチール缶	0.05	0.01	0.10	0.07	0.02	0.01	0.05	0.04	0.00	0.00	0.00	
		缶以外の鉄くず		0.00	0.00	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.11	0.35	
		非鉄金属 (缶以外)	アルミ	0.01	0.00	0.08	0.05	0.02	0.01	0.14	0.12	0.06	0.03	0.05	
			その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	小計		0.11	0.02	0.22	0.14	0.13	0.07	0.25	0.21	0.30	0.16	0.40		
	ビン ガラス類	生ビン (再生可能)	0.05	0.01	0.10	0.07	0.22	0.14	0.65	0.55	0.22	0.12	0.15	0.16	
		カレット・その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		小計	0.05	0.01	0.10	0.07	0.22	0.14	0.65	0.55	0.22	0.12	0.15		
	合成樹脂類	ペットボトル	0.60	0.09	0.50	0.33	0.17	0.10	0.41	0.35	0.18	0.10	0.40	0.43	
		容器包装関係 (トレイ)	0.40	0.06	9.09	5.98	0.53	0.33	0.28	0.24	1.50	0.84	0.30		
		容器包装関係 (その他)	117.09	16.98	27.27	17.93	52.79	32.46	25.16	21.33	41.74	23.39	12.85		
		合成樹脂その他	0.90	0.13	9.84	6.47	0.21	0.13	1.44	1.22	2.92	1.64	2.35		
	小計	118.99	17.26	46.70	30.71	53.70	33.02	27.29	23.14	46.34	25.97	15.90			
	ゴム類	ゴム・皮革類	0.40	0.06	0.34	0.22	0.00	0.00	0.07	0.06	0.90	0.50	0.85		
不燃物雑物類	石・ガレキ・陶磁器・土砂・雑物類	6.00	0.87	0.30	0.20	2.42	1.49	13.54	11.48	4.06	2.27	0.95			
計		125.55	18.22	47.66	31.34	56.47	34.72	41.80	35.44	51.82	29.02	18.25			
有害ごみ	有害危険物	電池	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.06	0.00		
		蛍光灯	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		スプレー缶	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05		
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		小計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.06	0.05		
	医療廃棄物	注射針点滴用品・医薬・ガーゼ等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
計		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.06	0.05			
その他	その他	8.16	1.18	2.92	1.92	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
合計		689.72	100.00	152.08	100.00	162.62	100.00	117.94	100.00	178.49	100.00	93.90			

2) 家庭系不燃ごみ

		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5			
		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023			
		重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)		
可燃ごみ	紙類	ダンボール	0.02	0.02	0.38	0.15	0.42	0.28	0.12	0.07	0.18	0.12	0.19	0.16	0.03	0.03	
		新聞紙	0.5	0.40	0.50	0.20	0.08	0.05	0.18	0.10	0.12	0.08	0.03	0.03	0.01	0.01	
		雑誌	0	0.00	0.00	0.00	1.02	0.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		カタログ・パンフレット	0.2	0.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		牛乳パック	0.04	0.03	0.20	0.08	0.08	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.12	0.14	
	容器包装関係 (その他)	0.96	0.76	3.98	1.57	1.90	1.25	0.90	0.53	0.80	0.53	0.07	0.06	1.06	1.20		
	その他 (資源化可能)	0	0.00	0.30	0.12	2.77	1.82	0.00	0.00	0.07	0.05	0.00	0.00	0.62	0.70		
	その他 (資源化可能)	0.48	0.38	6.26	2.47	4.08	2.68	1.86	1.09	0.33	0.22	0.29	0.25	1.95	2.21		
	小計	2.20	1.75	11.62	4.59	10.35	6.80	3.06	1.79	1.50	1.00	0.58	0.50	3.79	4.29		
	布類	ウエス	0.94	0.74	5.82	2.30	1.06	0.70	0.28	0.16	0.54	0.36	0.00	0.00	0.44	0.50	
	衣類 (再生可能)	8.7	6.88	4.67	1.84	1.10	0.72	2.35	1.37	0.71	0.47	1.06	0.92	4.18	4.73		
	その他	9.9	7.83	19.62	7.75	10.48	6.87	6.00	3.50	1.45	0.96	7.20	6.22	2.03	2.30		
	小計	19.54	15.45	30.11	11.89	12.64	8.29	8.63	5.03	2.70	1.79	8.26	7.14	6.65	7.53		
	厨芥類	厨芥等	0.71	0.56	5.44	2.15	0.98	0.64	1.45	0.85	0.32	0.21	0.04	0.03	0.41	0.46	
	木竹類	木・竹・わら・草・葉・花等	0.9	0.71	7.32	2.89	1.50	0.98	4.23	2.47	4.11	2.73	0.12	0.10	20.29	22.97	
計		23.35	18.47	54.49	21.52	25.47	16.71	17.37	10.14	8.63	5.73	9.00	7.77	31.14	35.25		
不燃ごみ	金属類	空き缶	アルミ缶	0.78	0.62	0.84	0.33	0.04	0.03	4.15	2.42	3.35	2.23	6.99	6.04	0.85	0.96
		缶以外の鉄くず	スチール缶	1.28	1.01	3.26	1.29	0.00	0.00	3.27	1.91	1.25	0.83	5.96	5.15	2.00	2.26
		缶以外の鉄くず	アルミ	5.38	4.26	13.58	5.36	27.78	18.22	49.35	28.78	44.97	29.90	12.97	11.20	10.07	11.40
		非鉄金属 (缶以外)	その他	0.42	0.33	0.40	0.16	0.34	0.22	0.78	0.45	1.61	1.07	1.06	0.92	2.76	3.12
		小計		7.86	6.22	18.08	7.14	28.16	18.47	62.51	36.45	51.18	34.03	28.18	24.35	16.74	18.94
	ビン ガラス類	生ビン (再生可能)	9.2	7.28	9.63	3.80	4.26	2.79	8.82	5.14	19.77	13.14	9.52	8.22	1.11	1.26	
	カレット・その他		5.16	4.08	4.72	1.86	6.04	3.96	9.00	5.25	5.85	3.89	0.58	0.50	0.40	0.45	
	小計		14.36	11.36	14.35	5.66	10.30	6.75	17.82	10.39	25.62	17.03	10.10	8.72	1.51	1.71	
	合成樹脂類	ペットボトル	2.06	1.63	2.66	1.05	0.10	0.07	1.57	0.92	4.18	2.78	3.30	2.85	2.55	2.89	
		容器包装関係 (トレイ)	2.18	1.72	22.33	8.82	1.38	0.91	0.20	0.12	0.39	0.26	0.55	0.48	0.25	0.28	
		容器包装関係 (その他)	43.44	34.36	99.66	39.36	25.72	16.87	10.20	5.95	11.79	7.84	6.29	5.43	7.38	8.35	
	合成樹脂その他	18.23	14.42	20.98	8.29	56.03	36.76	29.30	17.09	13.47	8.96	32.64	28.19	10.86	12.29		
	小計		65.91	52.13	145.63	57.52	83.23	54.61	41.27	24.08	29.83	19.84	42.78	36.95	21.04	23.81	
	ゴム類	ゴム・皮革類	3.56	2.82	6.32	2.50	1.50	0.98	9.00	5.25	10.14	6.74	2.88	2.49	16.21	18.35	
	不燃物雑物類	石・ガレキ・陶磁器・土砂・雑物類	6.41	5.07	7.86	3.10	2.98	1.95	18.47	10.77	17.50	11.64	4.80	4.15	1.52	1.72	
計		98.10	77.60	192.24	75.92	126.17	82.76	149.07	86.94	134.27	89.28	88.74	76.66	57.02	64.53		
有害ごみ	有害危険物	電池	0.66	0.52	2.95	1.17	0.62	0.41	1.51	0.88	1.79	1.19	0.32	0.28	0.00	0.00	
		蛍光灯	0	0.00	0.26	0.10	0.18	0.12	0.00	0.00	0.81	0.54	0.07	0.06	0.19	0.22	
		スプレー缶	2.98	2.36	3.04	1.20	0.00	0.00	3.50	2.04	3.20	2.13	5.19	4.48	0.00	0.00	
		その他	0.44	0.35	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.70	1.13	0.00	0.00	0.00	0.00	
	小計		4.08	3.23	6.25	2.47	0.80	0.53	5.01	2.92	7.50	4.99	5.58	4.82	0.19	0.22	
医療廃棄物	注射針点滴用品・廃薬・ガーゼ等	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
計		4.08	3.23	6.25	2.47	0.80	0.53	5.01	2.92	7.50	4.99	5.58	4.82	0.19	0.22		
その他	その他	0.88	0.70	0.23	0.09	0.80	0.52	0.00	0.00	0.00	0.00	12.45	10.75	0.00	0.00		
合計		126.41	100.00	253.21	100.00	152.44	100.00	171.45	100.00	150.40	100.00	115.77	100.00	88.35	100.00		

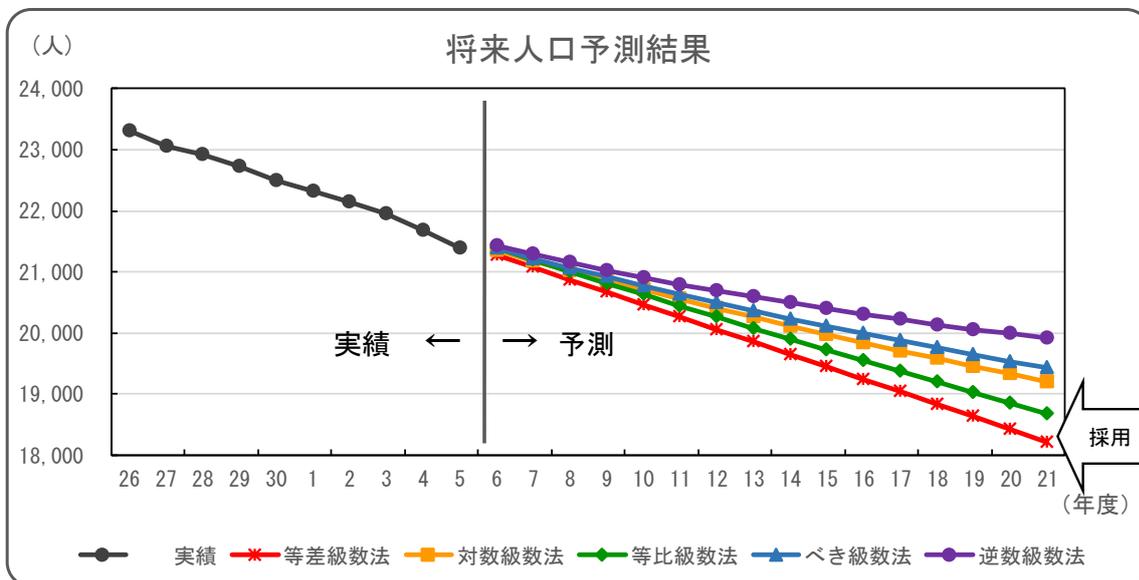
3) 事業系可燃ごみ

	H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
	2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023	
	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)
可燃ごみ	紙類	ダンボール					6.86	4.48	0.67	0.89	1.66	1.95	1.50	1.27
		新聞紙					3.56	2.33	0.00	0.00	2.00	2.35	0.54	0.46
		雑誌					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		カタログ・パンフレット					0.00	0.00	0.01	0.01	0.64	0.75	0.00	0.00
		牛乳パック					0.29	0.19	1.23	1.63	0.12	0.14	0.00	0.00
		容器包装関係 (その他)					3.30	2.16	3.64	4.84	2.68	3.15	5.78	4.90
		その他 (資源化可能)					0.04	0.03	0.00	0.00	3.05	3.58	0.00	0.00
	その他 (資源化可能)					74.33	48.55	38.94	51.69	26.56	31.19	28.38	24.07	
	小計					88.38	57.74	44.49	59.06	36.71	43.11	36.20	30.70	
	布類	ウエス					3.54	2.31	0.07	0.09	0.00	0.00	0.98	0.83
		衣類 (再生可能)					0.00	0.00	0.00	0.00	0.66	0.77	0.00	0.00
		その他					0.00	0.00	0.00	0.00	0.68	0.80	0.00	0.00
	小計					3.54	2.31	0.07	0.09	1.34	1.57	0.98	0.83	
厨芥類	厨芥等					28.20	18.42	6.73	8.93	28.10	32.99	38.90	32.99	
木竹類	木・竹・わら・草・葉・花等					0.91	0.59	0.11	0.15	0.08	0.09	1.32	1.12	
計						121.03	79.06	51.40	68.23	66.23	77.76	77.40	65.64	
不燃ごみ	金属類	空き缶	アルミ缶				0.38	0.25	0.11	0.15	0.10	0.12	5.47	4.64
			スチール缶				0.27	0.18	0.03	0.04	0.14	0.16	0.34	0.29
		缶以外の鉄くず					0.11	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		非鉄金属 (缶以外)	アルミ				1.26	0.82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.12	0.10
		その他					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計					2.02	1.32	0.14	0.19	0.24	0.28	5.93	5.03	
	ビンガラス類	生ビン (再生可能)					0.35	0.23	0.00	0.00	0.06	0.07	0.88	0.75
		カレット・その他					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.07
		小計					0.35	0.23	0.00	0.00	0.06	0.07	0.96	0.82
	合成樹脂類	ペットボトル					1.23	0.80	0.15	0.20	0.64	0.75	0.69	0.59
		容器包装関係 (トレイ)					1.26	0.82	0.01	0.01	0.04	0.05	0.62	0.53
		容器包装関係 (その他)					23.5	15.35	20.16	26.75	5.09	5.97	28.62	24.27
		合成樹脂その他					2.02	1.32	2.53	3.36	12.88	15.12	3.36	2.85
小計					28.01	18.29	22.85	30.32	18.65	21.89	33.29	28.24		
ゴム類	ゴム・皮革類					1.37	0.89	0.49	0.65	0.00	0.00	0.32	0.27	
不燃物雑物類	石・ガレキ・陶磁器・土砂・雑物類					0.31	0.20	0.06	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	
計						32.06	20.93	23.54	31.24	18.95	22.24	40.50	34.36	
有害ごみ	有害危険物	電池					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		蛍光灯					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		スプレー缶					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		その他					0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計					0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	医療廃棄物	注射針点滴用品・廃薬・ガーゼ等					0.00	0.00	0.34	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00
計						0.02	0.01	0.34	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	その他					0.00	0.00	0.06	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	
合計						153.11	100.00	75.34	100.00	85.18	100.00	117.90	100.00	

資料3 推計結果

1) 将来人口

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
26	23,308	6	21,282	21,354	21,385	21,385	21,424
27	23,064	7	21,078	21,185	21,193	21,225	21,285
28	22,916	8	20,874	21,021	21,003	21,070	21,154
29	22,733	9	20,670	20,861	20,815	20,920	21,029
30	22,494	10	20,467	20,705	20,629	20,775	20,911
1	22,326	11	20,263	20,553	20,444	20,634	20,799
2	22,155	12	20,059	20,405	20,261	20,498	20,691
3	21,946	13	19,855	20,260	20,079	20,365	20,589
4	21,688	14	19,652	20,118	19,899	20,237	20,492
5	21,393	15	19,448	19,980	19,721	20,112	20,399
		16	19,244	19,844	19,544	19,991	20,309
		17	19,040	19,712	19,369	19,873	20,224
		18	18,837	19,582	19,196	19,759	20,142
		19	18,633	19,455	19,024	19,647	20,064
		20	18,429	19,331	18,853	19,538	19,989
		21	18,225	19,209	18,684	19,432	19,916
式			$y=ax+b$	$y=a*LN(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
a=			-203.752	-6158.141	-0.009	-0.275	184501.886
b=			28616.72	43421.62	29567.76	57292.49	16298.55
r=			-0.997	-0.994	-0.996	-0.993	0.99
r^2=			0.995	0.989	0.993	0.986	0.98
採否			採用				

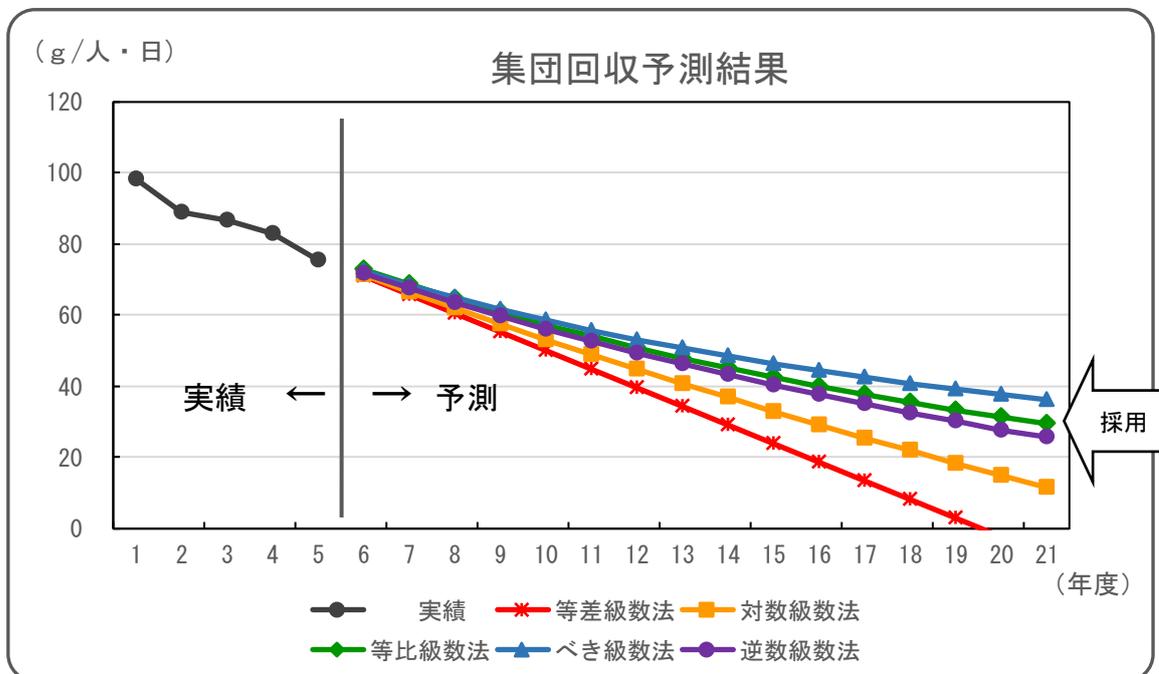


【採用理由】 相関性の最も高い等差級数法を採用した。

2) 集団回収

単位：g/人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	98.39	4	70.82	71.34	72.88	72.30	71.84
2	88.91	5	65.61	66.63	68.64	68.46	67.60
3	86.76	6	60.39	62.05	64.64	64.92	63.57
4	82.87	7	55.18	57.58	60.88	61.65	59.75
5	75.35	8	49.97	53.23	57.33	58.62	56.12
		9	44.76	48.99	53.99	55.81	52.67
		10	39.55	44.84	50.85	53.20	49.39
		11	34.33	40.80	47.89	50.77	46.25
		12	29.12	36.85	45.10	48.50	43.26
		13	23.91	32.99	42.47	46.38	40.40
		14	18.70	29.21	40.00	44.39	37.67
		15	13.49	25.51	37.67	42.53	35.05
		16	8.27	21.89	35.47	40.79	32.54
		17	3.06	18.35	33.41	39.15	30.14
		18	-2.15	14.88	31.46	37.60	27.83
		19	-7.36	11.47	29.63	36.15	25.61
式			$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
a=			-5.212	-171.884	-0.06	-1.99	5659.343
b=			258.45	687.29	631.96	90402.07	-85.36
r=			-0.977	-0.977	-0.978	-0.978	0.978
r^2=			0.954	0.955	0.956	0.956	0.956
採否					採用		



【採用理由】 相関性の最も高い等比級数法、べき級数法、逆数級数法のうち、中間値を示す等比級数法を採用した。

資料4 用語集

[い]

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

[か]

家電リサイクル法

⇒[と]「特定家庭用機器再商品化法」参照。

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める計画である。平成6年に第1次計画、平成12年に第2次計画、平成18年に第3次計画、平成24年に第4次計画、平成30年に第5次計画、令和6年に第6次計画が閣議決定された。

[き]

許可業者

町より事業系一般廃棄物の収集の許可を受けた業者。

[こ]

広域臨海環境整備センター

法昭和56年法律第76号。廃棄物の広域的処理が必要な区域において、海面埋立てによる広域処理場の建設、管理等の業務を行う法人の設立手続等を定める。本法に基づき、現在、近畿圏の2府4県を処理対象区域とする「大阪湾フェニックス計画」が推進されている。

小型家電リサイクル法

⇒[し]「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」参照。

[さ]

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準

が定められている。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理等を施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器等から再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」等がある。

再生利用

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示等の工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

[し]

資源の有効な利用の促進に関する法律

平成 3 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成 12 年に制定されたもの。①製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、②使用済製品の自主回収・リサイクル、③製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった 3R に関するさまざまな取組を促進することにより、循環経済システムの構築を目的とする。

資源有効利用促進法

⇒[し]「資源の有効な利用の促進に関する法律」参照。

自動車リサイクル法

⇒[し]「使用済自動車の再資源化等に関する法律」参照。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針等を定める計画である。平成15年に第1次計画、平成20年に第2次計画、平成25年に第3次計画、平成30年に第4次計画、令和6年に第5次計画が閣議決定・国会報告された。同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めている。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

使用済自動車の再資源化等に関する法律

平成14年法律第87号。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッターダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。

解体業者等の関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された。

[そ]

総排出量原単位

年間ごみ排出量÷365 日又は 366 日÷行政区域内人口

[た]

多量排出業者

スーパー又は量販店等、多量にごみを排出する業者に対し、ごみの排出抑制の方法、ごみの減量化計画等を事前に提出させる仕組み。

[ち]

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

[と]

特定家庭用機器再商品化法

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。ほかの廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な処理基準が適用される。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃 PCB、廃石綿等が指定されている。

[は]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

発生回避（リフューズ）

マイバッグを持参し、レジ袋を断るなど、不要なもの、余計なものを受け取らないこと。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

[ひ]

1人1日当たりの排出量（排出量原単位）

町民の1人が1日に排出しているごみの量。単位は、g/人・日である。

[ふ]

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチック資源循環促進法では「3R+ Renewable」の協力によりプラスチックの資源循環を目的としており、製品の設計から廃棄物の処理まで、ライフサイクルのすべてのプロセスでプラスチック資源を循環させるための法律。

[よ]

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

[り]

リサイクル

原材料として再び利用すること。再生利用。

リデュース

⇒[は]「発生抑制」参照。

リフューズ

⇒[は]「発生回避」参照。

リユース

⇒[さ]「再使用」参照。

[R]

Renewable

リニューアブル。そのままの英語の意味では「再生可能」。近年では、3RとRenewableを合わせた「3R+ Renewable」と呼んでおり、今までプラスチック製だったスプーンやストローを、紙や木材、バイオマスプラスチック等の再生可能な素材に変えていくことで、限りある資源を有効に使い、資源のむだづかいを減らす考え方。

[S]

SDGs

エスディージーズ「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標である。17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されている。

[数字]

3R

リデュース（Reduce）：廃棄物等の排出抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

4R

リフューズ（Refuse）：廃棄物等の発生抑制、リデュース（Reduce）：廃棄物等の排出抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の4つの頭文字をとったもの。